

委託調査

安保理決議による経済制裁：制裁に至る
事情・内容・効果等の横断的比較分析

報告書

2013年3月



目次

1 報告書の概要.....	1
1-1 調査の背景・目的	1
1-2 調査対象・調査方法.....	1
1-3 国連安理会決議による経済制裁の歴史・近年の傾向.....	3
2 実施中の制裁.....	6
2-1 イラク（1990－）	6
2-2 ソマリア（1992－）	11
2-3 タリバン・アルカイダ（1999－）	20
2-4 リベリア（2001－）	27
2-5 コンゴ民主共和国（2003－）	35
2-6 コートジボワール（2004－）	44
2-7 スーダン（2004－）	52
2-8 シリア（2005－）	58
2-9 レバノン（2006年－）	62
2-10 北朝鮮（2006－）	64
2-11 イラン（2006－）	74
2-12 エリトリア（2009－）	82
2-13 リビア（2011－）	89
2-14 ギニアビサウ（2012－）	95
3 終了した制裁.....	98
3-1 南ローデシア（1966－1979）	98
3-2 南アフリカ（1977－1994）	102
3-3 セルビア・モンテネグロ（1991－1996）	104
3-4 リビア（1992－2003）	108
3-5 リベリア（1992－2001）	111
3-6 ハイチ（1993－1994）	113
3-7 アンゴラ（1993－2002）	116
3-8 ルワンダ（1994－2008）	121
3-9 スーダン（1996－2001）	123
3-10 シエラレオネ（1997－2010）	125
3-11 セルビア・モンテネグロ（1998－2001）	128
3-12 エチオピア・エリトリア（2000－2001）	130
4 経済制裁の横断的分析	132
4-1 制裁手段の定式化	132
4-2 事態の発生と安理会決議採択までの期間の関係	136

4-3 人権・人道規範の発展と制裁への影響	138
5 制裁の課題・限界に関する分析	140
5-1 制裁手段の制限	140
5-2 制裁の不実施①：能力の欠如	140
5-3 制裁の不実施②：政治的意思の欠如	141
6 提言	142

図表目次

図表 1 国連安保理決議に基づく制裁一覧（2013 年 3 月 28 日現在）	2
図表 2 制裁数の推移	4
図表 3 制裁手段比較表（注 1）、（注 2）	133
図表 4 対北朝鮮制裁における事態発生から制裁発動までの期間	137
図表 5 対イラン制裁における事態発生から制裁発動までの期間	137
図表 6 対スーザン制裁（ダルフール紛争）における事態発生から制裁発動までの期間	138
図表 7 対 DRC 制裁における事態発生から制裁発動までの期間	138

略語表

略語	正式名称	日本語
AMISOM	African Union Mission in Somalia	アフリカ連合ソマリア・ミッション
AU	African Union	アフリカ連合
BCEAO	Banque Centrale des Etats de l'Afrique de l'Ouest	西アフリカ諸国中央銀行
ECOWAS	Economic Community of West African States	西アフリカ諸国経済共同体
EU	European Union	欧州連合
IAEA	International Atomic Energy Agency	国際原子力機関
ICC	International Criminal Court	国際刑事裁判所
IGASOM	IGAD Peacekeeping Mission in Somalia	IGAD ソマリア平和維持ミッション
IIIC	International Independent Investigation Commission	国際独立調査委員会
MONUC	United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo	国連コンゴ民主共和国ミッション
MONUSCO	United Nations Organization Stabilization Mission in the Democratic Republic of the Congo	国連コンゴ民主共和国安定化ミッション
NATO	North Atlantic Treaty Organization	北大西洋条約機構
NPT	Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons	核兵器の不拡散に関する条約
OAS	Organization of American States	米州機構
OPEC	Organization of the Petroleum Exporting Countries	石油輸出国機構
SSR	Security Sector Reform	治安部門改革
U'EMOA	Union Economique et Monétaire de l'Afrique de l'Ouest	西アフリカ経済通貨同盟
UN	United Nations	国際連合（国連）
UNAMIR	United Nations Assistance Mission for Rwanda	国連ルワンダ支援団
UNAMSIL	United Nations Observer Mission in Sierra Leone	国連シエラレオネ・ミッション
UNITA	The National Union for the Total Independence of Angola	アンゴラ完全独立民族同盟
UNITAF	Unified Task Force	統一タスクフォース
UNMIL	United Nations Mission in	国連リベリア・ミッション

略語	正式名称	日本語
	Liberia	
UNOCI	United Nations Operation in Côte d'Ivoire	国連コートジボワール活動
UNOSOM	United Nations Operation In Somalia	国連ソマリア活動
UNPOS	United Nations Political Office for Somalia	国連ソマリア政治事務所
UNPROFOR	United Nations Protection Force	国連保護軍
UNSMIL	United Nations Support Mission in Libya	国連リビア支援団
WMD	Weapons Of Mass Destruction	大量破壊兵器

1 報告書の概要

1-1 調査の背景・目的

国際の平和と安全に責任を有する国際連合（以下、国連）の安全保障理事会（以下、安保理）の決議に基づく経済制裁（以下、制裁）¹は、冷戦終結に伴う安保理の機能回復ともあいまって、その数は増加傾向にあり、かつその内容及び範囲は多岐かつ広範にわたり、複雑さを深めている。

また、北朝鮮によるミサイル発射・核実験に対する制裁のように、日本の安全保障に直接関係する事態に対して安保理決議に基づく制裁が実施されるケースも存在する。

かかる環境のもと、既に解除されたものを含めた全ての事例について、制裁に至る事情、制裁根拠、制裁内容、制裁効果を事案ごとに分析し、網羅的かつ横断的に比較分析することで安保理による制裁について理解を深めることは、日本が国連を中心とする集団安全保障システムに主体的に関与していくための政策の企画・立案にとって重要である。

また、国際の平和と安全の維持に貢献する姿勢及び能力を向上させることで、日本の安保理常任理事国入りないし非常任理事国選挙立候補への国際社会での理解及び支持を拡大することにつなげることにも資すると考えられる。

以上の理由から、本件調査では、安保理決議による制裁に関する網羅的かつ横断的な調査・分析を実施する。この調査・分析に基づき、制裁の効果や制裁に係る課題や限界について考察を行い、安保理における議論に貢献することを念頭においていた日本の政策や制裁を遵守させるための具体的な取組について提言を策定する。

本報告書の構成は以下のとおりである。1の残りで安保理決議に基づく制裁の歴史及び近年の傾向を概観し、2及び3で各制裁事例の特徴を実施中の事例とすでに終了した事例に分けてまとめている。続く4で近年の制裁の特徴を横断的に分析し、5において安保理決議に基づく制裁の課題や限界を指摘する。最後6で安保理及び日本政府に対する提言を行う。なお、6の提言は東京大学大学院法学政治学研究科教授の中谷和弘氏に執筆していただいた²。

1-2 調査対象・調査方法

本調査では、安保理決議に基づく制裁が調査対象となる。したがって、安保理の勧告や

¹ 国連憲章第1条第1項は、「国際の平和及び安全の維持」を目的として、「平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること」を定めている。この集団的措置は、軍事的措置と非軍事的措置に分けることができ、本件調査対象である経済制裁は、国連憲章第41条が定める「非軍事的措置」に属する。非軍事措置には、武器の禁輸を含む貿易と輸送手段の制限・禁止、経済援助や金融資産凍結といった金融上の措置の制限・禁止、外交関係の断絶、渡航禁止措置といった人的交流の禁止などが含まれる。このように、非軍事措置には貿易制限・禁輸措置や金融上の措置の制限・禁止といった経済的な影響を与える措置だけでなく、外交や人的交流に影響を与える措置も含まれており、本件調査における経済制裁とは、こうした非経済的措置についても含むものとする。

² 但し、本報告書の著作権は外務省に帰属する。

国連総会の決議に基づいて実施される制裁は調査対象から除かれる³。1945 年の国連創設から調査が実施された 2013 年 3 月 27 日までに 26 の制裁が実施されている。26 の制裁は図表 1 のとおりである。

図表 1 国連安保理決議に基づく制裁一覧（2013 年 3 月 28 日現在）

	対象	根拠決議	実施期間
1	南ローデシア	S/RES/232	1966-1979
2	南アフリカ	S/RES/418	1977-1994
3	イラク	S/RES/661	1990-継続中
4	セルビア・モンテネグロ	S/RES/713	1991-1996
5	ソマリア	S/RES/733	1992-継続中
6	リビア	S/RES/748	1992-2003
7	リベリア	S/RES/788	1992-2001
8	ハイチ	S/RES/841	1993-1994
9	アンゴラ (UNITA)	S/RES/864	1993-2002
10	ルワンダ	S/RES/918	1994-2008
11	スーダン	S/RES/1054	1996-2001
12	シェラレオネ	S/RES/1132	1997-2010
13	セルビア・モンテネグロ	S/RES/1160	1998-2001
14	タリバン・アルカイダ	S/RES/1267	1999-継続中
15	エチオピア・エリトリア	S/RES/1298	2000-2001
16	リベリア	S/RES/1343	2001-継続中
17	コンゴ民主共和国	S/RES/1493	2003-継続中
18	スーダン (ダルフール)	S/RES/1556	2004-継続中
19	コートジボワール	S/RES/1572	2004-継続中
20	シリア	S/RES/1636	2005-継続中
21	レバノン	S/RES/1701	2006-継続中
22	北朝鮮	S/RES/1718	2006-継続中
23	iran	S/RES/1737	2006-継続中
24	エリトリア	S/RES/1907	2009-継続中
25	リビア	S/RES/1970	2011-継続中
26	ギニアビサウ	S/RES/2048	2012-継続中

(出所) 各安保理決議に基づき三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング㈱作成

³ 国連総会や経済社会理事会による制裁の事例については、吉村祥子『国連非軍事的制裁の法的問題』(国際書院、2003 年) 148-177 頁。

本調査は、文献調査と外部有識者へのヒアリング調査に基づいている。文献調査については、国連及びその中の制裁委員会の報告書、論文や書籍、新聞報道から情報を収集した。ヒアリング調査は対面及び電話で実施した。ヒアリング調査では、以下の有識者から情報を得た。

- ① 中谷 和弘氏（東京大学大学院法学政治学研究科 教授）
- ② 吉村 祥子氏（関西学院大学国際学部 教授）
(五十音順)

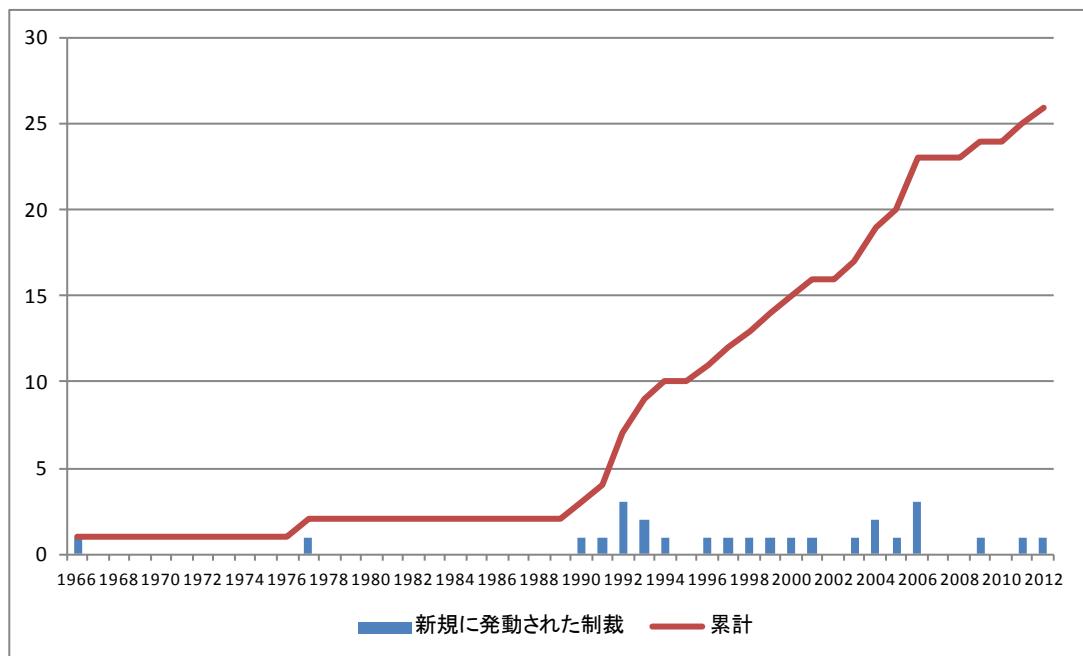
また、前述のとおり、中谷和弘氏に 6 の提言を執筆していただいた。

1-3 国連安理会決議による経済制裁の歴史・近年の傾向

図表 1 に示した通り、国連の創設から現在（2013 年 3 月）までに安理会決議に基づき実施された制裁は 26 例である。安理会決議に基づいて行われた初の制裁は、1966 年から実施された対南ローデシア制裁である。冷戦期に実施された制裁は、この対南ローデシア制裁と対南アフリカ制裁の 2 例のみである。

冷戦が終結し、東西間の対立が解消されることで、安理会が機能する環境が整うと、安理会決議に基づく制裁の数は飛躍的に増加した。図表 2 は、初の制裁が発動された 1966 年から 2012 年までに発動された制裁とその累計を示している。冷戦が集結した 1990 年以降、ほぼ毎年新たな制裁が発動されており、26 の事例のうち 24 が冷戦後に発動された制裁となっている。

図表 2 制裁数の推移



(出所) 安保理決議に基づき三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株作成

冷戦後の制裁のもう 1 つの特徴として、制裁の対象事例が多様化していることが挙げられる。対イラク制裁といった国際法違反を行った国家に対する制裁のように、本来、国連憲章が想定していた制裁がある一方、ソマリアやルワンダといった内戦に対する制裁や、パンナム機爆破事件における対リビア制裁や対タリバン・アルカイダ制裁といったテロ行為に対する制裁、対ハイチ制裁や対ギニアビサウ制裁のように民主的でない政府に対する制裁など、本来、国連憲章が想定していなかった事例に対しても制裁が発動されている。

制裁数の増加、制裁対象の多様化といった変化がある中で、冷戦後の制裁の最大の特徴は、制裁の実施にあたり「スマート・サンクション (smart sanction)」という概念が導入されたことであろう⁴。スマート・サンクションとは、一般市民、特に社会的弱者に制裁の影響が及ぶことを回避するとともに、制裁の原因行為を行った指導部に対する打撃を最大化することを目的とした制裁である⁵。特に対イラク制裁、対旧セルビア・モンテネグロ

⁴ 中谷和弘「安保理に基づく経済制裁—近年の特徴と法的課題—」『国際問題』No.570（2008 年）、34-36 頁。本田美樹「国連経済制裁におけるスマート・サンクションの模索」財団法人平和・安全保障研究所『国連安保理決議による経済制裁（平成 18 年度外務省委託調査）』（2007 年）。Wallensteen, Peter and Helena Grusell. "Targeting the Right Targets?: The UN Use of Individual Sanctions," *Global Governance*, Vol.18, No.2 (2012).

⁵ 中谷、同上、34 頁。但し、スマート・サンクションの導入により社会的弱者への影響回避と指導部への打撃最大化という 2 つの目的が達成されているかについて、国連、または制裁委員会としてまとまった報告書は公表されていない。前者については、スマート・サンクションの導入によっても社会的弱者への影響は十分回避できていないおそれがある（吉村祥子氏へのヒアリング）。また、後者についても、スマート・サンクションは当初期待されたほどのインパクトを与えていないとする国際関係論の分析がある。Wallensteen and Grusell, Ibid.; Drezner, Daniel W. "Sanctions Sometimes Smart: Targeted Sanctions in Theory and Practice," *International Studies Review*, Vol.13, Issue 1 (2011)。

制裁（1991年-1996年）、対ハイチ制裁で実施された包括的な禁輸措置により、無辜の市民が大きな経済的打撃を受けたことが明らかになったことで、こうした罪のない市民に対する被害を最小化する制裁が模索されることになる⁶。

スマート・サンクションについては、国連自身⁷及び学界において活発に議論されるところとなるが、特にスイス外務省主催のインターラーケン・プロセス（1998-1999年）⁸、ドイツ外務省主催のボン・プロセス（1999-2000年）、ストックホルム・プロセス（2001-2002年）⁹は、議論に国連担当者が参加したこと、会議の成果が国連事務総長の報告で言及されていることに加え、安保理の会合や決議にも反映されるなど今日の制裁のあり方に大きな影響を与えており¹⁰。

以上の制裁の歴史及び近年の傾向を踏まえた上で、以下、26の制裁事例についてその特徴をまとめることとする。

⁶ 本田「国連経済制裁におけるスマート・サンクションの模索」、43頁。

⁷ 国連については、1995年の『平和への課題：補遺（Supplement of an Agenda for Peace）』で、経済制裁が予期せぬ影響を与えることが指摘され、さらに制裁の目的や解除条件の明確化、制裁発動前に対象国や第三国に対する潜在的影響の評価、弱者への人道的援助の提供の保証、制裁の適用監視などについて提言がなされている。その他、国連人道問題調整室（OCHA）は、1997年に『より人道的かつ効果的な制裁の運営に向けて—国連システムの能力の拡大（Toward More Human and Effective Sanctions Management: Enhancing the Capacity of the United Nations System）』という報告書を公表し、制裁に伴う痛みと利益を衡量し、制裁発動前に、保健や経済、ガバナンスと市民社会、人道上の活動等について調査を実施すること、人道上の適用除外に関する決定方法の改善などを提案した。吉村祥子「アフリカの紛争と国連の経済制裁」川端正久・武内進一・落合雄彦（編）『紛争解決 アフリカの経験と展望』（ミネルヴァ書房、2010年）、148頁。

⁸ State Secretariat for Economic Affairs (SECO) website,
<http://www.seco.admin.ch/themen/00513/00620/00639/00641/index.html?lang=en> (2013年2月14日アクセス)。

⁹ Wallensteen, Peter, Carina Staibano, and Mikael Eriksson (eds.). *Making Targeted Sanctions Effective: guidelines for the Implementation of UN Policy Options* (Department of Peace and Conflict Research, Uppsala University, 2003)

http://pcr.uu.se/digitalAssets/99/99313_Final_report_complete.pdf (2013年2月14日アクセス)

¹⁰ 国連や学界における動向については、本田「国連経済制裁におけるスマート・サンクションの模索」、44-46頁参照。

2 実施中の制裁

2-1 イラク（1990-）

制裁対象	イラク
制裁理由	<ul style="list-style-type: none">・クウェート占領の停止と同国の主権と領域的一体性の回復・大量破壊兵器の査察・武装解除・イラク代表政府確立のための環境整備
制裁に至る事情・背景	<p>1990年、イラクはクウェートが石油輸出国機構(OPEC)で決められた石油の生産枠を超える量を生産し、石油の価格下落を引き起こしていると非難¹¹。また、同年7月に、クウェートがイラクに侵入していること、イラク領内の油田を許可を得ず採掘していること、生産枠を超過して石油を生産していることを挙げ、以上のクウェートの行為を「戦争行為」と非難。8月2日にクウェートに侵攻、占領した。</p> <p>こうした事態を受けて、安保理は同日S/RES/660を採択し、イラクに即時無条件のクウェートからの撤退を要求(demand)。8月6日のS/RES/661により経済制裁措置の発動を決定した。1991年2月、安保理から授権された米国を中心とする多国籍軍により、イラクはクウェートから撤退した。</p> <p>2003年3月20日、大量破壊兵器の保有や国連査察への非協力等を理由に、米国を中心とする有志連合によるイラク攻撃を開始。同年5月1日には、ジョージ・W・ブッシュ政権は「戦闘終結宣言」を発表した。こうした情勢の変化を受けて、5月22日、安保理はS/RES/1483を採択して、包括的な武器禁輸措置を解除した。しかし、イラク情勢は引き続き国際の平和と安全に対する脅威を構成するとして、資産凍結など新たな措置を発動した。</p>
根拠決議	S/RES/661（1990年8月6日） S/RES/1483（2003年5月22日） S/RES/1546（2004年6月8日）

¹¹ 吉村『国連非軍事的制裁の法的問題』128-135頁。

実施期間	<p>①包括的禁輸（武器禁輸含む）：1990年－2004年</p> <p>②武器禁輸：2004年－</p> <p>③資産凍結：2003年－</p>
制裁内容（手段、対象）	<p>① [Decides]包括的禁輸・武器禁輸 イラクまたはクウェートからのあらゆる物資の輸入の禁止（S/RES/661, para.3 (a)）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イラクまたはクウェートからのあらゆる物資の輸出または積み替えを促進する（と思われる）あらゆる活動を自国民が提供することの禁止（S/RES/661para.3 (b)）。 ・武器等を含むあらゆる物資の供給禁止（S/RES/661, para.3 (c)）包括的な武器禁輸は S/RES/1483 にて終了（S/RES/1483, para.10）。 <p>② [Decides]資産凍結、移転の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧イラク政府政府またはその下部組織等の資産で、2003年5月22日時点でイラク国外に存在したもの（S/RES/1483, para.23 (a)）。 ・サダム・フセインまたは旧イラク政府高官（家族を含む）、及びその保有・支配する組織が取得または国外に持ち出した資産（S/RES/1483, para.23 (b)）。 <p>③ [Decides]渡航禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連大量破壊兵器破壊特別委員会（UNSCOM）の活動の妨害に関わるイラク政府職員及び国軍の入国・通過の阻止（S/RES/1137, paras.4-5）。 <p>④ [Calls upon]貨物検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨物検査を実施しているクウェート海軍との協力を要請（S/RES/665, para.1）。
制裁リスト	<p>List of individual established pursuant to S/RES/1483 (2011年12月7日更新)</p> <p>List of entities established pursuant to S/RES/1483 (2006年5月12日更新)</p>
指定基準	<p>①サダム・フセインまたは旧イラク政府高官及びその家族 ②上記のものが所有・支配する組織 ③旧イラク政府またはその下部組織・機関等</p>
適用除外（S/RES/1483 以降）	<p>①武器禁輸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イラクへの武器・関連物資の販売あるいは供給に関する禁止措置は、イラク政府あるいは多国籍軍が必要とする武

		器・関連物資に適用されない (S/RES/1546, para.21)。 ・ S/RES/687, paras.8-12 に規定する項目に関連する各国の禁止措置あるいは義務、もしくは S/RES/707,3 (f) に述べられている活動に影響しない (S/RES/1546, para.21)。
制裁委員会	根拠決議	S/RES/1518 (2003 年 11 月 24 日)
	議長	Mr. Kodjo Menan (トーゴ) (~2013 年 12 月 31 日)
	副議長	韓国 (2013 年)
	マンデート	① S/RES/1483, para.19 による制裁対象者指定リストの維持・更新。 ② S/RES/661 で設置された委員会が指定した者の情報更新を含む。
	ガイドライン	制裁リスト削除手続きは 2005 年 12 月 14 日作成。 ① 意思決定方法：(原則) コンセンサス。コンセンサスが不調の場合、安保理に提出。 ② 書面手続き：3 作業日を期間とする”no objection procedure”により決定案を回覧。 ③ 制裁リスト掲載手続き ・ 被指定者は居住地・国籍国経由で見直し・除外の申立てができる ・ 削除申請受領後、制裁委員会はイラクの国連常駐代表に申請された個人または団体に関する見解 (review) を求める。 ・ 決定はコンセンサス。
専門家パネル	専門家パネルの有無	あり
	根拠	S/1999/100 (1999 年 1 月 30 日)
	マンデート	① 第 1 パネル 効果的な武装解除のモニタリング及び検証レジームの再構築に関する助言の提供 (S/1999/100, para.4) ② 第 2 パネル イラク人民の人道的ニーズの調査 (S/1999/100, para.5) ③ 第 3 パネル 戦争捕虜及びクウェートの資産に関する問題の評価と助言の提供 (S/1999/100, para.6)

	それぞれ 1999 年 4 月 15 日までに安保理に提言を提出 (S/1999/100, para.1)。
制裁の効果	Weiss らは、イラクがクウェートから撤退したのは、経済制裁では米軍を中心とする多国籍軍の介入によるものと評価 ¹² 。
その他	S/RES/661 に基づく包括的な禁輸措置により、特に石油輸出が大幅に減少し、イラク経済に大きな打撃となる ¹³ 。また、多国籍軍による攻撃によって、工場が破壊され、多くの失業者が発生したり、水供給施設が破壊されたりしたことも相まって、一般市民が困窮状態に落ちいる人道的被害が発生。他方で、クウェートから撤退後もフセイン政権が崩壊することはなかったため、包括的な経済制裁が制裁の原因となる行為をした指導者や政治エリートの政策決定に影響を与えない一方で、無辜の一般市民が打撃を受けたことの反省が後のスマート・サンクションの主流化につながる。

関連決議

決議	採択日	内容
S/RES/1956	2010 年 12 月 15 日	石油等の対価のイラク開発基金への入金アレンジを 2011 年 6 月 30 日で終了
S/RES/1905	2009 年 12 月 21 日	石油等の対価のイラク開発基金への入金アレンジの延長
S/RES/1859	2008 年 12 月 22 日	石油等の対価のイラク開発基金への入金アレンジの延長
S/RES/1790	2007 年 12 月 18 日	石油等の対価のイラク開発基金への入金アレンジの延長
S/RES/1723	2006 年 11 月 28 日	石油等の対価のイラク開発基金への入金アレンジの延長
S/RES/1637	2005 年 11 月 8 日	石油等の対価のイラク開発基金への入金アレンジの延長
S/RES/1546	2004 年 6 月 8 日	武器禁輸の除外規定
S/RES/1518	2003 年 11 月 24 日	制裁委員会の設置
S/RES/1483	2003 年 5 月 22 日	安保理決議 661 のうち、武器禁輸を除く制裁を解除 661 制裁委員会マンデート終了 追加的制裁措置：資産凍結
S/RES/986	1995 年 4 月 14 日	経済制裁の一部解除
S/RES/706	1991 年 8 月 15 日	経済制裁の一部解除
S/RES/700	1991 年 6 月 17 日	制裁実施ガイドライン策定
S/RES/687	1991 年 4 月 3 日	人道的観点からの制裁緩和

¹² Weiss and Burke. *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p.11

¹³ Farrall, Jeremy Matam. *United Nations Sanctions and the Rule of Law* (Cambridge University Press, 2009)

S/RES/670	1990年9月25日	追加制裁措置、制裁遵守要請
S/RES/666	1990年9月13日	制裁の人道的観点からの除外検討に関する委員会の義務
S/RES/665	1990年8月25日	制裁実施のための貨物検査要請
S/RES/661	1990年8月6日	制裁措置発動

2-2 ソマリア（1992—）

制裁対象	ソマリア
制裁理由	<ul style="list-style-type: none"> ・莫大な人命損失・物質的被害を含む人道的状況の悪化の停止 ・ソマリア国内の平和と安定の確立¹⁴
制裁に至る事情・背景	<p>1991年1月のバレ大統領追放後、権力の空白が発生し、武装した氏族（Clan）間の内戦で国家が崩壊状態に陥り、飢饉、強制移住をともなう深刻な人道的危機が発生した¹⁵。</p> <p>1992年1月23日、安保理はS/RES/733を採択、ソマリアの事態の継続が国際平和と安全に対する脅威を構成していることを懸念し、紛争当事者に即時の停戦合意を強く求め（urge）、ソマリア国内の平和と安定の確立を目的として憲章7章のもとで決定し（decide）、同国への全ての武器及び軍備の禁輸を全加盟国に義務づけた。</p> <p>1992年7月以降、国連ソマリア活動（UNOSOM）及び多国籍軍（UNITAF）が展開され、人道支援確保に必要なすべての措置を授権されるも、武装勢力の抵抗に遭い1995年に完全撤退¹⁶。2000年代からは周辺諸国の仲介により中央政府樹立が試みられ、2004年暫定連邦政府（TFG）を含む暫定連邦組織（TFI）発足。2007年、安保理は決議1772で政府間開発機構のIGASOMを後継するアフリカ連合ソマリア活動（AMISOM）にTFI支援等に必要なすべての措置を授権。2008年8月、TFGと一部の勢力の間で停戦等を内容とする「ジブチ合意」成立。しかし、イスラム法廷会議等の反対勢力との紛争は続き、内戦長期化が海賊・海上武装強盗の温床となっている。</p> <p>2008年11月、安保理は、S/RES/1844を採択し、すべての加盟国が武器禁輸を完全に遵守することを改めて要求（reiterating its demand）するとともに、指定された個人に対する渡航禁止、同個人及び団体に対する武器譲渡禁止及び資産凍結を決定。2012年2月には、決議2036でソ</p>

¹⁴ RES/733(1992), preamble, para.5; Weiss and Burke. *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p. 16.

¹⁵ Ibid.; http://www.ucdp.uu.se/gpdatabase/gpcountry.php?id=141®ionSelect=1-Northern_Africa (2013年2月21日アクセス)

¹⁶ S/RES/794(1992), S/RES/814 (1993).

	マリアからの木炭の禁輸を決定。
根拠決議	<ul style="list-style-type: none"> ・S/RES/733（1992年1月23日） ・S/RE/S1844（2008年11月20日） ・S/RES/2036（2012年2月22日）
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ①武器禁輸：1992年— ②渡航禁止：2008年— ③資産凍結：2008年— ④木炭禁輸：2012年—
制裁内容（手段、対象）	<p>①武器禁輸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[Decides] ソマリアへの包括的武器及び軍備の禁輸（S/RES/733, para.5）。 ・[Stresses] 上記措置は武器等のあらゆる取得及び引渡しにかかる資金提供を禁止（S/RES/1425, para.1）。 ・[Decides] ソマリアへの、直接・間接の、技術的助言、財政その他の支援、軍事活動に関する訓練の提供の禁止（S/RES/1425, para.2）。 ・[Decides] 委員会が指定する個人または団体への、直接・間接の、武器及び軍備の提供・販売・移転、軍事的活動に関する技術的支援もしくは訓練、投資・周旋等を含む財政支援等の提供の禁止（S/RES/1844, para.7）。 <p>②[Decides] 渡航禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会が指定する個人の加盟国内領域内への進入・通過の禁止（S/RES/1844, para.1）。 <p>③[Decides] 資産凍結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会が指定する個人・団体またはそれらの代理・指示により行為する個人・団体が、直接・間接に所有・管理する、加盟国内にある資産の凍結（S/RES/1844, para.3）。 ・加盟国内の資金、金融資産、金融資源が、自国民または領域内にいる個人・団体によって、委員会が指定する個人・団体の利益のために利用可能とされないことの確保（S/RES/1844, para.3）。 <p>④[Decides] 木炭禁輸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソマリアからの直接・間接の木炭の輸出入の禁止（S/RES/2036, para.22）。 ・決議の日から120日以内に、上記措置の実施状況を委員

	会に報告（S/RES/2036, para.22）。
制裁リスト	List of Individuals and Entities Subject to the Measures Imposed by Paragraphs 1, 3 and 7 of Security council Resolution 1844 (2008) ¹⁷ (2012年8月23日更新)
指定基準	<p>① ソマリアの平和・安全・安定を脅かす行為（ジブチ合意またはソマリアの政治過程を脅かす行為、TFI または AMISOM を力で脅かす行為を含む）に従事・支援している者または団体。</p> <p>② 武器禁輸に違反した者または団体。</p> <p>③ ソマリアへの人道支援を妨害している者または団体</p> <p>④ 国際法に違反して、ソマリアでの紛争に児童を利用する政治的・軍事的指導者または団体。</p> <p>⑤ 国際法に違反する、ソマリアでの児童・女性を含む市民に対する攻撃（四肢切断、殺害、ジェンダーに基づく暴力、病院等の攻撃、強制移住を含む）に有責な者または団体（S/RES/1884, para.8、S/RES/2002, para.1）。</p>
適用除外	<p>① 武器禁輸（ただし、個人・団体への武器譲渡には除外適用なし）¹⁸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国連、報道、人道・開発支援従事者によって一時的に持込まれ個人的に使用される防弾チョッキ、ヘルメット等の防護用衣類（S/RES/1356, para.2）。 ・ 人道・保護的用途のみを意図した非殺傷的武器等で、委員会の事前承認を経たもの（S/RES/1356, para.3）。 ・ IGASOM 及び AMISOM による使用あるいはその支援にのみ供する武器等及び技術的訓練・支援（S/RES/1725, para.5）。 ・ 暫定連邦組織の政治過程と調和した治安部門開発のための、武器等及び技術支援で、それを提供しようとする国家、国際機関、地域機関、準地域機関が義務として（shall）委員会に個別に事前の通知を行い、かつ、委員会が 5 作業日以内に否定的な決定を行わない場合（S/RES/1744, para.6 (b), 7）。 ・ ソマリア沖・沿岸の海賊及び海上武装強盗対策のみのためのソマリアへの技術的支援、及び当該対策のみのために

¹⁷ http://www.un.org/sc/committees/751/pdf/1844_cons_list.pdf (2013年2月22日アクセス)

¹⁸ <http://www.un.org/sc/committees/751/> (2013年2月22日アクセス)

	<p>加盟国及び地域機構が使用する武器等 (S/RES/1816, para.6)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連ソマリア政治事務所 (UNPOS) の使用またはその支援のみに供される武器等及び支援 (S/RES/2060, para.10) ・S/RES/2093 採択後 12 カ月間、ソマリア人民保護のために使用する目的でソマリア連邦政府に提供される武器及び助言・訓練等。ただし同決議の ANNEX に規定される物品は除く (S/RES/2093, para.33)。 ・2012 年 1 月 5 日アフリカ連合 (AU) 戦略概念 (African Union Strategic Concept of 5 January 2012) のもとで行動する ANISOM の戦略的パートナーに提供される武器。 <p>② 航制限の適用除外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別に委員会が承認する人道的な必要 (宗教的必要を含む) がある場合 (S/RES/1844, para.2 (a))。 ・個別に委員会が承認するソマリアの平和・国民和解・安定実現に資する場合 (S/RES/1844para.2 (b))。 <p>③ 産凍結の適用除外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係加盟国が、被指定者の必要な基礎的経費 (食糧、賃料または抵当、医薬品及び医療、租税、保険料及び公共料金を含む) と決定したもの、または、妥当な法的役務関連費または被凍結資産の保有・維持のための国内法に基づく手数料等のみに充てられると決定したもので、当該資産へのアクセスを認める意図が関係国によって委員会に通知され、かつ、委員会が 3 作業日以内に否定的な決定を行わない場合 (S/RES/1844, para.4 (a))。 ・関係加盟国が必要な臨時経費と決定したもので、関係国または関係加盟国により委員会に通知され、かつ、委員会によって承認された場合 (S/RES/1844, para.4 (b))。 ・関係加盟国が、この決議の日以前に効力を生じる、被指定者等の利益のためでない司法・行政・仲裁上の担保または判決の対象であると決定し、当該担保または判決の充足のために使用されるもので、かつ関係国または関係加盟国により委員会に通知された場合 (S/RES/1844, para.4 (c))。 ・国連諸機関・国連オブザーバー人道組織・そのパートナ
--	---

	<p>一組織による緊急人道支援の適時実行のための支払い (S/RES/1916, para.5)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記に加えて、国連統一人道アピール (UN Consolidated Appeal for Somalia) に参加している NGO による緊急人道支援の適時実行のための支払い (~2013年7月24日) (S/RES/2060, para.7)。
制裁委員会	<p>根拠決議</p> <p>S/RES/751 (1992年4月24日)</p> <p>S/RES/1907 (2009年12月23日)</p> <p>(S/RES/1907 (2009) を受けて、2010年2月26日に「ソマリア及びエリトリアに関する S/RES/751 (1992) 及び 1907 (2009) のための制裁委員会」に改称、エリトリア制裁にマンデートが拡大)</p>
議長	Mr. Kim Sook (韓国) (~2013年12月31日)
副議長	パキスタン及びトーゴ (~2013年12月31日)
マンデート (ソマリア制裁関連のみ記載)	<p>① 安保理議733パラグラフ8に規定された武器禁輸措置の実施のために各国がとった行動の情報収集。</p> <p>② 武器禁輸違反に関する情報の検討、それを踏まえた実効性拡大のための方法の安保理への提案。</p> <p>③ 武器禁輸違反に対する適切な措置の提案。</p> <p>④ 安保理への定期的な情報提供 (以上 S/RES/751, para.11)。</p> <p>⑤ 武器禁輸除外事由該当性 (非殺傷武器等) の検討・決定 (S/RES/1356, para.4 により追加)。</p> <p>⑥ 制裁実施状況の監視。</p> <p>⑦ 制裁実施のために各国がとった行動の情報収集。</p> <p>⑧ 制裁の違反情報を調査し、必要な場合には適切な行為をとること。</p> <p>⑨ 制裁対象となる個人・団体の指定。</p> <p>⑩ 渡航制限・資産凍結の除外事由該当申請の検討・決定。</p> <p>⑪ 制裁リストの定期的な見直し。</p> <p>⑫ 安保理への定期的な報告。</p> <p>⑬ 制裁の違反情報の検討、必要な措置の決定。</p> <p>⑭ ガイドラインの見直しと改訂。 (⑥-⑭ S/RES/1844, para.11 により追加)</p>
ガイドライン	2010年3月30日アップデート

	<p>①会合及び決定手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則非公開、コンセンサス（不調の場合は問題を安保理に提出できる）、必要に応じて特に利害関係を有する加盟国を参加させることができる。 ・決定は書面手続きによる。この場合、議長は各構成員に決定案を回覧し、5作業日以内（S/RES/1844, para.4 (a)による資産凍結除外の場合には3作業日以内、緊急時には議長の定める日数以内）に異議がない場合には採択されたものとみなす。 <p>②制裁リストへの追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟国は、陳述の公開可能な部分及び利害関係国の請求に応じて公開可能な部分を特定しなければならない。 ・請求が5作業日以内に承認されなかった場合には、委員会は請求国にその請求の状態を伝える。 ・国連事務局は、追加の公表後、追加後1週間以内に、被指定者・団体の居住・所在国及び個人の国籍国に通知。通知を受けた国家は、当該個人または団体に適時にその旨を通知することが求められる。 <p>③制裁リストからの除外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟国はいつでも除外請求をなすことができる。 ・制裁対象指定された個人・団体は、フォーカル・ポイントまたは居住国・国籍国政府通过对事案の見直しを請求することができる。ただし、国家は、自国の居住者または国民はフォーカル・ポイントに直接申し立てるべきものと決定することができる。 ・除外請求者は、制裁指定基準の要件に該当しない理由を説明しなければならない。 ・国連事務局は、除外から1週間以内に被除外者・団体の所在国及び個人の国籍国に通知。通知を受けた国家は当該個人・団体に適時に通知することが求められる。 <p>④制裁リスト情報の更新及び見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング・グループは、委員会が受取った情報のすべてを検討し、4週間以内に更新の要否を助言。 ・制裁リストの見直しは年に1度行われる。 <p>⑤武器禁輸除外手続き</p> <p>⑥資産凍結除外手続き</p>
--	--

		⑦渡航禁止除外手続き
専門家パネル	専門家パネルの有無	あり
	根拠決議	S/RES/1519（2003年12月16日） (S/RES/1425で設置された専門家パネルの後継として上記決議でモニタリング・グループを設置。さらにS/RES/1907によってソマリア及びエリトリアに関するモニタリング・グループに改称。現行マンデートはS/RES/2060によって延長されたもの。)
	マンデート (ソマリアに関するもののみ記載)	①制裁措置実施の監視の補佐。 ②制裁リスト掲載理由の公示の補佐。 ③指定団体アル・シャバーブの収入源になりうるソマリアの港湾事業の調査。 ④ソマリア及び周辺国の武器禁輸実施状況の現地調査。 ⑤武器禁輸のためにソマリア及び加盟国（とりわけ周辺国）が実施した措置の評価。 ⑥武器禁輸の実効性を高めるための提案。 ⑦武器禁輸違反行為の資金源となった活動の調査。 ⑧武器禁輸違反行為に関連して使用された交通経路及び施設の調査。 ⑨制裁リスト指定候補者に関する情報の精緻化・更新、委員会への提供。 ⑩調査に基づく委員会への勧告。 ⑪制裁措置の遵守増大のための追加的措置の勧告に関する委員会との緊密な協力。 ⑫制裁措置の実施を促進するために、地域諸国的能力を強化できる分野の特定の補助。 ⑬委員会を通して安保理に中間報告及び最終報告書を提出。
	制裁の実施状況・違反国	①全般的な違反：1992年の実施以来、少なくとも2003年まで深刻な違反が継続 ¹⁹ ②エリトリア：武器禁輸違反（財政的支援含む） ²⁰ ③イエメン：武器禁輸違反 ²¹ ④エチオピア：武器禁輸違反 ²²

¹⁹ S/RES/1474(2003); Weiss and Burke. *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p.16.

²⁰ S/2008/769, S/2010/91, S/2012/544.

²¹ S/2010/91, S/2012/544.

制裁の効果	1992年の武器禁輸措置の直後、紛争当事者が停戦に合意したが、停戦合意は短期間で破れた。1992年の武器禁輸が実効性を欠き、組織的な暴力と人道的危機が続いていたために2008年に制裁が追加された ²³ 。
制裁に係る課題・限界	周辺国を介した武器の流入や支援の阻止が課題となっている。モニタリング・グループは、2008年の報告書で、武器流入を遮断できなければ平和と安定は極めて困難と述べ、イエメンがアデン湾経路を封鎖して武器の流入を止める必要があると指摘。2012年の報告書でも、資金提供が疑われる投資会社等の制裁対象指定に加えて、南アフリカ、アラブ首長国連盟、ウガンダ、エチオピアの港・空港が違反行為に利用されるのを阻止する必要を指摘 ²⁴ 。

関連決議

決議	採択日	内容
S/RES/2093	2013年3月6日	武器禁輸の一部緩和
S/RES/2060	2012年7月25日	モニタリング・グループのマンデート延長（～2013年8月25日）
S/RES/2036	2012年2月22日	木炭禁輸制裁を追加、委員会及びモニタリング・グループのマンデート拡大
S/RES/2002	2011年7月29日	モニタリング・グループのマンデート延長（12カ月）
S/RES/1916	2010年3月19日	モニタリング・グループのマンデート延長（12カ月）
S/RES/1907	2009年12月23日	エリトリア制裁開始に伴う委員会及びモニタリング・グループのマンデート拡大
S/RES/1853	2008年12月19日	モニタリング・グループのマンデート延長（12カ月）、5人目の専門家を追加
S/RES/1844	2008年11月20日	資産凍結、渡航禁止の追加、委員会のマンデート拡大、モニタリング・グループのマンデート拡大
S/RES/1811	2008年4月29日	モニタリング・グループのマンデート延長（6カ月）
S/RES/1801	2008年2月20日	AMISOM期間延長（6カ月）、その間の武器禁輸除外継続確認
S/RES/1772	2007年8月20日	AMISOM期間延長（6カ月）、その間の武器禁輸除外（従前と同様）
S/RES/1766	2007年7月23日	モニタリング・グループのマンデート延長（6カ月）
S/RES/1744	2007年2月20日	AMISOM展開と必要なすべての措置を授権（6カ月）、AMISOMへの武器等供給（要委員会への個別・事前通知）及びTFGの政治過程と調和した治安部門開発のための武器等供給（要委員会への通知+委員会による5作業日以内の否決なし）

²² S/2010/91.

²³ Weiss and Burke. *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p.17.

²⁴ S/2008/769, S/2012/544.

		を武器禁輸から除外
S/RES/1725	2006年12月6日	IGAD及びAU諸国にソマリアでの防衛・訓練ミッション展開を授權、そのための武器等の供給を武器禁輸から除外(6カ月)
S/RES/1724	2006年11月29日	事務総長にモニタリング・グループの再設置を要請(6カ月)
S/RES/1676	2006年5月10日	事務総長にモニタリング・グループの再設置を要請(6カ月)
S/RES/1630	2005年10月14日	事務総長にモニタリング・グループの再設置を要請(6カ月)
S/RES/1587	2005年3月15日	事務総長にモニタリング・グループの再設置を要請(6カ月)
S/RES/1558	2004年8月17日	事務総長にモニタリング・グループの再設置を要請(6カ月)、マンデート更新
S/RES/1519	2003年12月16日	専門家パネル期間延長せず、事務総長にモニタリング・グループ設置を要請(期間6カ月、4名までの専門家)
S/RES/1425	2002年7月22日	武器禁輸の範囲の明確化(武器獲得の財政支援を含むことを強調、直接・間接の財政・技術支援等を含むことを決定)、事務総長に専門家パネル設置を要請(6カ月)
S/RES/1356	2001年6月19日	国連要員等が使用する防護用衣類、非殺傷的武器(要委員会の事前承認)を武器禁輸から除外
S/RES/751	1992年4月24日	制裁委員会設置
S/RES/733	1992年1月23日	武器禁輸制裁開始

2-3 タリバン・アルカイダ（1999－）

制裁対象	アルカイダ、タリバン
制裁理由	・テロ活動への支援の停止 ・ウサマ・ビン・ラディンの引き渡し ・テロ行為の停止
制裁に至る事情・背景	<p>対アフガニスタン（タリバン）に対する経済制裁は、アフガニスタン国内におけるタリバンの国際人道法及び人権法違反、並びに 1998 年 8 月に発生したケニアのナイロビ及びタンザニアのダルエスサラームにおける米国大使館爆破事件に国際テロ組織アルカイダが関与したとされ、アルカイダのリーダーであるウサマ・ビン・ラディンの引き渡しをタリバンに要請²⁵。全ての国に対して、タリバン支配地域における航空機の離発着禁止やタリバンの資産凍結等の措置を決定。</p> <p>2002 年には、前年の 2001 年 9 月 11 日に米国で発生した同時多発テロ事件を契機に、ウサマ・ビン・ラディンとアルカイダに対して、資産凍結、渡航禁止措置を実施。</p>
根拠決議	S/RES/1267（1999 年 10 月 15 日） S/RES/1333（2000 年 12 月 19 日） S/RES/1390（2002 年 1 月 16 日）
実施期間	① 資産凍結：1999 年－ ② 渡航禁止：2002 年－ ③ 武器禁輸：2000 年－ ④ 航空機乗り入れ禁止：1999 年－2002 年 ⑤ 外交関係の断絶：2000 年－
制裁内容（手段、対象）	① [Decides] 資産凍結 ・ 制裁リスト掲載者・団体の資産を凍結。その他の資産が彼らの利益のために利用されることを阻止（S/RES/1267, para.4 (b)、S/RES/1333, para.8 (c)、S/RES/1390, para.2 (a)）。 ② [Decides] 渡航禁止 ・ 制裁リスト掲載者の渡航禁止（S/RES/1390, para.2 (b)）。

²⁵ Weiss and Burke. *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p. 38.

	<p>③ [Decides]武器禁輸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制裁リスト掲載者・団体に対する武器等の供給・販売・移転、軍事訓練等の提供禁止 (S/RES/1333, para.5、S/RES/1390, para.2 (c))。 <p>④ [Decides]航空機乗入れ禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タリバンが所有・貸与・運用する航空機について、アフガニスタンから離発着する航空機の乗入れ禁止 (S/RES/1267, para.4 (a)、S/RES/1333, para.11)。 <p>⑤ [Decides]外交関係の断絶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タリバンの事務所の閉鎖 (S/RES/1333, para.8 (a))。
制裁リスト	The List established and maintained by the 1267 Committee with respect to individuals, groups, undertakings and other entities associated with Al-Qaida (2013年3月25日更新)
指定基準	<p>①アルカイダ・タリバン・ウサマ・ビン・ラディン、その他アルバイト等と関係がある個人・団体。</p> <p>②アルカイダ等の活動、準備、計画等に参加。</p> <p>③アルカイダ等に武器等を供給。</p> <p>④アルカイダ等に勧誘。</p> <p>⑤その他アルカイダ等の活動を支援。</p> <p>⑥上記の者が直接・間接に所有・支配する組織。</p>
適用除外	<p>①航空機乗り入れ禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メッカ巡礼 (Hajj) 等、人道的必要性があり、制裁委員会の事前の許可があるもの (S/RES/1267, para.4 (a))。 <p>②資産凍結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人道的必要性があると制裁委員会が認めたもの (S/RES/1267, para.4 (b))。ただし、この除外はS/RES/1452で廃止。 ・基本的な支払い、または緊急の支出目的に必要なもので制裁委員会の事前の承認があるもの (S/RES/1452, para.1 (a), (b))。 ・制裁実施前の契約や合意、義務に基づく利子及び未払い金の取得 (S/RES/1452, para.2)。 <p>③武器禁輸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人道的な使用を目的とした非殺傷的な武器で、制裁委員会の許可があるもの。及び、国連職員、メディア、人道支

		援活動従事者が使用する防護服 (S/RES/1333, para.6)。 ④ 渡航禁止 ・ 裁判目的、もしくは制裁委員会が事前に認める場合 (S/RES/1390, para.2 (b))。
制裁委員会	根拠決議	S/RES/1267 (1999年10月15日) S/RES/1988 (2011年6月17日)、S/RES/1989 (2011年6月17日) S/RES/1988 及び S/RES/1989 により、対タリバン経済制裁と対アルカイダ経済制裁が分離したことから、制裁委員会も対タリバン制裁委員会と対アルカイダ制裁委員会に分離した。
	議長	Mr.Gary Francis Quinlan (オーストラリア) (～2013年12月31日)
	副議長	グアテマラ、ロシア (2013年)
	マンデート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制裁措置を効果的に実施するためにとった各国の行動に関する情報収集。 ・ 制裁違反に関する情報の調査・検討。 ・ 制裁措置によって生じる影響（人道的なものも含む）について安保理に定期的に報告。 ・ 制裁違反をした人物や団体について安保理に定期的に報告。 ・ 航空機もしくは他の金融資源の指定。 ・ 安保理に対し、1718委員会の作業について、特に S/RES/1718 のパラグラフ8の規定により課される措置の効果を強化する方法に係る評価及び勧告とともに、少なくとも90日ごとに報告すること。
	ガイドライン	<p>2011年11月30日アップデート</p> <p>①会合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議長が必要とみなすとき、または委員の請求により招集。原則4作業日前に通知。 ・ 原則非公開 <p>②意思決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 決定はコンセンサス方式。不調の場合、安保理に提出できる。 ・ 委員会の合意があるとき、決定は書面にて行われる。原

		<p>則 5 作業日以内に異議がなければ、議長が書面で回覧した案を採択。</p> <p>③ 制裁リスト掲載手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟国はアルカイダ制裁リストに掲載される個人・団体の特定・評価を行う国内メカニズム・手続きを構築することを奨励される。 ・制裁リストへの掲載を提案する場合、制裁委員会ウェブサイトから入手できる標準フォームを使用する。 ・要請受領後 10 作業日以内に検討（緊急時は短縮可） <p>④ 制裁リスト削除手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟国またはオンブズパーソンを経由した請願者から提出された要請を検討。 ・加盟国はいつでも除外申請できる。 ・制裁委員会ウェブサイトから入手できる標準フォームを使用する。 ・要請受領後 10 作業日以内に決定（最短で 2 作業日以内に短縮可） ・削除後 3 作業日以内に当該個人・団体が所在する国の国連常駐代表に通知。 ・削除要請が却下された場合、3 作業日以内に当該個人・団体が所在する国の国連常駐代表に通知 ・削除要請を受けたオンブズパーソンは包括的報告書（Comprehensive Report）を委員会に回覧。報告書の検討は遅くとも 30 日以内に完了しなければならない。 ・10 作業日以内に反対がない場合、削除の効力が発動。委員長はその旨をオンブズパーソンに通知。 <p>⑧ 資産凍結除外手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産凍結の利用を求める通知を加盟国から受領後、3 作業日以内に反対の決定がなされない場合、委員長がその旨を通知国に知らせる。 ・異例の支払いの要請がある場合、5 作業日以内に検討・承認を行う。 <p>⑨ 渡航禁止の除外手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡航開始の日から 5 作業日前までに請求しなければならない。
専	専門家パネルの有無	あり（Committee of Experts）

門 家 パ ネ ル	根拠決議	S/RES/1333（2000年7月5日）
	マンデート	<p>武器禁輸及びタリバンのテロリスト訓練キャンプの閉鎖の実施のモニタリングの方法について決議採択後60日以内に安保理に提言を提出（para.15（a））。</p> <p>なお、提言（S/2001/511）は2001年5月22日に提出されている。</p>
制裁の実施状況・違反国		<p>2013年1月までに制裁委員会に一度でも報告書を提出した国は193カ国中157カ国（約81%）である。</p> <p>制裁実施モニタリング・チームによる調査報告書（S/2012/729）によると、東南アジア諸国は制裁措置を実施している一方で、2011年のアラブの春に伴う中東情勢の悪化も相まって、イエメンやリビアでは制裁が実施されず、アルカイダが武器へアクセスすることが容易になっている。</p> <p>また、制裁措置を実施するための資源の不足、アルカイダ対策以外の政治問題を優先すること、テロの脅威の過小評価、他国の対テロ政策に頼る等の理由から、制裁措置を徹底しない加盟国が存在するとの指摘がなされている。</p>
制裁の効果		<p>制裁の対象となったAriana Afghan Airlineは一日一便の運行であったため、航空機乗り入れ禁止措置の効果は限定的²⁶。</p> <p>資産凍結措置について、タリバンは海外資産を保有していなかったため、タリバンに対する資産凍結措置の効果は限定的。</p> <p>武器禁輸措置については、検証が困難であることから効果を判断できず。</p> <p>タリバンは国際テロ行為支援を止めることはなく、ウサマ・ビン・ラディンを引き渡すことはなかった。</p> <p>アルカイダに対する経済制裁は一定の効果。2004年の制裁委員会の報告書では、資産凍結措置によって、テロ行為を実施する能力が減少したと評価されている。</p>
制裁に係る課題・限界		<p>制裁実施モニタリング・チームによる調査報告書（S/2012/729）は、以下の課題を指摘している。</p> <p>①国内法との整合性</p>

²⁶ Weiss and Burke. *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p.40.

	<ul style="list-style-type: none"> ・資産の押収には裁判所の許可が必要な国があるが、効果的な資産凍結を実施するには時宜を得た捜査が必要となるため、疑わしい資産を迅速に捜査し凍結するための法的枠組みが必要。 <p>② 渡航禁止措置に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国境警備が徹底されていない地域や人の移動が自由な地域では渡航禁止措置が実施されにくい。 <p>③ 武器の禁輸措置に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵器の売買を取り締まる法律が整備されていても、武器や手製爆弾の材料を入手しやすい地域では、テロリストは容易にテロに使用するための武器等を入手できる。 <p>④ 一部の国的能力欠如</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制裁を実施するための能力が欠如している国は、制裁措置の実施に消極的となる。 <p>⑤ 制裁の実効性を疑問視する一部の国の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制裁リストを作成し、金融機関や国境監視機関に提供するだけでは不十分と考える国が存在。それらの国が制裁に積極的になるには、制裁の有効性を証明しなければならない。 <p>制裁リスト作成上のデュー・プロセスの問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制裁対象の「リスト化」に至る過程やその事由が不透明であるとの批判を招いてしまう。
その他	<p>S/RES/1333までは制裁の終了条件が明記されていた。しかし、2002年のS/RES/1390以降は、制裁の終了条件が明記されず。それまでの安保理決議で制裁の終了条件が明記されていたため改めて終了条件を示す必要がないとの解釈が可能である一方、Farrallは、終了条件を曖昧にし、制裁を終了させることが目的である可能性が高いと評価²⁷。</p> <p>制裁対象のリスト化にいたるプロセスやその事由が不透明という批判を受け、S/RES/1526で、制裁委員会に対して、アルカイダやタリバン、関連対象を提案する際には、その根拠についても含めるよう要請することを採択²⁸。非</p>

²⁷ Farrall, *United Nations Sanctions and the Rule of Law*

²⁸ 吉村祥子「国連安全保障理事会によるテロリストに対する制裁」秋月弘子・中谷和弘・西海真樹『人類の道しるべとしての国際法』(国際書院、2011年) 409頁。

	リスト化の手続きに関する S/RES/1730 や制裁対象を提案する際に提出する情報の内容、リスト掲載後 2 週間以内の居住国等に対する通知、及び非リスト化に関する S/RES/1735 と 1822 を採択。2009 年には非リスト化に関するオンブズパーソンが S/RES/1904 にて設立される。
--	---

関連決議

決議	採択日	内容
S/RES/2083	2012 年 12 月 17 日	S/RES/1333、S/RES/1390 の措置の実施要請
S/RES/1904	2009 年 12 月 17 日	S/RES/1267、S/RES/1333、S/RES/1390 による制裁の実施強化 Office of Ombudsperson の設立
S/RES/1822	2008 年 6 月 30 日	S/RES/1267、S/RES/1333、S/RES/1390 による制裁の実施強化 制裁リスト掲載
S/RES/1735	2006 年 12 月 22 日	S/RES/1267、S/RES/1333、S/RES/1390 による制裁の実施強化 リスト掲載・削除手続き 制裁除外基準 除外検討期間変更 リスト掲載依頼のフォーム策定 制裁委員会のマンデート拡大
S/RES/1617	2005 年 7 月 29 日	S/RES/1267、S/RES/1333、S/RES/1390 による制裁の実施強化 リスト掲載基準の明確化、制裁実施のチェックリスト 制裁委員会のマンデート拡大
S/RES/1526	2004 年 1 月 30 日	S/RES/1267、S/RES/1333、S/RES/1390 による制裁の実施強化 制裁委員会のマンデート拡大 モニタリング・チームの縮小
S/RES/1455	2003 年 1 月 17 日	S/RES/1267、S/RES/1333、S/RES/1390 による制裁の実施強化 加盟国に対する情報提供要請
S/RES/1452	2002 年 12 月 20 日	資産凍結の除外規定
S/RES/1390	2002 年 1 月 16 日	追加的経済制裁措置
S/RES/1388	2002 年 1 月 15 日	アリアナ・アフガニスタン航空に対する経済制裁
S/RES/1363	2001 年 7 月 30 日	S/RES/1267、S/RES/1333 の実施措置を監視する枠組みについて、Monitoring Group と Sanctions Enforcement Support Team の設置
S/RES/1333	2000 年 12 月 19 日	追加的経済措置 制裁委員会のマンデート拡大
S/RES/1267	1999 年 10 月 15 日	経済制裁措置を決定 制裁委員会設置

2-4 リベリア（2001—）

制裁対象	リベリア
制裁理由	<ul style="list-style-type: none"> ・リベリア政府による革命統一戦線（RUF）を含むシェラレオネ国内の反政府勢力への支援の停止 ・RUFのリベリア国内での活動及びリベリアへの逃亡の阻止 ・シェラレオネ政府が管理していないダイヤモンド原石の輸入の停止²⁹
制裁に至る事情・背景	<p>隣国シェラレオネでは、1991年にRUFが政府を攻撃し内戦が勃発³⁰。1996年、選挙による政権が成立するも1997年にクーデターが起こり一時亡命。反政府勢力との内戦が再開。1999年、国連は国連シェラレオネ・ミッション（UNAMSIL）を派遣、武装解除等の任務にあたるが、2000年5月にRUFがUNAMSIL要員を拉致し緊張が高まった³¹。</p> <p>2000年7月5日、安保理はS/RES/1306で、シェラレオネからのダイヤモンドの輸入禁止を決定するとともに、リベリアを含む近隣諸国でのダイヤモンドの闇取引がシェラレオネの紛争の継続に寄与していることに懸念を表明。2001年3月7日の決議1343で、リベリア政府によるRUFの支援が国際平和に対する脅威を構成していると決定。ティラー（Charles Taylor）大統領を元首とするリベリア政府にRUF支援を即時停止するよう要求。リベリアに対する制裁として武器禁輸、ダイヤモンド禁輸、渡航禁止を決定した。</p> <p>リベリア国内では、1989年に勃発した内戦が1997年のティラー政権成立後収束に向かっていたが、2003年にリベリア和解民主連合（LURD）及びリベリア民主運動（MODEL）が首都に進攻。2003年8月、ティラーダ統</p>

²⁹ S/RES/1343; Weiss and Burke. *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p. 42.

³⁰ http://www.ucdp.uu.se/gpdatabase/gpcountry.php?id=136®ionSelect=2-Southern_Africa (2013年2月23日アクセス)

³¹ http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/s_leone/data.html (2013年2月23日アクセス)

	領はナイジェリアに亡命。同月、ECOWAS の介入で包括和平合意 ³² 。9月、国連リベリア・ミッション（UNMIL）開始。ティラー大統領の出国を受けて、リベリアを対象とした経済制裁は順次終了あるいは改変・縮小されている ³³ 。
根拠決議（現在継続中の制裁のみ）	S/RES/1521（2003年12月22日） S/RES/1532（2004年3月12日） S/RES/1903（2009年12月17日）
実施期間	① 武器禁輸：2003年— ② 渡航禁止：2003年— ③ 資産凍結：2004年— いずれも2013年12月12日までに見直し（S/RES/2079, para.2 (c)）
制裁内容（手段、対象）	① [Decides] 武器禁輸 ・リベリア領域内の非政府団体及び個人への、自國領土からあるいは自国民による、直接・間接の、武器及び関連物資の販売・移転、軍事関連の訓練・助言・支援、財政的支援の禁止（shall）（S/RES/1903, para.4）。 ② [Decides] 渡航禁止 ・委員会が指定する個人が自国民である場合を除き、当該個人の加盟国領域内への進入・通過禁止（S/RES/1521, para.4 (a)）。 ③ [Decides] 資産凍結 ・Charles Taylor、Jewell Howard Taylor、Charles Taylor Jr.及び委員会が指定する個人または団体が直接・間接に所有・管理する資産等の凍結（S/RES/1532, para.1）。 *[Decides] 上記のいずれの措置も、リベリア政府が、制裁解除条件（国内の停戦の遵守、武装解除等の完了、治安部門の再建、包括和平合意の条項の遵守、リベリア及び地域の安定の維持の大きな進展）の達成を、それを正当化する情報とともに安保理に報告したときに、同政府の請求に応じて見直される（S/RES/1521, para.5、S/RES/1903, para.8）。

³² <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/liberia/index.html> （2013年2月23日アクセス）

³³ S/RES/1521, preamble, para.1; Weiss and Burke. *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p.42.

制裁リスト	<p>①渡航禁止 : List of Individuals Subject to the Measures Imposed by Paragraph 4 of Security Council Resolution 1521 (2003) Concerning Liberia (The Travel Ban List)³⁴ (2013年1月21日更新)</p> <p>②資産凍結 : List of Individuals and Entities Subject to the Measures Contained in Paragraph 1 of Security Council Resolution 1532 (2004) Concerning LIBERIA (The Assets Freeze List)³⁵ (2013年1月21日更新)</p>
指定基準	<p>① 渡航禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リベリアの和平過程を脅かす者。 ・リベリア及び地域の平和と安定の妨害を目的とする活動に従事する者。 ・旧ティラー政権の高官及びその配偶者。 ・ティラー元大統領との関係を維持している旧軍人。 ・武器禁輸に違反したと委員会が認めた個人。 ・リベリア及び周辺国の反政府武装勢力に財政・軍事支援を提供する団体の関係者及び個人 (S/RES/1521, para.4 (a))。 <p>② 資産凍結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Charles Taylor、Jewell Howard Taylor、Charles Taylor Jr、Charles Taylor の近親者、緊密な同盟者・関係者、旧同政権の高官。 ・委員会が指定した個人が直接・間接に所有・支配する団体。 ・委員会が指定した個人の代理・指示によって行動する個人 (S/RES/1532, para.1)。
適用除外	<p>① 武器禁輸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リベリア政府への販売等及び支援の提供 (S/RES/1903, para.3、 S/RES/2079, para.2 (b))。 ・ただし、リベリア政府への輸出及び支援等の提供で、下の2つの適用除外 (UNMILへの武器等、国連・支援関係者等の防護用衣類 S/RES/1903, para.5 (a) (b)) に該当しないものは委員会に事前通知しなければならない (shall) (S/RES/1903, para.6)。

³⁴ http://www.un.org/sc/committees/1521/pdf/1521_travel_ban_list.pdf (2013年2月23日アクセス)

³⁵ http://www.un.org/sc/committees/1521/pdf/1521_assets_freeze_list.pdf (2013年2月23日アクセス)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ UNMIL の使用あるいは支援のみのための武器等及び技術的訓練・支援の供給 (S/RES/1903, para.5 (a))。 ・ 国連、報道、人道・開発支援従事者によって一時的に持込まれ個人的に使用される防弾チョッキ、ヘルメット等の防護用衣類 (S/RES/1903, para.5 (b))。 ・ 人道・保護的用途のみを意図した非殺傷的武器等で、委員会に事前通知されたもの (S/RES/1903, para.5 (c))。 <p>② 渡航禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人道的必要（宗教的義務を含む）があると委員会が決定する渡航 (S/RES/1521, para.4 (c))。 ・ リベリア及び地域の平和・安定・民主制の創出という安保理の目的に資すると委員会が決定する渡航 (S/RES/1521, para.4 (c))。 ・ テイラー元大統領の、シエラレオネ特別法廷での裁判及びその判決の執行に関連する渡航 (S/RES/1688, para.9)。 ・ シエラレオネ特別法廷に召喚された証人の渡航 (S/RES/1688, para.9)。 <p>③ 資産凍結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係国が、被指定者の必要な基礎的経費（食糧、賃料等、医療等、租税、保険料、公共料金等）と決定したものの、及び、妥当な法的役務の報酬または被凍結資産の保有のための手数料等のみに充てられると決定したもので当該資産へのアクセスを認める意図が関係国によって委員会に通知され、かつ、委員会が 2 作業日以内に否定的な決定を行わない場合 (S/RES/1532, para.2 (a))。 ・ 関係国が必要な臨時経費と決定したもので、関係国により委員会に通知され、かつ、委員会によって承認されたもの (S/RES/1532, para.2 (b))。 ・ 関係国が、この決議の日以前に効力を生じる、被指定者・団体の利益のためでない司法・行政・仲裁上の担保または判決の対象であると決定し、当該担保または判決の充足のために使用されるもので、かつ関係国により委員会に通知されたもの (S/RES/1532, para.2 (c))。 	
制	根拠決議	S/RES/1521 (2003 年 12 月 22 日)

裁 委 員 会	議長	Mr. Masood Khan (パキスタン) (~2013年12月31日)
	副議長	ルクセンブルク、ルワンダ
	マンデート	<p>① 専門家パネルの報告を考慮した、制裁措置の実施の監視。</p> <p>② すべての国家、とりわけ地域の国家からの、制裁措置の実効的な実施のためにとられた措置の情報収集。</p> <p>③ 除外外品目の申請の検討。</p> <p>④ 制裁対象となる個人の指定。</p> <p>⑤ 指定に関する情報の公開</p> <p>⑥ 安保理への勧告を含む報告 (S/RES/1521, para.21)。</p>
	ガイドライン	<p>2010年3月30日アップデート。</p> <p>① 会合及び決定手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則2 作業日前に通知され、議長が必要とみなすとき、または委員の請求により招集。 ・原則非公開、コンセンサス（不調の場合安保理に提出できる）。 ・必要に応じて加盟国、国連事務局、NGO等を参加させることができる。 ・最低で月に1度、係属している問題を審査。 ・決定は「no-objection procedure」によることができる（原則5 作業日以内に異議がなければ、議長が書面で回覧した案を採択。緊急時には期間短縮可）。 <p>② 制裁リストへの追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟国は、追加申請の対象者・団体が制裁指定基準に該当することを示す事案の詳細な陳述書を提出。陳述書は公開可能な部分及び利害関係国の請求に応じて公開可能な部分が特定されていなければならない。 ・請求が5作業日以内に承認されなかった場合には、委員会は請求国にその請求の状態を伝える。 ・追加の決定・公表後、事務局から通知を受けた国家は、自國に所在あるいは自国民たる当該個人・団体に適時にその旨を通知することが求められる。 <p>③ 制裁リストからの削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟国はいつでも除外申請できる。

		<ul style="list-style-type: none"> ・被指定者はフォーカル・ポイント、あるいは居住地・国籍国経由で見直し・除外の申立てができる（ただし、国家は自国民あるいは居住者がフォーカル・ポイントを経由して申立てるべきと決定することができる。） <p>④制裁リストの更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会は、追加的情報につき関係国と協議できる。 ・専門家パネルは情報の検討後 4 週間以内にリスト更新の要否を助言。 <p>⑤渡航禁止除外請求手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急の場合を除き、渡航開始の日から 5 作業日前までに請求しなければならない。 ・48 時間以内の渡航日程の遅延・先行は即座に通知、それを超える場合は新たな除外申請をしなければならない。 ・シェラレオネ特別法廷でのティラー元大統領の裁判への証人出廷のための渡航は通知のみで可。 <p>⑥資産凍結除外手続き</p> <p>⑦資産追跡支援・情報請求</p> <p>⑧リベリア政府への武器・支援等提供、非殺傷的武器輸出の事前通知</p>
専 門 家 パ ネ ル	根拠決議	S/RES/1521（2003 年 12 月 22 日）
	マンデート	<p>① リベリア及び周辺の評価任務のフォローアップ、資産凍結・渡航禁止違反の調査、被指定個人等及びその財源等の情報の調査。</p> <p>② 資産凍結措置の実効性の評価。</p> <p>③ 制裁の実効性向上のための、リベリア及び周辺国的能力強化可能部門についての勧告。</p> <p>④ リベリアの法制度改善のための、森林等の自然資源の同国の平和と安定への貢献度の評価・勧告。</p> <p>⑤ キンバリープロセス認証制度（Kimberly Process Certification Scheme）との協力・その遵守の評価</p> <p>⑥ 安保理への中間報告及び最終報告の提出。</p> <p>⑦ とりわけ材木・ダイヤモンド禁輸解除後のそれらの部門に関する、委員会への非公式な新情報の提供。</p> <p>⑧ 他の専門家パネル（特にコートジボワール）との協力。</p> <p>⑨ 委員会による制裁指定理由公示の補助。</p>

制裁の実施状況・違反国	①コートジボワール：武器禁輸違反（国境地帯での民兵間の紛争に関与している個人等による武器持込み） ³⁶ 。 ②ガーナ：武器禁輸違反（個人による財政的支援） ³⁷ 。 ③コートジボワール、リベリア：渡航禁止違反が疑われる情報あり ³⁸ 。
制裁の効果	安保理は、リベリア政府が要求されている材木とダイヤモンドの管理を遵守していると判断して両物品の禁輸を解除。ただし、専門家パネルは、ダイヤモンド管理も森林資源管理も十分に果たされていないと指摘している ³⁹ 。 当初の制裁対象であった旧ティラー政権関係者の多くはすでに収監された。しかし、周辺諸国との国境地帯ではいまだに紛争が続いていることから、制裁も継続されている ⁴⁰ 。
その他	専門家パネル報告書によると、リベリア政府を含む関係諸国による、資金凍結・渡航禁止実施状況評価の提出の欠如、制裁対象者についての情報の隠匿が指摘されている ⁴¹ 。

関連決議

決議	採択日	内容
S/RES/2079	2012年12月12日	制裁期間延長（12カ月）、専門家パネルのマンデート延長（12カ月）
S/RES/2025	2011年12月14日	制裁期間延長（12カ月）、専門家パネルのマンデート延長（12カ月）
S/RES/1961	2010年12月17日	制裁期間延長（12カ月）、専門家パネルのマンデート延長（～2011年12月16日）
S/RES/1903	2009年12月17日	武器禁輸制裁内容の新たな設定（replace）、制裁期間延長（12カ月）、リベリア政府への武器等の提供を禁輸から除外（12カ月）、専門家パネルのマンデート延長（～2010年12月20日）
S/RES/1854	2008年12月19日	制裁期間延長（12カ月）、専門家パネルの再指名を事務総長に要請
S/RES/1819	2008年6月18日	専門家パネルのマンデート更新を事務総長に要請
S/RES/1792	2007年12月19日	制裁期間延長（12カ月）、武器禁輸除外の場合の委員会への通知を追加、専門家パネルのマンデート延長（～2008年6月20日）

³⁶ S/2012/901, pp.9-10.

³⁷ Ibid., pp.18-20.

³⁸ Ibid., p.48.

³⁹ Ibid., pp.29-30,33-34.

⁴⁰ Weiss and Burke. *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p.43; S/2012/901, pp.9-27.

⁴¹ Ibid., pp.47-48.

S/RES/1760	2007年7月20日	専門家パネル新設置(establish)を事務総長に要請
S/RES/1753	2007年4月27日	ダイヤモンド禁輸を解除
S/RES/1731	2006年12月20日	制裁期間延長(ダイヤモンド禁輸は6カ月、その他12カ月)、リベリア政府警察・保安軍への非殺傷武器提供を武器禁輸から条件付き除外、専門家パネルのマンデート延長(~2007年6月20日)
S/RES/1689	2006年6月20日	丸太・材木禁輸を解除、ダイヤモンド禁輸期間延長(6カ月)、専門家パネルのマンデート延長(~2006年12月21日)
S/RES/1683	2006年6月13日	リベリア政府治安部門への武器等提供を禁輸から除外
S/RES/1647	2005年12月20日	制裁期間延長(ダイヤモンド・丸太材木禁輸は6カ月、武器禁輸・渡航禁止は12カ月)、専門家パネルのマンデート延長(~2006年6月21日)
S/RES/1607	2005年6月21日	ダイヤモンド禁輸期間延長(6カ月)、専門家パネルのマンデート延長(~2005年12月21日)
S/RES/1579	2004年12月21日	制裁期間延長(ダイヤモンド禁輸は6カ月、その他12カ月)、専門家パネルのマンデート延長(~2005年6月21日)
S/RES/1549	2004年7月17日	専門家パネルのマンデート延長(~2004年12月21日)
S/RES/1532	2004年3月12日	資産凍結除外追加、委員会のマンデート更新
S/RES/1521	2003年12月22日	決議1343、決議1478の制裁を終了、1343制裁委員会解散、武器禁輸、資産凍結、渡航禁止、ダイヤモンド禁輸、丸太・材木禁輸開始、除外規定設置、新制裁委員会設置、新専門家パネル設置を事務総長に要請
S/RES/1509	2003年9月19日	UNMILへの武器等提供を禁輸から除外
S/RES/1497	2003年8月1日	多国籍軍への武器等提供を禁輸から除外
S/RES/1478	2003年5月6日	丸太・材木の禁輸を追加、渡航禁止対象拡大
S/RES/1343	2001年3月7日	リベリア政府によるRUF支援を地域の国際平和と安定に対する脅威と決定、武器禁輸、ダイヤモンド禁輸、渡航禁止、制裁委員会設置、専門家パネル設置を事務総長に要請

2-5 コンゴ民主共和国（2003－）

制裁対象	コンゴ民主共和国（以下、DRC）
制裁理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武装勢力による対文民暴力の停止 ・ 各種勢力の武装解除 ・ 駐留外国軍隊の撤退による地域の安定化
制裁に至る事情・背景	<p>1998年8月、反政府勢力「コンゴ民主連合」の武装蜂起をきっかけに第二次コンゴ戦争が勃発⁴²。周辺諸国の介入により紛争は激化し、300万人以上の文民が犠牲となり、多数の国内避難民・難民が発生した⁴³。その後、2002年に和平合意が成立し、2003年6月30日に暫定政権が発足した一方で、ルワンダ及びウガンダと国境を接する東部地域（North Kivu, South Kivu, Ituri）では武装衝突が継続し、大規模人権侵害が確認される状況にあった⁴⁴。</p> <p>そこで国連安保理は2003年7月28日、決議1493を採択。事態が同地域の平和と安全に対する脅威であること⁴⁵に留意し、憲章第7章下の措置として、東部地域で活動する武装勢力等への武器供給を阻止するために必要な措置を探るよう決定した。</p> <p>その後、2004年に制裁委員会が設立されるも、武器流通は継続。そこで国連安保理は2005年4月18日、決議1596を採択し、武器禁輸措置等の適用範囲を拡大すると同時に、違反者に対する資産凍結及び渡航禁止措置の実施を決定した。制裁対象は漸次拡大されている。</p>
根拠決議	S/RES/1493（2003年7月28日） S/RES/1596（2005年5月3日） S/RES/1807（2008年3月31日） S/RES/1857（2008年12月22日）
実施期間	① 武器禁輸：2003年7月28日— ② 資産凍結：2005年4月18日— ③ 渡航禁止：2005年4月18日— ⁴⁶

⁴² http://ucdp.uu.se/gpdatabase/gpcountry.php?id=38®ionSelect=2-Southern_Africa# (2013年2月28日アクセス)

⁴³ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/congomin/sochi.html> (2013年2月28日アクセス)

⁴⁴ S/RES/1493,pp.1-2.

⁴⁵ S/RES/1484,p.2.

⁴⁶ その後繰り返し延長されており、本調査時点（2013年3月4日）の最新の決議において、いずれの措

制裁内容（手段、対象）	<p>①[Decides]武器禁輸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部地域で活動する全ての外国及びコンゴ国内武装勢力に対する武器、関連物資、軍事活動に関する援助・助言・訓練の提供を阻止するために必要な措置を、DRC を含むすべての加盟国に対して義務付ける (S/RES/1493, para.20)。 ・東部地域で活動する団体等に限定されていた武器流入の阻止措置の対象を、DRC 領域の「あらゆる受領者 (any recipient)」に拡大 (S/RES/1596, para.1)。 ・措置の対象を示す文言は、その後の決議にて、DRC 領域で活動する「全ての非政府団体及び個人 (all non-governmental entities and individuals)」へと変更 (S/RES/1807, para.1)。 <p>② [Decides]渡航禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武器禁輸措置に違反したとして制裁委員会により指定された者（自国民は除く）の入国及び通過を阻止するために必要な措置の実施を、全ての加盟国に対して義務付ける (S/RES/1596, para.13)。 <p>③[Decides]資産凍結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全加盟国に対し、委員会が指定した個人またはその代理人が所有・支配する財産及び経済的リソースの凍結を義務付ける。 ・全加盟国に対し、指定された個人が、自国民及び自国に所在する者から指定個人に資産その他経済的リソースを入手できないよう確保することを義務付ける (S/RES/1596, para.15)。
制裁リスト	渡航禁止、資産凍結対象者リスト（2012年12月31日更新 ⁴⁷ ）
指定基準 ⁴⁸	<p>①制裁措置に違反している個人または団体</p> <p>②DRC 領域内で活動する外国武装勢力 (foreign armed</p>

置も2014年2月1日までの延長が決定されている。S/RES/2078,paras.1-3.

⁴⁷ http://www.un.org/sc/committees/1533/pdf/1533_list.pdf (2013年3月4日アクセス)

⁴⁸ S/RES/1493以来、指定基準は漸次追加されるのみならず、一度策定された基準の文言もその後漸次修正されている。そこで本報告書では、本調査時点での最新の決議であるS/RES/2078に拠りつつ、初出の決議の文言から有意と思われる修正が加えられている場合には、その旨を脚注で示す。

	<p>groups) の政治的・軍事的指導者で、各勢力の武装解除、及び所属戦闘員の自発的な帰還や再定住を阻害する者⁴⁹。</p> <p>③DRC 領域外から支援を受けている、DRC 国内民兵組織 (Congolese militias) の政治的・軍事的指導者で、特に Ituri 地区にて活動し、所属戦闘員の武装解除、除隊、再帰 (reintegration) プロセスを阻害する者⁵⁰。</p> <p>④DRC で活動している政治的・軍事的指導者で、適用国際法に違反する形で武力紛争にて子供兵士を補充・使用している者⁵¹。</p> <p>⑤DRC で活動している個人または団体で、武力紛争時の子供及び女性を標的として〔国際法の⁵²] 重大な違反を犯している個人。殺害、身体の切断、性的暴力、誘拐、強制移住を含む。</p> <p>⑥DRC 東部地域にて人道的援助へのアクセスやその分配を阻害している個人⁵³。</p> <p>⑦金を含む⁵⁴天然資源の不法取引を通じ、DRC 東部地域の違法な武装勢力を支援している個人または団体。</p> <p>⑧指定された個人または団体を代表し、あるいはその命令の下で行動する個人または団体。</p> <p>⑨国連コンゴ安定化派遣団 (MONUSCO) に対する攻撃を計画、後援し、あるいは実行する個人または団体。</p> <p>(S/RES/2078, para.4 (a) to (i))</p>
適用除外	<p>① 武器禁輸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連コンゴ民主共和国ミッション (MONUC) への物資供給。非致死的な軍事装備品で、専ら人道・防衛を意図したもの。及び関連する技術的援助及び訓練 (S/RES/1493, para.21, S/RES/1807, para.3 (a) and (c))。

⁴⁹ S/RES/1649,para.2(a).

⁵⁰ S/RES/1649,para.2(b). S/RES/1649 では、「特に Ituri 地区で活動している」者を強調する文言が置かれていたが、その後の決議ではこの強調句は削除されている。S/RES/1807,para.13(c).

⁵¹ 初出、S/RES/1698,para.13.

⁵² この点、先行する決議で用いられている文言は一貫して「国際法の重大な違反 (serious violations of international law)」であった。S/RES/1698,para.13; S/RES/1807,para.13(e); S/RES/1857,para.4(e). しかし最新の決議 2078 では、単に「重大な違反 (serious violations)」とされ、「国際法の」という文言が抜け落ちている。これが自覚的な文言の変更であるか単なる起草ミスであるかを突き止めることは困難であるが、この点、決議前文ではあくまで国際法・人道法違反という表現で各勢力を非難していることは留意される。S/RES/2078,p.2.

⁵³ S/RES/1857, para.4(f).

⁵⁴ 初出の決議 (S/RES/1857, para.4(g)) では「金を含む」という強調句は無く、その後付加された文言である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・国連要員、メディア代表者及び人道支援者の防御装備 (S/RES/1807, para.3 (b))。 ・DRC 軍の部隊 (units of the army⁵⁵) 及び警察に対する武器、関連物資、技術訓練及び援助 (S/RES/1596, para.2 (a))。 ・2008 年以降、DRC 政府軍の軍事活動への援助 (S/RES/1807, para.2)。 <p>②渡航禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制裁委員会が事案毎 (case by case basis) に判断し、当該渡航が宗教上の義務を含む人道的必要性(humanitarian need, including religious obligation) によって正当化される場合。 ・当該除外により、DRC の平和と国民和解、及び同地域の安定化という安保理決議の諸目的が促進されると判断する場合。 ・国籍国への帰国のためのトランジット、及び大規模人権侵害・人道法違反の実行者の処罰 (bring to justice) の試みに関与している者。制裁委員会が事案毎に判断し、かつ事前の授権が必要。 ・当該入国・トランジットが司法手続の遂行 (fulfilment of judicial process) に必要な場合 (S/RES/2078, para.10 (a) to (d)) ⁵⁶。 <p>③資産凍結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係国により、基本的経費 (basic expenses) として必要と認められるもの。食費、賃借料、医薬品及び医療費、税金、保険料、公共料金、凍結された資産の維持に係る法的サービスに対する報酬などを含む。関連国による制裁委員会への通知後、4 作業日以内にこれを否定する決定がなされない限り、認められる (S/RES/1596, para.16 (a)、S/RES/1807, para.12 (a))。 ・関係国により、特別経費 (extraordinary expenses) として必要と認められるもの。ただし基本的経費の場合とは異なり、関係国による通知を受けて制裁委員会が承認することが必要 (S/RES/1596, para.16 (b)、 S/RES/1807,
--	--

⁵⁵ 「軍の部隊」については更に、統合プロセスへの関与が条件付けられている。S/RES/1596, para.2(a).

⁵⁶ See also, S/RES/1596, para.14; S/RES/1649, para.3; S/RES/1807, para.10.

		<p>para.12 (b))。</p> <ul style="list-style-type: none"> 司法、行政あるいは仲裁に基づく担保権や判決 (lien or judgment) の対象となっていたもの。ただし、本決議採択以前に効力を有したものであること、制裁対象個人・行為体を利するものではないこと、関係国により制裁委員会へ通知されることが必要 (S/RES/1596, para.16 (c)、S/RES/1807, para.12 (c))。
制裁委員会	根拠決議	S/RES/1533 (2004年3月12日)
	議長	Agshin Mehdiev (アゼルバイジャン) (~2013年12月31日)
	副議長	モロツコ、パキスタン (2013年)
	マンデート	<p>①武器禁輸措置を実施するために採られた行動に関し、全加盟国から情報収集。</p> <p>②武器禁輸措置の違反・武器流入に関する検討、また適当な行動の実施。</p> <p>③安保理に対する定期報告書の提出。自らの活動内容に加え、武器禁輸措置の実効性を強化する方法に関する所見及び勧告を含める。</p> <p>④S/RES1807, para.5 (DRC 政府への武器輸出) に基づく加盟国からの通知の受理と、MONUC 及び DRC 政府への報知。また適当な場合に、当該発送が武器禁輸措置に適合的であるかを確認するために DRC 政府及び通知国政府と協議する。その上で、必要な行動を決定。</p> <p>⑤渡航禁止措置、資産凍結措置の対象となる個人・団体の指定、またリストの定期的な更新。</p> <p>⑥指定された個人を捜査し、訴追するために採った行動に関する情報の提供を全関係国に要請。</p> <p>⑦制裁措置からの免除・除外申請の検討及び決定。</p> <p>⑧ガイドラインの策定。 (①から⑧まで、S/RES/1807, para.15)</p> <p>⑨制裁リストの正確性、内容の最新性を可能な限り維持するための定期的なレビュー。</p> <p>⑩決議 1857 採択に伴うガイドラインの改訂。</p> <p>⑪リスト化理由の更新。</p>

	<p>⑫制裁対象者における適切かつ明確な手続保障。 (⑨から⑫まで、S/RES/1857, paras.6, 18, 25⁵⁷)</p> <p>⑬決議 1896 採択に伴うガイドラインの改訂。</p> <p>⑭関係国との定期的な協議。</p> <p>⑮対 DRC 武器輸出に際して加盟国が通知すべき情報の特定及び他の加盟国への配布。 (⑯から⑮まで、S/RES/1896, para.4)</p>
ガイドライン	<p>2010年8月6日採択</p> <p>①構成 • 安保理全メンバーにより構成。議長は個人資格にて選任される。国連事務局が事務面で補助する。</p> <p>②委員会の会合 • 会合は公式、非公式（非公開）の双方あり。委員会の非構成メンバー（他の国連加盟国、NGO、個人専門家等）を招聘し、情報提供を求めることが可能。</p> <p>③意思決定 • コンセンサス方式。協議を経てもコンセンサスに到達しない場合には安保理に付託。 • 非異議手続（no objection procedure）の採用：議長が決定原案を配布し、5作業日以内に構成国が異議を申し立てない限り、原案は採択されたものと見做される（deemed adopted）。</p> <p>④リスト化手続 • リスト化提案国は、制裁対象たる個人・団体の情報を可能な限り詳細に特定し、また指定基準に該当すると判断する理由を示し、その証拠を提出しなければならない。 • リスト追加後、委員会はその理由の要約を委員会ウェブサイト上にて公開する。</p> <p>⑤リストへの掲載 • リストは定期的に更新し、更新したら速やかに委員会ウェブサイト上で公表し、加盟国に通知する。</p> <p>⑥リストからの抹消 • リストからの削除提案は加盟国のみならず、個人や団体も提出可能である（「請願者（petitioner）」と呼ばれる）。</p>

⁵⁷ See also, S/RES/1533, para.8; S/RES/1596, para.18.

		<ul style="list-style-type: none"> ・請願者は、公開されているリスト化理由に反駁し、指定基準に該当していない理由を示さなければならない。 ・その他、削除手続については比較的詳細に手続が明文にて規定されている。 <p>⑦リスト記載情報の更新</p> <p>⑧渡航禁止措置からの免除手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長に対して書面にて提出。原則、予定される渡航の 5 作業日前までに申請が到達しなければならない。 ・免除申請には、渡航の詳細（期間や態様等）及び目的に関する情報の添付が必要。 ・提出された情報の変更は、原則として委員会による事前の承認が必要。 <p>⑨資産凍結措置からの除外手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟国より除外の通知がなされてから 4 作業日以内に委員会が決定しない場合には、議長はその旨（thereof）を通知する⁵⁸。 ・その他、免除申請に際して添付すべき情報を列挙。
専 門 家 委 員 会	<p>根拠決議</p> <p>S/RES/1533 (2004 年 3 月 12 日)</p> <p>S/RES/1698 (2006 年 7 月 31 日)</p> <p>S/RES/1807 (2008 年 3 月 31 日)</p> <p>S/RES/1857 (2008 年 12 月 22 日)</p>	<p>マンデート</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国連の平和維持部隊 (MONUC) が収集した情報の検討・分析。 ②武器及び関連物資の流入、及び武器禁輸措置に違反する形で作用しているネットワークに関連する全ての情報の収集と分析。その際、DRC 及び近隣諸国等の政府と協力。 ③武器禁輸措置を実効的に実施するための関係国が能力を向上する方法の検討及び勧告。 ④制裁委員会を通じ、安保理に対して武器禁輸措置の実施に関する報告書を提出（勧告を含める）。 ⑤自身の活動の定期的更新。 ⑥武器禁輸措置に違反したと判断される者、及びその違反を支援したと判断される者のリストを証拠とともに制裁

⁵⁸ 「非異議手続」の見做し採択とは異なる規定振りが用いられている。S/AC.43/2010, p.16, para(a).

	<p>委員会に提出。特に武器の不法売買の資金源（天然資源など）に関する情報⁵⁹。</p> <p>⑦制裁委員会による、制裁対象個人（政治的・軍事的指導者）の指定任務を補助⁶⁰。</p> <p>（①から⑦まで、S/RES/1807, para.18⁶¹）</p> <p>⑧委員会が個人・団体の指定するに際して有意なあらゆる情報を、制裁委員会に提出する報告書に付加。</p> <p>⑨制裁委員会による、リスト化理由の更新、狙い撃ち制裁対象の情報特定、リスト化理由要約の編集任務を補助。</p> <p>（⑧と⑨につき、S/RES/1857, para.9 にて追加）</p>
制裁の実施状況・違反国	<p>本調査時点での最近の安保理決議（2012年11月）でも、制裁措置に違反する形でのDRC領域内への武器流入継続が確認されている⁶²。この点、安保理決議上は国名の名指しは無いものの、専門家パネルの報告書は、特に紛争地域であるDRC東部の国境を接するルワンダとウガンダの関与を指摘している（以下、最新の状況につき記載）。</p> <p>ルワンダ及びウガンダ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3月23日運動（M23）」と呼ばれる新興武装勢力に対して直接的な軍事的支援（武器及び装備品の供与、政治的及び諜報上の助言）を継続しており、専門家パネルはこれを武器禁輸措置違反と判断している⁶³。 ・M23には制裁リストに記載されている個人が6人所属しているが、その幾人かは両国に居住または定期的に渡航していることが確認される⁶⁴。 ・ウガンダ政府高官によるM23への直接的な支援（コンゴ領域への増援、武器供与等）が確認される⁶⁵。 <p>北朝鮮及びスーダン</p>

⁵⁹ S/RES/1616,para.5.

⁶⁰ S/RES/1649,para.5; S/RES/1698,para.17.

⁶¹ 以上に加え、当初の決議では MONUCとの情報交換もマンデートに含まれていたが（S/RES/1533,para.10(f); S/RES/1698, para.5(f)）、S/RES/1807の規定からは除外されている。ただし、関連する国連諸機関相互の協力を促す一般規定は別途存在する。E.g., S/RES/2078, para.20.

⁶² S/RES/2078, p.1; Weiss and Burke. *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p.46.

⁶³ S/2012/843,pp.3, 55.

⁶⁴ S/2012/843,p.3.

⁶⁵ S/2012/843, p.3.

	・過去には、両国から DRC への違法な武器供給も確認されている ⁶⁶ 。
制裁の効果	武器の流入及び紛争は継続している状況にあり、全体としてみれば、制裁は功を奏したとは言い難い ⁶⁷ 。
制裁に係る課題・限界	武器の流入が継続し紛争が激化する背景としては、先に指摘した周辺諸国の関与に加え、同地域で産出される天然資源の不法な開発・輸出（これは本制裁レジームの規律外 ⁶⁸ ）により、武装勢力が資金源を確保していることが指摘される ⁶⁹ 。そこで安保理は、専門家グループの任務として、DRC 産の鉱物資源の取引に際して輸入業者、加工業者、消費者等が払うべき相当の注意（due diligence）に関するガイドラインの策定を加えることを決定した（Decides ⁷⁰ ）。専門家グループは、サプライチェーンの監視強化等を内容とするガイドラインを策定したが ⁷¹ 、検査標証制度が導入されたのは一部地域にとどまり、また当該地域では標証自体が売買されるなど、制度の信頼性は揺らいでいる ⁷² 。
その他	武器禁輸に關し、停戦監視にあたる国連部隊（MONUC）が、違法に流入した武器等を差押え、収集する権限を授權（authorizes）されていた点が注目される ⁷³ 。

関連決議

決議	採択日	内容
S/RES/2021	2011年11月29日	制裁期間の延長等
S/RES/1952	2010年11月29日	制裁期間の延長等
S/RES/1896	2009年11月30日	制裁期間の延長等
S/RES/1804	2008年3月13日	制裁措置の想起と、ルワンダ系武装勢力の指導者も対象であることの強調
S/RES/1799	2008年2月15日	制裁期間の延長等
S/RES/1771	2007年8月10日	制裁期間の延長、除外範囲の再確認等
S/RES/1768	2007年7月31日	制裁期間の延長等
S/RES/1654	2006年1月31日	専門家パネルの再構成
S/RES/1616	2005年7月29日	専門家パネルの再構成と制裁期間の延長
S/RES/1552	2004年7月27日	制裁期間の延長等

⁶⁶ S/2009/603, p.4.

⁶⁷ Weiss and Burke. *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p.46.

⁶⁸ S/2010/252, p.21, para.98.

⁶⁹ S/RES/2078, pp.1-2.

⁷⁰ S/RES/1896, para.7.

⁷¹ S/2010/596, paras.356-369.

⁷² S/2012/843, p.4.

⁷³ S/RES/1533, para.4.

2-6 コートジボワール（2004－）

制裁対象	コートジボワール
制裁理由	停戦合意の不遵守
制裁に至る事情・背景	<p>2002年9月に政府軍と反政府勢力との対立が発生し、反政府勢力がコートジボワールの北部・西部を支配下に置く状況が継続した。2003年1月にリナ・マルクシ和平合意が結ばれ、2003年5月の安全保障決議1749により国連コートジボワールミッション（MINUCI）が派遣された。2004年にはS/RES/1528が採択され、MINUCI及びECOWAS部隊の権限を譲り受ける形で国連コートジボワール活動（UNOCI）が設立された。2004年7月、9月までの大統領被選挙権資格改正及び同年10月15日までの武装解除を含むアクラ合意IIIが結ばれた。しかし、武装解除は行われず、政府軍（FANCI）による反政府軍への空爆が行われ、停戦合意が破られ、情勢が不安定化した。</p>
根拠決議	S/RES/1572（2004年11月15日） S/RES/1643（2005年12月15日）
実施期間	<p>① 武器禁輸：2004年－ ② 渡航禁止：2004年－ ③ 資産凍結：2004年－ ④ ダイヤモンド禁輸措置：2005年－</p>
制裁内容（手段、対象）	<p>① 武器等流入阻止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [Decides]全加盟国に対し、コートジボワールへの自国領土あるいは自国民による、または当該国の旗国船舶・航空機による、直接・間接の、武器及び関連物品の供与・販売・移転及び軍事活動に関するいかなる支援、助言、研修の禁止（S/RES/1572, para.7）。 ・ [Authorizes]UNOCI及び从軍に以下の権限を与える。武器禁輸措置の実施監視。必要な場合には国連リベリアミッション、シェラレオネミッション、関連政府との協力（S/RES/1584, para.2 (a)）。 <p>武器禁輸違反により流入した武器等の回収廃棄権限（S/RES/1584, para.2 (b)）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [Decides]コートジボワール安全部隊への車両供給

	<p>(S/RES/1980, para.8)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[Decides]武器禁輸措置の変更（武器及び関連物資、技術的訓練及び支援、コートジボワール安全部隊への文民用車両は武器禁輸措置の対象外）(S/RES/2045, para.1)。 ・[Decides] 全加盟国に対し、コートジボワールへの自国領土あるいは自国民による、または当該国の旗国船舶・航空機による、直接・間接の、供与・販売・移転の禁止(S/RES/2045, para 2)。 <p>② [Decides]渡航禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コートジボワールにおける平和及び国家和解プロセスへの脅威を構成する者、特にリナ・マルクシ、ア克拉 III 合意履行の妨害者、深刻な人権・人道法に対する違反の責任者と決定された者、憎悪や暴力を公然に扇動する者、武器禁輸違反者の入国・トランジットを阻止するために必要な措置を採るよう義務付ける（国籍地国を除く）(S/RES/1572, para.9)。 ・UNOCI と从軍、上級代表、国際作業グループの移動の自由を阻害・攻撃する者 (S/RES/1643, para4)。 ・調停人及びその代表移動の自由を阻害もしくは攻撃する者 (S/RES/1727, para.3)。 ・独立選挙委員会の活動やワガドゥグ合意で定められた活動を阻害もしくは攻撃する者 (S/RES/1842, para.6)。 ・事務総長特別代理、ファシリテーター及びその代理の移動の自由を阻害・攻撃する者 (S/RES/1842, para.7)。 <p>③ [Decides]資産凍結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡航禁止措置の対象となる人物もしくは委員会が指定する渡航禁止措置対象者の代理・指示によって行動する個人が、直接・間接に所有または管理する団体が所有する資産、その他の金融財産、経済的リソースの凍結を義務付ける(S/RES/1572, para.11)。 ・全加盟国に対し、いかなる資産、金融財産、経済的リソースも、自国民または自国領域内の者によって、渡航措置制限者または渡航措置制限者の代理・支持で行動する個人が直接・間接に所有・管理される団体の利益のために使用可能とされないことの確保 (S/RES/1572, para.11)。 ・国連コートジボワール活動 (UNOCI) と从軍、上級代
--	--

	<p>表、国際作業グループの移動の自由を阻害・攻撃する者 (S/RES/1643, para4)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立選挙委員会の活動やワガドゥグ合意で定められた活動を阻害もしくは攻撃する者 (S/RES/1842, para.6)。 ・事務総長特別代理、ファシリテーター及びその代理の移動の自由を阻害・攻撃する者 (S/RES/1842, para.7)。 <p>④ [Decides]ダイヤモンド禁輸措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全加盟国に対しコートジボワールからのダイヤモンド原石に輸入を禁止 (S/RES/1643, para.6)。
制裁リスト	Consolidated Travel Ban ad Assets Freeze List
指定基準	<p>① コートジボワールにおける平和及び国家和解プロセスへの脅威を構成する者、特にリナ・マルクシ、アクラ III 合意履行の妨害者、深刻な人権・人道法に対する違反の責任者と決定された者、憎悪や暴力を公然に扇動する者、</p> <p>② 武器禁輸違反者 (S/RES/1572, para.9)。</p> <p>③ UNOCI と仏軍、上級代表、国際作業グループの移動の自由を阻害・攻撃する者 (S/RES/1643, para4)。</p> <p>④ 調停人及びその代表に対する移動の自由を阻害・攻撃する者 (S/RES/1727, para.3)。</p> <p>⑤ 独立選挙委員会の活動やワガドゥグ合意で定められた活動を阻害もしくは攻撃する者 (S/RES/1842, para.6)。</p> <p>⑥ 事務総長特別代理、ファシリテーター及びその代理の移動の自由を阻害・攻撃する者 (S/RES/1842, para.7)。</p> <p>⑦ Lauren Gbagbo, Simone Gbagbo, Désiré Tagro, · Pascal Affi N'Guessan, Alcide Djédjé (S/RES/1975, Annex I)</p>
適用除外	<p>① 武器等流入阻止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UNOCI 及び仏軍のための援助や技術支援の供与。 ・非致死的な軍事装備品で、人道及び防御的な使用のみを専ら意図されたもの、及び関連する技術協力・訓練で制裁委員会の事前の承認を受けたもの。 ・国連要員、報道、人道・開発支援従事者によって、一時的に持ち込まれる防弾チョッキ、ヘルメット等の防護用衣類（個人的な使用）。 ・制裁委員会に事前の通知をした、専ら自国民の退避のためのみに、国際法に則った行動を取る加盟国の軍隊及び領

	<p>事務義務を持つ者に対する一時的に供給されるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制裁委員会に事前の許可を受け、リナ・マルクシ和平協定に則った防衛軍の復興過程の支援またはそのために専ら使用される武器及び関連物資、技術的訓練及び支援 (S/RES/1572, para. 8)。 ・ *S/RES/2045 で確認された武器禁輸措置には記載されず。 ・制裁委員会に事前の許可を受け、コートジボワールの安全部隊が公序維持に必要な適切で均衡性のある武力行使を行うための非致死的な備品 (S/RES/1946, para.5)。 ・ S/RES/1572 para. 8 (e) の武器禁輸措置の除外は、コートジボワールの治安部門改革 (SSR) のために行われる武器及び関連物資、車両、技術的訓練及び支援にのみ該当する (S/RES/1980, para9)。 <p>② 渡航禁止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制裁委員会が、人道的理由（宗教的義務を含む）から正当化されると判断する場合、もしくは除外によってコートジボワールの平和、国内の和解、及び地域の安定のためという安保理決議の目的に資すると判断する場合 (S/RES/1572, para.10)。 <p>③ 資産凍結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的費用：食費、賃借料、医薬品及び医療費、税金、保険料、公共料金、凍結された資産の維持に係る法的サービスに対する報酬などを含む。関連国による制裁委員会への通知後、2作業日以内にこれを否定する決定がなされない限り、認められる (S/RES/1572, para.12 (a))。 ・ 特別費用：制裁委員会への通知と制裁委員会の承認が必要 (S/RES/1572, para 12 (b))。 ・ 1572 決議日前の判決・担保の執行に必要、かつ制裁リスト掲載者の利益とならないもの。制裁委員会への通知。 <p>④ ダイヤモンド原石禁輸措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コートジボワールにおけるダイヤモンド生産に関する特定の技術的情報のための科学的調査に専ら使用される輸入には、調査がキンバリー・プロセスと調整され、制裁委員会による個別承認が得られる場合においては認められる。
--	--

		・輸入の申請は、キンバリー・プロセスと輸入との共同で行われなければならない。また輸入国は遅滞なく、調査の結果を専門化委員会に報告し、共有しなければならない（S/RES/1893, para.16,17）。
	制裁内容の解釈に係る論点	両用品となる装備の調達 ⁷⁴
制裁委員会	根拠決議	S/RES/1572（2004年11月15日）
	議長	Mr. Gert Rosenthal（グアテマラ）（2012年～2013年12月31日）。
	副議長	オーストラリア、ルワンダ（2013年）
	マンデート	<p>①渡航禁止・資産凍結対象の指定及び制裁リストの更新 ②制裁実行の監視、情報収集 ③制裁除外請求の検討 ④制裁リストを含む関連情報の公開 ⑤ガイドラインの制定 ⑥安保理への報告</p> <p>（S/RES/1572, para.14）</p>
専門家パネル	ガイドライン	<p>①制裁リスト掲載手続き ②制裁リスト更新手続き ③制裁リスト削除手続き ④適用除外申請手続き ⑤意思決定方法</p> <p>（原則）コンセンサス。コンセンサスに達せず、議長のコンサルテーションも不調の場合、安保理に提出。</p> <p>書面手続き：3作業日を期間とする「異議なし手続き（no-objection procedure）」により決定案を回覧。</p>
	根拠決議	S/RES/1584（2005年2月1日）
	マンデート	<p>①UNOCI及び仏軍からの情報収集・分析。 ②コートジボワール及び周辺国、必要な場合はその他の国に関して、武器流通、軍事活動に関する支援、武器記入措置に反する流通法に関する情報の収集・分析。 ③武器等購入のための資金源（天然資源採掘を含む）の情報。 ④武器禁輸措置実施の実効性を向上させる政策提言。 ⑤制裁委員会を通じて、安保理に報告。</p>

⁷⁴ S/2005/47, para.14 (b), S/2005/699, para.87, S/2006/204, para.39.

	<p>⑥ 制裁委員会への活動更新情報を報告。</p> <p>⑦ UNOCI、仏軍との情報交換。</p> <p>⑧ 制裁委員会への武器禁輸措置違反の通報。</p> <p>⑨ リベリア制裁委員会など関係機関との情報交換。</p>
制裁の履行状況・違反国	<ul style="list-style-type: none"> ・マリ、ガーナ、ギニア、リベリア等の第三国を経由するダイヤモンド原石の輸出⁷⁵ ・近隣国からの武器輸入の問題、さらに税関等国境管理の問題⁷⁶ ・2010年10月以降のコートジボワールでの紛争再発による影響で武器禁輸措置が困難となる。また、バグボ前大統領による兵士の配置が制裁違反を構成。リビアからの兵士流入がみられる⁷⁷。
制裁の効果	<p>2006年の3名の個人をリストとしたことは、抑制効果があり、ヘイト・スピーチが減少した⁷⁸。</p> <p>2010年10月の紛争勃発により、EUが資産凍結の措置を実施。EUの措置については、その効果は報告書の時点では不明⁷⁹。西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）の決定を受けて、西アフリカ諸国中央銀行（BCEAO）は、コートジボワール政府のために開設された口座に関する取引は、ウワタラ大統領に任命された代表者に対してのみ行われるということを決定。そのため、BCEAOは、コートジボワール支所を閉鎖、さらに民間銀行への銀行間システムによる現金供給を停止。これはバグボ前大統領の勢力に大きな影響を与えた⁸⁰。</p>
制裁に係る課題・限界	<p>両用品の場合に、武器禁輸措置が適用されず、輸入が継続して行われている。</p> <p>コートジボワールの国境管理、及び隣国の国境管理が脆弱なために、武器禁輸措置の実施が困難。</p> <p>貨物検査への協力を得ることが困難なことが多い。</p>
その他	加盟国からの協力が不十分 ⁸¹ 。

⁷⁵ S/2006/735, para.129-175, S/2006/964, para.37-47 等

⁷⁶ S/2010/179.

⁷⁷ S/2011/272, pp.43-53

⁷⁸ House of Lords, Select Committee on Economic Affairs, The Impact of Economic Sanctions, Volume I : Report, “ndc Rpoert of Seession 2006-2007, para.70

⁷⁹ S/2011/272, para.139-141

⁸⁰ Ibid., para.142-145

⁸¹ Weiss and Burke. *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p.50

関連決議

決議	採択日	内容
S/RES/2045	2012年4月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・武器禁輸措置の変更及び継続（～2013年4月30日） ・制裁期間更新（資産凍結、渡航禁止、ダイヤモンド原石禁輸）（～2013年4月30日） ・制裁措置の見直し（para.7） ・専門家パネルのマンデート延長（～2013年4月30日）（para.15） ・ガイドラインの見直し（para.25）
S/RES/1980	2011年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・制裁期間更新（武器禁輸、資産凍結、渡航禁止ダイヤモンド原石禁輸）（～2012年4月30日）（para.1） ・制裁措置の見直し（para.2） ・制裁リスト掲載基準の拡大・修正（para.8,9） ・専門家パネルのマンデート延長（～2012年4月30日）
S/RES/1975	2011年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・資産凍結、渡航禁止の対象者リスト（annex I）
S/RES/1946	2010年10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・制裁期間更新（武器禁輸、資産凍結、渡航禁止ダイヤモンド原石禁輸）（～2011年4月30日）（para.1） ・制裁措置の見直し（para.2） ・制裁リスト掲載基準の拡大（para.5） ・専門家パネルのマンデート延長（～2011年4月30日）
S/RES/1893	2009年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・制裁期間更新（武器禁輸、資産凍結、渡航禁止ダイヤモンド原石禁輸）（～2010年10月31日）（para.1） ・制裁措置の見直し（para.2） ・専門家パネルのマンデート延長（～2010年10月31日）（para.10） ・ダイヤモンド原石禁輸措置の除外措置の見直し（para.16, 17）
S/RES/1842	2008年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・制裁期間更新（武器禁輸、資産凍結、渡航禁止ダイヤモンド原石禁輸）（～2009年10月31日） ・制裁措置の見直し（para.2） ・専門家パネルのマンデート延長（～2009年10月31日）（para.10）
S/RES/1782	2007年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・制裁期間更新（武器禁輸、資産凍結、渡航禁止ダイヤモンド原石禁輸）（～2008年10月31日）（para.1） ・制裁措置の見直し（para.2） ・制裁リスト掲載基準の拡大 ・専門家パネルのマンデート延長（～2008年10月31日） ・和平プロセス妨害者、制裁違反者等に対する制裁措置を警告
S/RES/1761	2007年6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家パネルのマンデート延長（2007年10月31日）
S/RES/1727	2006年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・制裁期間更新（武器禁輸、資産凍結、渡航禁止ダイヤモンド原石禁輸）（～2007年10月31日）（para.1）

		<ul style="list-style-type: none"> ・制裁リスト掲載基準の拡大 (para.3) ・専門家パネルのマンデート延長 (6ヶ月)
S/RES/1708	2006年9月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家パネルのマンデート延長 (~2006年12月15日)
S/RES/1643	2005年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・制裁期間更新 (武器禁輸、資産凍結、渡航禁止) (~2006年12月15日) ・制裁リスト掲載基準の拡大 ・制裁措置：ダイヤモンド原石禁輸 (para.6)
S/RES/1632	2005年10月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家パネルのマンデート延長 (~2005年12月15日)
S/RES/1584	2005年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・UNOCI 及び仏軍に対する、武器禁輸実行の監視権限、武器禁輸違反により流入した武器等の回収廃棄権限 (para.2) ・専門家パネルの設置 (6ヶ月)
S/RES/1572	2004年11月15日	<p>制裁措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武器禁輸：13ヶ月 ・渡航禁止：12ヶ月 (2004年12月15日～12ヶ月) ・資産凍結：12ヶ月 (2004年12月15日～12ヶ月) ・制裁委員会設置

2-7 スーダン（2004－）

制裁対象	スーダン
制裁理由	<ul style="list-style-type: none"> ・停戦合意の不遵守 ・国際人権人道法の違反 ・民兵組織の武装解除の不実現
制裁に至る事情・背景	<p>2003年初頭、スーダン政府と南部スーダン自治政府(SPLM/A)の間で和平交渉の継続中、交渉内容を不服とした反政府勢力が反乱を宣言し(2003年3月14日)、いわゆるダルフール紛争が勃発。スーダン政府は、正規軍の他に民兵組織「ジャンジャウイード(Janjaweed)」を支援する形で応戦⁸²。同勢力が文民をも攻撃対象とし、大規模人権侵害に関与。大量の難民、国内避難民が発生した⁸³。</p> <p>2004年4月8日に停戦合意が成立するも遵守されず。人道上の危機的状況を受けて安保理は同年7月30日、決議1556を採択。事態を国際の平和と安全に対する脅威と認定⁸⁴。憲章7章に基づく措置として、ダルフール紛争に関与する諸団体に対する武器の販売や供与を阻止するために必要な措置を探るよう、全加盟国に義務付けた。</p> <p>決議1556は武装勢力に対して停戦合意の遵守を強く求め(strongly urges)、スーダン政府に対してはジャンジャウイードの武装解除を要求(Demands)したもの⁸⁵、停戦合意の違反及び人権侵害状況は継続⁸⁶。そこで安保理は2005年3月29日に決議1591を採択し、武器流入阻止措置の対象を拡大すると同時に、個人資産凍結措置及び渡航禁止措置を追加した。対象となる個人については2006年4月25日に採択した決議1672にて特定した。</p>
根拠決議	<p>S/RES/1556(2004年7月30日)</p> <p>S/RES/1591(2005年3月29日)</p> <p>S/RES/1672(2006年4月25日)</p>

⁸² <http://ucdp.uu.se/gpdatabase/gpcountry.php?id=145&value=4#> (2013年2月13日アクセス)

⁸³ S/RES/1556, pp.1-2.

⁸⁴ Ibid., p.2.

⁸⁵ Ibid., paras.5-6.

⁸⁶ S/RES/1591, p.2 and para.1.

実施期間	① 武器禁輸：2004年7月30日— ② 資産凍結：2005年4月29日— ⁸⁷ ③ 渡航禁止：2005年4月29日— ⁸⁸
制裁内容（手段、対象）	<p>① [Decides]武器等流入阻止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダルフール地方で活動する全ての非政府行為体及び個人（ジャンジャウィード含む）に対する、武器及びあらゆる種類の関連物資（装備品や予備部品を含む）の販売・供与を阻止するために必要な措置を探るよう、全加盟国に義務付ける（S/RES/1556, para.7）。 ・上記制裁対象者に対する、武器及び関連物資の使用・製造・メンテナンス等に関する技術的訓練や補助の提供を阻止するために必要な措置を探るよう、全加盟国に義務付ける（S/RES/1556, para.8）。 ・決議 1556 の 7 及び 8 項に基づく措置の対象を「停戦合意（N'djamena Ceasefire Agreement）の全当事者及びその他交戦団体」に拡大。なお同合意の当事者は、スーダン政府及び反乱団体である「スーダン解放運動・軍（SLM/A）」及び「正義と平等運動（JEM）」の 3 者⁸⁹（S/RES/1591, para.7）。 <p>② [Decides] 渡航禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全加盟国に対し、制裁委員会が指定した個人が各国に入国あるいは通過することを阻止するための必要な措置を探るよう義務付ける（S/RES/1591, para.3 (d)）。 <p>③ [Decides] 資産凍結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全加盟国に対し、制裁委員会が指定した個人及び行為体が所有、支配する資産その他経済的リソースの凍結を義務付ける（S/RES/1591, para.3 (e)）。
制裁リスト	渡航禁止・資産凍結措置対象者リスト（S/RES/1672（2006）） ⁹⁰
指定基準	和平プロセスを阻害する者、ダルフール地方の安定に対する脅威となる者、国際人権人道法の違反やその他殺戮に関する者

⁸⁷ 決議採択の 1 月後。S/2012/978, para.4.

⁸⁸ Ibid.

⁸⁹ S/RES/159, p.1.

⁹⁰ 4 名が指定され、その後暫く追加・削除されていない。しかし、かねてより専門家パネルは追加対象者の存在を示唆しており（S/2011/111, para.208）、本調査時点の最新決議でも新たなリスト対象者の存在が示唆されている（安理会が専門家パネルに情報提供要請）。S/RES/2091, para.7.

	与する者、制裁措置に違反する者、攻撃的領空侵犯につき責任を負う者 ⁹¹ 。
適用除外	<p>①武器等流入阻止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連の授権する地域的機関、及び関連当事者の同意に基づく平和監視活動に対する援助や技術的訓練の供与。 ・非致死的な軍事装備品で、人権人道監視及び防御的な使用のみを専ら意図されたもの。及び、関連する技術的訓練及び援助。 ・国連要員、人道支援者やメディア代表の人権監視 防弾チョッキや軍用ヘルメットを含む防護服 (S/RES/1556, para.9)。 ・包括和平合意成立（2005年1月9日⁹²）後は、当該合意の実施を支援するための供与も除外対象 (S/RES/1591, para.7)。 ・ダルフール地方へと輸送される軍事的装備及び補給品のうち、スーダン政府の要請に基づき制裁委員会が事前に承認した者 (S/RES/1591, para.7, S/RES/1945, para.8)。ただし、本例外は2012年2月17日をもって終了 (S/RES/2035, para.4)。 <p>②渡航禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制裁委員会が事案毎 (case by case basis) に判断し、当該渡航が宗教上の義務を含む人道的必要性 (humanitarian need, including religious obligation) によって正当化される場合、及び除外によってスーダンの和平と安定という安保理決議の目的が促進されると判断する場合 (S/RES/1591, para.3 (f))。 <p>③資産凍結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係国によって基本的経費 (basic expenses) として必要と認められるもの。食費、賃借料、医薬品及び医療費、税金、保険料、公共料金、凍結された資産の維持に係る法的サービスに対する報酬などを含む。関連国による制裁委員会への通知後、2作業日以内にこれを否定する決定がなされない限り、認められる (S/RES/1591, para.3 (g) (i))。 ・関係国によって特別経費 (extraordinary expenses) と

⁹¹ S/RES/1591, para.3(c).

⁹² S/RES/1591, p.1. スーダン政府と南部自治勢力 (SPLM/A) の間に成立。

	<p>して必要と認められるもの。ただし基本的経費の場合とは異なり、関係国による通知を受けて制裁委員会が承認することが必要 (S/RES/1591, para.3 (g) (ii))。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法、行政あるいは仲裁に基づく担保権や判決 (lien or judgment) の対象となっていたもの。ただし、本決議採択以前に効力を有したものであること、制裁対象個人・行為体を利するものではないこと、関係国により制裁委員会へ通知されることが必要 (S/RES/1591, para.3 (g) (iii))。
	<p>制裁内容の解釈に係る論点</p> <p>武器禁輸措置の適用除外（事前承認不要品目）の範囲につき、スーダン政府との間で解釈が食い違っていたが⁹³、決議 2035 をもって同例外自体が終了したため（上述）、少なくとも法的な解釈上の問題は無くなったと理解される。狙い撃ち対象 4 名のうち、2 名についてはスーダン政府が異議を申し立てている（ただし論拠は不明⁹⁴）。</p>
制裁委員会	根拠決議
	議長
	副議長
	マンデート
	<p>①制裁措置実施の監視。</p> <p>②資産凍結措置及び渡航禁止措置の対象となる個人の指定及び除外申請の検討。</p> <p>③資産凍結措置及び渡航禁止措置の実施を促進するために必要なガイドラインの策定。</p> <p>④自らの作業内容を少なくとも 90 日毎に安保理に報告。</p> <p>⑤スーダン政府による除外申請の検討と事前の承認付与。</p> <p>⑥専門家パネル及び措置を実施する関係国による報告書の評価。</p> <p>⑦本委員会と利害関係国の対話の促進。</p>
ガイドライン（2007 年 12 月 27 日） (2013 年 2 月 13 日現在更新されておらず)	①制裁対象者リストの策定
	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟国、国連事務総長、人権高等弁務官事務所、専門パネルが提出した情報に基づき、指定基準に従って制裁リストを策定。 ・リスト指定の提案に際しては、対象となる個人の情報、及び指定基準との合致を基礎付ける記述を可能な限り要

⁹³ S/2011/111, p.4 and para.203.

⁹⁴ S/2011/111, para.190.

		<p>請 (should)。</p> <p>②リストの更新及び維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスト対象者の氏名の追加修正は、要請から 2 作業日以内に検討する（延長も可だが例外）。2 作業日以内に異議が申し立てられなければリストに記載される。 <p>③リストからの抹消請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抹消請求は、決議 1730 手続あるいは居住国を通じて行われる。申立人は関連情報を付した上で抹消請求の適切かつ明確な正当化 (adequate and clear justification) を提出しなければならない。 <p>④渡航禁止除外請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定される渡航より 4 作業日前までに委員長に請求書面が到達することが原則（ただし非常時はこの限りでない）。請求書面には渡航の目的や詳細、除外を基礎付ける陳述の記載を要請 (should)。 ・渡航要領の変更は 2 作業日前までに通知の上、委員会が承認する必要あり。 <p>⑤資産凍結除外請求</p> <p>⑥武器禁輸措置除外請求</p> <p>⑦会合及び意思決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要と認められる場合にはいつでも召集可能。原則として非公開。委員会メンバー以外の招待も可能（国連事務局や地域的機関、NGO、専門家など）。 ・意思決定はコンセンサス方式。不調の場合には安保理に提出。 ・不異議手続 (no-objection procedure) : 委員長が委員会全メンバーに対して決定案を送付し、2 作業日以内のみに異議を受け付け、異議が無ければ決定案が採択されたものとみなされる (will be deemed adopted)。2 作業日を経過して到達した異議は検討されない。
専 門 家 パ ネ ル	根拠決議	S/RES/1591 (2005) , para.3 (b)
	マンデート	<p>①措置実施を監視に際して委員会を補助し、勧告を行う。</p> <p>②自らの活動につき中間ブリーフィング。決議採択後 90 日以内に暫定報告書を提出。また活動終了 30 日前までに最終報告・所見・勧告を提出。</p> <p>③アフリカ連合スーダン派遣団 (AMIS) の活動との調整。</p>

制裁の実施状況・違反国	<p>スーダン政府</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門家パネルの活動阻害。査証発行の拒絶や遅延。紛争地へのアクセス制限⁹⁵、入国拒絶等⁹⁶。 武器供与の継続⁹⁷、渡航禁止、資産凍結措置の不実施⁹⁸ <p>反乱団体「JEM」：武器禁輸措置違反⁹⁹。</p> <p>加盟国（名指しはされず）：渡航禁止、資産凍結措置の不実施¹⁰⁰</p>
制裁の効果	制裁による事態の改善は見られず、大半の武装勢力が国際人権人道法の違反に関与 ¹⁰¹ 。2006年5月5日にスーダン政府とSLM/Aの間で和平合意が交わされるも、スーダン政府自身が合意（ジャンジャウィードの武装解除等）を遵守せず ¹⁰² 。2013年2月の時点で内戦継続中 ¹⁰³ 。
制裁に係る課題・限界	<p>スーダン政府自身、制裁及び和平に取り組む意思が欠如している¹⁰⁴。</p> <p>スーダン政府のみならず、隣国チャドがダルフールの武装勢力に武器供与を実施。専門家パネルはチャド政府への武器禁輸実施を提案するも¹⁰⁵、今まで実現せず。</p>

関連決議

決議	採択日	内容
S/RES/2091	2013年2月14日	マンデート延長
S/RES/2035	2012年2月17日	マンデート延長
S/RES/1982	2011年5月17日	マンデート延長
S/RES/1945	2010年10月14日	マンデート延長
S/RES/1891	2009年10月13日	マンデート延長
S/RES/1841	2008年10月15日	マンデート延長
S/RES/1779	2007年9月28日	マンデート延長
S/RES/1713	2006年9月29日	マンデート延長

⁹⁵ S/RES/2091, para.10.

⁹⁶ S/2012/978, para.26.

⁹⁷ S/RES/2091, para.2; ただし、スーダン政府はこれを否定していた（制裁内容の解釈に係る論点の項を参照）。

⁹⁸ S/2012/978, para.29.

⁹⁹ S/2009/562, p.4.

¹⁰⁰ S/RES/2091, para.14.

¹⁰¹ S/2011/111, p.4.

¹⁰² Weiss and Burke. *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p.48.

¹⁰³ S/RES/2091, pp.1-2.

¹⁰⁴ S/2011/111, para.191.

¹⁰⁵ S/2011/111, paras.191 and 205.

2-8 シリア（2005－）

制裁対象	シリア
制裁理由	・国際委員会の調査に対するシリアの協力確保 ・暗殺事件に関与した嫌疑のあるシリア政府関係者の身柄確保
制裁に至る事情・背景	<p>2005年2月14日、ベイルート市内を走行中の元レバノン首相ハリリ氏を乗せた車列に対する爆破テロ攻撃が発生し、同氏を含む23人が殺害された。本件につき、S/RES/1595（2005年）によって設立された国際独立調査委員会（International Independent Investigation Commission: IIIC）は、「本テロ行為に対するレバノンとシリア双方の関与を示す集中的証拠（converging evidence）が存在する」と結論付け、特にシリア軍諜報機関の関与を指摘した。同時に、委員会の調査に対するシリア当局の協力が消極的・限定的であり、虚偽・不正確な陳述による調査のミスリードが企てられた旨指摘した¹⁰⁶。</p> <p>本報告書を受けて国連安保理は2005年10月31日、決議1636を採択。本テロ行為を国際の平和と安全に対する脅威と認定し、憲章第7章下の措置として、テロ行為への関与が疑われる人物として指定された個人に対する渡航禁止措置、資産凍結措置の発動を決定した。</p>
根拠決議	S/RES/1636（2005年10月31日）
実施期間	① 渡航禁止：2005年－ ② 資産凍結：2005年－
制裁内容（手段、対象）	<p>① [Decides] 渡航禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会が登録した人物の自国への入国を阻止するために必要な措置を採るよう義務付ける。該当する人物を自国領域内で発見した場合には、委員会による面会の実施を確保するよう、全加盟国に義務付ける（S/RES/1636, para.3 (a)）。 <p>② [Decides] 資産凍結</p> <ul style="list-style-type: none"> 全加盟国に対し、委員会が指定した個人またはその代理人が所有・支配する財産及び経済的リソースの凍結を義務

¹⁰⁶ S/2005/662, pp.61-62, paras.216, 222.

	付ける。全加盟国に、指定した個人またはその代理人による資産取引に関して行われる国際的な調査に対して十分に協力するよう義務付ける (S/RES/1636, para.3 (a))。										
制裁リスト	本調査時点（2013年3月27日）までに、制裁対象として指定された個人はいない。										
指定基準	本件テロ行為の計画、後援、準備、実行に関与した疑いのある全ての個人で、IIIC あるいはレバノン政府によって指定された者 (S/RES/1636, para.3 (a))。										
適用除外	<p>① 渡航禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該渡航が宗教上の義務を含む人道的必要性 (humanitarian need, including religious obligation) によって正当化される場合、及び除外によって安保理決議の目的が促進されると判断する場合 (S/RES/1636, Annex, para.2 (i))。 <p>② 資産凍結</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的経費 (basic expenses) として必要と認められるもの。食費、賃借料、医薬品及び医療費、税金、保険料、公共料金、凍結された資産の維持に係る法的サービスに対する報酬などを含む (S/RES/1636, Annex, para.2 (ii))。 										
制裁委員会	<table border="1"> <tr> <td>根拠決議</td><td>S/RES/1636 (2005年10月31日)</td></tr> <tr> <td>議長</td><td>Mr. Kodjo Menan (トーゴ) (~2013年12月31日まで)</td></tr> <tr> <td>副議長</td><td>アゼルバイジャン、オーストラリア (2013年)</td></tr> <tr> <td>マンデート</td><td> <p>① 制裁対象個人の登録。</p> <p>② 制裁措置からの除外対象を事案毎 (case by case basis) に判断。</p> <p>③ 制裁対象者の登録解除。</p> <p>④ 全加盟国に対する制裁対象者の通知。</p> </td></tr> <tr> <td>ガイドライン</td><td> <p>2006年3月8日作成以降アップデートなし。</p> <p>① 意思決定方式</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則コンセンサス方式。コンセンサスに到達しない場合には、当該事項は安保理に付託。 <p>② 制裁対象個人の登録</p> <ul style="list-style-type: none"> IIIC あるいはレバノン政府は、該当個人を通知するに際して、その身元情報、銀行口座番号など措置に関連する情報、当該人物を指定する根拠、に関して情報提供する。 </td></tr> </table>	根拠決議	S/RES/1636 (2005年10月31日)	議長	Mr. Kodjo Menan (トーゴ) (~2013年12月31日まで)	副議長	アゼルバイジャン、オーストラリア (2013年)	マンデート	<p>① 制裁対象個人の登録。</p> <p>② 制裁措置からの除外対象を事案毎 (case by case basis) に判断。</p> <p>③ 制裁対象者の登録解除。</p> <p>④ 全加盟国に対する制裁対象者の通知。</p>	ガイドライン	<p>2006年3月8日作成以降アップデートなし。</p> <p>① 意思決定方式</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則コンセンサス方式。コンセンサスに到達しない場合には、当該事項は安保理に付託。 <p>② 制裁対象個人の登録</p> <ul style="list-style-type: none"> IIIC あるいはレバノン政府は、該当個人を通知するに際して、その身元情報、銀行口座番号など措置に関連する情報、当該人物を指定する根拠、に関して情報提供する。
根拠決議	S/RES/1636 (2005年10月31日)										
議長	Mr. Kodjo Menan (トーゴ) (~2013年12月31日まで)										
副議長	アゼルバイジャン、オーストラリア (2013年)										
マンデート	<p>① 制裁対象個人の登録。</p> <p>② 制裁措置からの除外対象を事案毎 (case by case basis) に判断。</p> <p>③ 制裁対象者の登録解除。</p> <p>④ 全加盟国に対する制裁対象者の通知。</p>										
ガイドライン	<p>2006年3月8日作成以降アップデートなし。</p> <p>① 意思決定方式</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則コンセンサス方式。コンセンサスに到達しない場合には、当該事項は安保理に付託。 <p>② 制裁対象個人の登録</p> <ul style="list-style-type: none"> IIIC あるいはレバノン政府は、該当個人を通知するに際して、その身元情報、銀行口座番号など措置に関連する情報、当該人物を指定する根拠、に関して情報提供する。 										

	<p>③渡航禁止措置の例外要請手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面により委員長に通知。緊急の場合を除き、渡航予定日の5作業日前までに通知が到達する必要あり。 ・要請通知書には、渡航の目的、旅行計画の詳細、除外を正当化する理由説明等を記した文書が添付される。と同時に、委員会は、対象者居住国政府によるその書面により確認を受ける。 ・渡航計画等の変更は委員会による事前の承認が必要。 <p>④資産凍結措置の除外要請手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟国が除外を要請する際には、口座情報や支払いの目的などの情報を併せて提出する。 <p>⑤登録解除手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録解除手続については、追加的なガイドラインの策定を予定¹⁰⁷。 <p>⑥本委員会の任務及び制裁措置は、本委員会が安保理に対し、テロ攻撃に関する全ての捜査及び司法手続が完了したと報告すると同時に終了することが予定される。</p>
専門家パネル	なし ¹⁰⁸
制裁の実施状況・違反国	制裁措置の対象たる個人が指定されていないため、委員会任務自体が形骸化（moot）している ¹⁰⁹ 。
制裁の効果	制裁対象個人が指定されていない以上、効果を測定することは困難である。ただし、制裁決議の採択自体が、シリア政府に対する国際社会の政治的圧力となったという見方もありうる ¹¹⁰ 。事実、暗殺事件を調査した IIIC は、決議 1636 に先立ち提出した最初の報告書（2005 年）では、シリア政府当局の非協力的な姿勢を記していたのに対し ¹¹¹ 、その後は委員会の要請に応えるようになり ¹¹² 、最終的に、シリア政府当局の協力は「概して満足のいくもの（generally satisfactory）」との評価に転じている ¹¹³ 。

¹⁰⁷ 本調査時点（2013年2月28日）において、こうしたガイドラインが策定された形跡はない。

¹⁰⁸ なお、IIIC はテロ事件自体の調査（レバノン当局による捜査補助）を任務として設立されたものであり、制裁委員会との関係における「専門家パネル」には相当しない。

¹⁰⁹ Weiss and Burke. *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p.51.

¹¹⁰ *Ibid.*, pp.51-52.

¹¹¹ S/2005/662, p.62, para.222.

¹¹² S/2006/161, pp.20-21, paras.98-99.

¹¹³ S/2006/375, p.22, para.103; S/2006/760, p.18, para.82; S/2006/962, p.18, para.101; S/2007/150, p.17, para.95; S/2007/424, p.17, para.92; S/2007/684, p.17, para.84; S/2008/210, p.8, para.50; S/2008/752, p.8, para.50.

その他	IIIC による事件調査任務は、レバノン特別法廷の設置（2007年・S/RES/1757）及び始動（2009年3月1日）に伴い、その検察局に引き継がれている ¹¹⁴ 。
-----	---

関連決議

決議	採択日	内容
S/RES/1852	2008年11月17日	IIIC マンデートの延長（～2009年2月28日）
S/RES/1748	2007年3月27日	IIIC マンデートの延長（～2008年6月15日）
S/RES/1686	2006年6月15日	IIIC マンデートの延長（～2007年6月15日）
S/RES/1644	2005年12月15日	IIIC マンデートの延長（～2006年6月15日）

¹¹⁴ S/2009/106, paras.17-19.

2-9 レバノン（2006年－）

制裁対象	ヒズボラ
制裁理由	敵対行為
制裁に至る事情・背景	2006年7月12日のヒズボラによるイスラエルに対する攻撃以降、両者の間で軍事衝突が拡大。2006年8月11日、安保理はS/RES/1701を採択して制裁を発動。
根拠決議	S/RES/1701（2006年8月11日）
実施期間	①武器禁輸：2006年－
制裁内容（手段、対象）	①武器禁輸 ・レバノンにおける個人・団体に対して武器・関連物資の販売・提供の禁止（S/RES/1701, para.15）。
制裁リスト	なし
制裁委員会	なし
専門家パネル	なし
制裁の実施状況・違反国	①シリア 2012年11月の事務総長報告書によると、イスラエルは、シリア・レバノン国境からヒズボラに対して武器の移転が行われていると主張。ただし、国連はこの主張を真摯に受け取るが、独自の検証を実施する立場にはないという見解 ¹¹⁵ 。 また、イスラエルは2011年のアラブの春以降のシリア情勢の不安定化により、シリアから化学兵器が持ち込まれることを懸念。他方、ヒズボラは化学兵器入手する意図はないとの反論 ¹¹⁶ 。

関連決議

決議	採択日	内容
S/RES/2064	2012年8月30日	S/RES/1701実施について、安保理に対して4ヶ月ごと、または適切な時期に報告書を提出するよう事務総長に要請。
S/RES/2004	2011年8月30日	S/RES/1701実施について、安保理に対して4ヶ月ごと、または適切な時期に報告書を提出するよう事務総長に要請。
S/RES/1937	2010年8月30日	S/RES/1701実施について、安保理に対して4ヶ月ごと、または適切な時期に報告書を提出するよう事務総長に要請。

¹¹⁵ S/2012/837, p.9.

¹¹⁶ S/2012/837, p.9.

S/RES/1884	2009年8月27日	S/RES/1701実施について、安保理に対して4ヶ月ごと、または適切な時期に報告書を提出するよう事務総長に要請。
S/RES/1832	2008年8月27日	S/RES/1701実施について、安保理に対して4ヶ月ごと、または適切な時期に報告書を提出するよう事務総長に要請。
S/RES/1773	2007年8月24日	S/RES/1701実施について、安保理に対して4ヶ月ごと、または適切な時期に報告書を提出するよう事務総長に要請。

2-10 北朝鮮（2006—）

制裁対象	北朝鮮
制裁理由	<ul style="list-style-type: none"> ・核兵器開発の放棄 ・核不拡散体制への回帰 ・弾道ミサイル開発の放棄
制裁に至る事情・背景	<p>1998年8月31日、北朝鮮は事前通告なしに「テポドン1号」を発射。安保理は、プレスリリースにて遺憾の意を表明したのみで、制裁は実施されず。</p> <p>2006年7月5日に北朝鮮が「テポドン2号」を含むミサイル発射実験を実施した。安保理は7月15日に、ミサイル実験を非難するS/RES/1695を採択した（全会一致）が、同決議はミサイルや関連資材、技術の移転の阻止、関連する資金の移転の阻止を国連加盟国に要請するにとどまった。</p> <p>同年10月9日に北朝鮮が核実験実施を発表したことを受け、10月14日、安保理はS/RES/1718を採択、制裁対象を大量破壊兵器と関連物資に拡大し、北朝鮮に是正措置を義務付けると同時に、禁輸措置の実施を国連全加盟国の義務とした。</p> <p>しかし、3年後の2009年4月5日、北朝鮮は再度ミサイル発射実験を実施し、さらに同年5月25日に核実験を実施したことから、安保理は6月12日にS/RES/1874を採択。禁輸対象を武器及び武器関連物資全体に拡大し、それに関連する支援サービスや金融取引の禁止、貨物検査や資産凍結を制裁措置に追加した。</p> <p>北朝鮮は2012年12月12日にも人工衛星（事実上の弾道ミサイル）発射実験を実施。この安保理決議義務違反を受けて、2013年1月22日、安保理は決議2087を採択し、S/RES/1718及び1874で規定される義務を完全に実施するよう加盟国に要請（calls upon）した。</p> <p>2013年2月12日、北朝鮮は2006年、2009年に続く3回目の地下核実験を強行。安保理は同日、報道声明で実験がS/RES/1718、1874、2087の深刻な違反（grave violation）であるとして強く非難（strongly condemned）</p>

	した ¹¹⁷ 。
根拠決議	S/RES/1718（2006年10月14日） S/RES/1874（2009年6月12日） S/RES/2094（2013年3月7日）
実施期間	①武器禁輸：2006年— ②奢侈品禁輸：2006年— ③資産凍結：2006年— ④金融制裁：2013年— ⑤渡航禁止：2006年— ⑥貨物検査：2013年—（要請は2006年から） ⑦航空機乗り入れ禁止：2013年—（要請） ⑧新たな援助の停止：2009年—（要請）
制裁内容（手段、対象）	① [Decides]武器等禁輸 ・北朝鮮向けまたは北朝鮮からの、戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイルもしくはミサイル・システム、それらの予備部品を含む関連物資、または、安保理もしくは1718委員会が定める品目の提供・享受の禁止（S/RES/1718, para.8 (a) (i), (b)）。 ・上記措置を小型武器とその関連物資を除く全ての武器を禁輸措置の対象に拡大（S/RES/1874, para.10）。 ・核関連・大量破壊兵器・弾道ミサイル・それら関連物資等禁輸（S/RES/1718, para.8 (a) (ii), (b)）。 ②奢侈品禁輸（S/RES/1718, para.8 (a) (iii)） ・奢侈品のリストはS/RES/2094のANNEX4にて指定。ただし、禁輸対象奢侈品はこのリストに限定されない（S/RES/2094, para.23）なお、贅沢品として指定された物品は下記のとおり。 宝飾品（Jewelry） 真珠製品（Jewelry with pearls） 宝石（Gems） 希少石：ダイヤモンド、サファイア、ルビー、エメラルド 貴金属（Precious metal）を使用した宝飾品もしくは貴金

¹¹⁷ “Security Council press statement on nuclear test conducted by Democratic People’s Republic of Korea,” <http://www.un.org/News/Press/docs/2013/sc10912.doc.htm> (2013年2月13日アクセス)

	<p>属を使用した金属クラッド (metal clad) 輸送機器 (Transportation items)</p> <p>ヨット</p> <p>贅沢な自動車：ステーションワゴンを含む人を運搬する自動車</p> <p>レーシングカー</p> <p>③ 資産凍結</p> <ul style="list-style-type: none"> • [Decides] 制裁委員会や安保理が指定する個人・団体、その代理・指示で行動する個人・団体が所有・支配する加盟国領土内の資産を凍結 (S/RES/1718, para.8 (d))。 • [Calls upon] 核関連・弾道ミサイル・大量破壊兵器の関連物資に資する加盟国領内の全ての資産の凍結 (S/RES/1874, para.18)。 <p>④ 金融制裁</p> <ul style="list-style-type: none"> • [Decides] 核ミサイル関連及び禁輸対象品等の決議禁止行為・制裁回避行為に貢献する金融サービス提供の禁止。大量の現金移転禁止を含む (S/RES/2094, para.11) • [Calls upon] 決議禁止行為に関する北朝鮮の銀行の支店・子会社・代表事務所の禁止。口座の開設、合弁事業、コレレス (correspondent relationships) 契約の禁止を要請 (S/RES/2094, para.12) • [Calls upon] 加盟国の銀行の支店等の開設の禁止を要請 (S/RES/2094, para.13) <p>⑤ [Decides] 渡航禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> • 制裁委員会、安保理が指定する個人の渡航禁止 (S/RES/1718, para.8 (e))。 <p>⑥ 貨物検査</p> <ul style="list-style-type: none"> • [Are called upon] 核兵器、生物・化学兵器、それら関連物資の取引阻止のため、北朝鮮向けまたは北朝鮮からの貨物の検査を実施することを要請 (S/RES/1718, para.8 (f)) • [Calls upon] S/RES/1718 の禁輸対象品目が含まれると信じる合理的理由がある場合、領域内にて北朝鮮向けまたは北朝鮮からの貨物を検査することを要請 (S/RES/1874, para.11) • [Decides] 上記措置を義務化 (S/RES/2094, para.16)
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ [Calls upon] 禁止対象物品積載の疑われる貨物船に対する公海上の船舶検査 (S/RES/1874, para.12) ・ [Decides] S/RES/1874, para.12 の措置を拒否する船舶の入港禁止 (S/RES/2094, para.17) ・ [Decides] 禁止対象物品に加え、NPT、生物化学兵器禁止条約義務違反の物品の差押・没収 (S/RES/1874, para.14) <p>⑦ [Calls upon]航空機乗り入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 禁輸対象品の提供・販売・移転に関わっている疑いがある航空機の離発着禁止要請 (S/RES/2094, para.18)。 <p>⑧ [Calls upon]新たな援助の禁止</p> <p>無償援助、資金援助または緩和された条件による貸付けの新たな約束を行わないことを要請 (S/RES/1874, para.19)</p>
制裁リスト	<p>① 武器等禁輸対象物リスト : S/2006/814、S/2006/815、S/2006/853、S/2006/853/CORR.1、S/2009/205、S/2009/364、S/2012/235</p> <p>② 資産凍結、渡航禁止対象者のリスト (2013年1月22日更新) また、S/RES/2094によりさらに3個人、2団体追加 (SRES/2094, paras.8-9)。</p>
指定基準	<p>① 資産凍結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北朝鮮の核関連その他の大量破壊兵器、弾道ミサイル関連プログラムに従事・援助する者。 <p>② 渡航禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連、その他の大量破壊兵器関連の政策に責任がある者 (支援・促進を含む)。
適用除外	<p>① 資産凍結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食糧、賃料または抵当、医薬品及び医療、租税、保険料及び公共料金のための支払いを含む基礎的な経費に必要な資産で、5作業日以内に制裁委員会に通知され、制裁委員会が否定的な決定を行わないもの (S/RES/1718, para.9 (a))。 ・ 緊急時に必要な資産で、制裁委員会にそのように認められたもの (S/RES/1718, para.9 (b))。 ・ 司法、行政・仲裁上の担保、または判決の対象であると決定され、当該資金、その他の金融資産及び経済資源がそ

		<p>の担保、または判決を充足させるために使用されるものであって、その担保または判決が S/RES/1718 採択の日よりも前に記録され、S/RES/1718, para.8 (d) に規定する者もしくは安保理か制裁委員会により指定される個人・団体の利益のためではなく、かつ、関係国により制裁委員会に対し通知された場合 (S/RES/1718, para.9 (c))。</p> <p>② 渡航禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宗教的義務を含む人道的必要性がある場合。または免除が S/RES/1718 の目的に資すると制裁委員会が結論する場合 (S/RES/1718, para.10)。 <p>③ 新たな援助の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般市民の必要に直接応える人道及び開発目的のものまたは非核化の促進のためのものを除く (S/RES/1874, para.19)。
	制裁内容の解釈に係る論点	<ul style="list-style-type: none"> ・奢侈品が輸出禁止になったが、奢侈品のリストは制裁委員会で作成することができず、各国が作成することになった¹¹⁸。 ・加盟国は「自身または彼らの指示のもとで行動する個人または主体 (persons and entities acting on their behalf or at their direction)」及び「違法プログラムを支援している個人または主体 (persons and entities providing support for the illicit programmes)」の保有する金融資産を凍結することが要請されているが、前者と後者が違いを明確に理解していない国が存在する¹¹⁹。
制裁委員会	根拠決議	S/RES/1718 (2006年10月14日)
	議長	Mrs. Sylvie Lucas (ルクセンブルク) (~2013年12月31日)
	副議長	アゼルバイジャン、トーゴ (2013年)
	マンデート	<ul style="list-style-type: none"> ① S/RES/1718 のパラグラフ 8 に規定された措置を効果的に実施するためにとった各国の行動に関する情報収集。 ② 制裁違反に関する情報の調査・検討。 ③ 資産凍結・渡航禁止の除外に関する検討・判断。 ④ 供給、販売、移転阻止の対象となる、戦車、装甲戦闘車

¹¹⁸ 中谷「安保理決議に基づく経済制裁—近年の特徴と法的課題—」、38 頁。ただし、S/RES/2094 の ANNEX4 にて、宝石類と一部の輸送機器が贅沢品に指定された。

¹¹⁹ S/2012/422, p.43.

	<p>両、大口径火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイル及びミサイル・システム、それらの関連物資、核関連、弾道ミサイル関連の物資の追加品目等の決定。</p> <p>⑤資産凍結・渡航禁止の追加対象となる個人及び団体の指定。</p> <p>⑥ガイドラインの策定。</p> <p>⑦安保理に対し、1718 委員会の作業について、特に S/RES/1718 のパラグラフ 8 の規定により課される措置の効果を強化する方法に係る評価及び勧告とともに、少なくとも 90 日ごとに報告すること。</p>
ガイドライン	<p>2007 年 6 月 20 日作成、2013 年 3 月 27 日現在アップデートされていない。</p> <p>① 意思決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンセンサス ・ 委員会で合意がある場合、決定を書面で行うことができる。反対意見は原則 5 作業日以内に提示（短縮する場合でも 2 作業日を下回らない）。 <p>② 会合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則 2 作業日前に通知され、議長が必要とみなすとき、または委員の請求により招集。 ・ 原則非公開。 ・ 必要に応じて加盟国、国連事務局、国際組織、地域的国際組織を参加させることができる。 ・ 会合は、公式・非公式を問わず、安保理公用 6 カ国語に翻訳（委員会メンバーの合意があれば翻訳不要） <p>③ 書面手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暫定的議題は 2 作業日前までに回覧に付される。 ・ 決定案の書面は安保理公用 6 カ国語に翻訳（手続事項的性質の事項を除く） ・ 受領情報：情報提供国の請求または委員会の決定があれば、秘密扱いとする。 <p>④ 武器等禁輸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 核・弾道ミサイルその他大量破壊兵器に関連する品目については S/RES/1718para.8 (a) (ii) 所定の品目に加え、

		<p>委員会は検討のうえ、既存リストを変更できる。</p> <p>⑤ 渡航禁止・資産凍結の対象となる個人・組織のリスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理想とは渡航禁止、資産凍結各別に2つ作成し、継続的に見直す。 ・登録抹消請求は、フォーカル・ポイント、または居住地もしくは市民権の所在国通过对して申し立てる。 <p>(S/RES/1730 所定の手続きによる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制裁リストの変更は口上書をもって加盟国に即座に伝達、プレスリリース、ウェブサイト掲載により速やかに公表 <p>⑥ 資産凍結除外</p> <p>⑦ 渡航禁止除外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡航禁止除外請求・除外の延長請求（書面）は、原則として出立・期限の5作業日前までに到達必要（緊急の場合を除く） ・提出情報の変更は、出立の2作業日前までに通知（委員会の事前承諾） ・48時間以内の渡航日程の遅延・先行は即座に通知（48時間超の場合は、新たな除外承認を得る必要あり） ・近隣国への緊急医療渡航の場合、除外請求は受領次第検討。
専門家パネル	<p>根拠決議</p> <p>マンデート</p>	<p>S/RES/1874（2009年6月12日）</p> <p>① 制裁委員会のマンデート遂行支援。</p> <p>② 国、国連関係機関及びその他の関係当事者からの、制裁措置実施に関する情報（特に違反の事例に関するもの）を収集・審査・分析。</p> <p>③ 制裁措置の実施を改善するための勧告。</p> <p>④ 安保理決議採択後90日以内に中間報告、活動終了30日前までに安保理に最終報告・所見・勧告を提出。</p>
制裁の実施状況・違反国		<ul style="list-style-type: none"> ・各国の実施状況 <p>2012年3月現在、実施報告書(National Implementation Report)を提出した加盟国は、193カ国中93カ国のみ¹²⁰。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反事例

¹²⁰ S/2012/422, p.21.

・ シリア

2007年10月、北朝鮮から大連（中国）、Port Kelang（マレーシア）を経由して、シリアの Lattakia へ向かう途中の船舶から、電気スイッチ、熱スイッチ、合金、韓国製食品等が発見された¹²¹。荷送人は北朝鮮の Korea General Trading Corporation で、荷受人は、シリアの Scientific Studies and Research Centre のダミー会社である Handasieh General Organization Engineering Industries。

・ イラン

専門家やメディア報道によると、シリアと並び、イランと北朝鮮はミサイル開発で協力しているとされる¹²²。

・ 中国

報道によれば、2007年11月、北朝鮮によって弾道ミサイル用ジェット・タービン翼が北京からイランに向けて空輸されるという情報をもとに、米国が中国に対応を求めるが、少なくとも10回、同様の輸送が認められたとされる¹²³。また、化学兵器関連で、2010年5月、中国の会社が北朝鮮に化学兵器計画に使用・転用可能な物質を売却しようとしているとして、米国が中国に懸念を伝えている。また、北朝鮮からシリアやイランに向かう船舶の最初の寄港地のほとんどは中国の大連¹²⁴。

また、中国は2011年8月、弾道ミサイルの運搬・発射用の大型特殊車両4両を北朝鮮に輸出¹²⁵。同車両は、2012年4月の軍事パレードで新型の弾道ミサイルを搭載して登場。中国はこれまで対北朝鮮制裁決議に違反した事実はないと説明し、本件も公式には関与を否定していたが、米国が非公式にこの事実を提起したところ、初めて輸出の事実を認める。ただし、中国は「伐採された大型木材を運搬する目的での輸出」として、民生用の輸出と釈明している。また、日米韓は中国との関係を重視し、一連の経緯を公表

¹²¹ S/2012/422, p.24.

¹²² Ibid., p.25.

¹²³ 浅田正彦「国連による北朝鮮制裁と輸出管理」『CISTC Journal』No.131（2011年）、20頁。

¹²⁴ 浅田「国連による北朝鮮制裁と輸出管理」、22頁。

¹²⁵ 「中国、北朝鮮に軍用車両」『朝日新聞』2012年6月13日（朝刊）。

	<p>しないことで合意。日本も「ただちに安保理決議違反とはいえない」という判断¹²⁶。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ミャンマー¹²⁷ <p>大統領は核兵器と武器に関して北朝鮮と協力関係にあったことを否定するが、Thura Shwe Mann 議長は、核開発協力ではないものの、空軍防衛システムや兵器工場、航空機、船舶に関して、互いの国軍同士が協力することを記した覚書に署名したことを明らかにした。こうした行為は S/RES/1718 パラグラフ 8 (c) に違反する可能性がある。</p>
制裁の効果	<p>S/RES/1874 にて設置された専門家パネルの最終報告書によると、北朝鮮は、制裁発動前は約 80 カ国と貿易関係にあったが、S/RES/1874 によって制裁が強化されると、中国、韓国、日本、ロシアといった諸国との間の貿易が急速に縮小したとされる¹²⁸。</p>
制裁に係る課題	<p>S/RES/1985 による専門家パネルでは、制裁実施上の課題として、以下の諸点を指摘している¹²⁹。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 制裁実施に要するコスト負担 <ul style="list-style-type: none"> ・ 禁輸品の貨物検査・押収・処分にはコスト負担が必要なため、それらの措置の実施に消極的な加盟国も存在。 ・ 押収品の処分方法に関するガイドラインが存在しない。 ・ 押収品の処分方法に関する実施支援文書 (IAN) が必要。 ・ 貨物検査実施から国連への報告までに時間を要すること。 ・ 国内法の手続き上の理由から、貨物検査を実施してから制裁委員会に報告するまでに時間を要する。報告の提出に関するベストプラクティスを集めた IAN が必要。 ・ 貨物検査について制裁委員会に報告することが国内法上両立しない国が存在すること。 ・ 税関の法律顧問やその他の法執行機関による会議を開催が必要。 ② 報告義務に係る問題

¹²⁶ 「中国、北朝鮮にミサイル発射台車両輸出 安保理決議違反、日米韓把握も発表せず」『産経ニュース』2012年6月13日、
<http://sankei.jp.msn.com/politics/news/120613/plc12061311250012-n1.htm> (2013年2月19日アクセス)

¹²⁷ S/2012/422, p.26.

¹²⁸ 浅田「国連による北朝鮮制裁と輸出管理」、19頁。

¹²⁹ S/2012/422, pp.41-44.

	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国は違反行為を報告することは要求されている (required) が、違反行為を食い止めたことを報告する義務はない。 <p>③ 禁輸資産や大量破壊兵器の拡散・移転阻止に係る問題</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融資産や大量破壊兵器の拡散・移転阻止のためには、金融機関や企業、個人がそうした資産や行為の存在を監督当局に報告する必要がある。制裁委員会及び専門家パネルが監督当局であることを周知し、加盟国が 90 日以内に禁止されている金融資産や大量破壊兵器の拡散・移転行為があつたこと、及びそうした行為に対して措置を講じたことを制裁委員会または専門家パネルに報告することを促すことが必要。 <p>④ 用語の解釈に係る問題</p> <ul style="list-style-type: none"> 「制裁内容の解釈に係る論点」にて既述。 <p>⑤ 専門家パネルによるアウトリーチ活動に係る問題</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門家パネルは加盟国及び地域的国際機関と協力して安保理決議と制裁についてアウトリーチ活動を実施しているが、こうした活動は膨大な時間を要する。 <p>⑥ 報告に関する問題</p> <ul style="list-style-type: none"> 制裁実施報告書を提出する国が少なく、制裁は真剣に実施されていないという誤ったシグナルを与える。 <p>⑦ 他の国連機関との連携に係る問題</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界知的所有権機関 (WIPO) が北朝鮮向けコンピューター及びコンピューターサーバーの輸送許可を与えた事例があるため、国連機関間でコミュニケーションを促進することが必要。
--	--

関連決議

決議	採択日	内容
S/RES/2087	2013 年 1 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> 北朝鮮の人工衛星（弾道ミサイル）発射を非難 実施報告書を提出していない加盟国に報告書の提出を要請 (calls upon) 制裁の完全な実施を要請 (calls upon)
S/RES/2050	2012 年 6 月 12 日	専門家パネルのマンデート期間延長(～2013 年 7 月 12 日)
S/RES/1985	2011 年 6 月 10 日	専門家パネルのマンデート期間延長(～2012 年 6 月 12 日)
S/RES/1928	2010 年 6 月 7 日	専門家パネルのマンデート期間延長(～2011 年 6 月 12 日)

2-11 イラン（2006－）

制裁対象	イラン
制裁理由	ウラン濃縮・再処理活動
制裁に至る事情・背景	<p>イランは從来からロシアの協力を得て、軽水炉建設など実施してきた。2002年8月、ナタンズ及びアラクにおいて大規模な原子力施設の建設が発覚¹³⁰。2003年、国際原子力機関（IAEA）による検証活動が実施され、イランが長期間にわたり、ウラン濃縮やプルトニウム分離を含む原子力活動を IAEA に申告することなく繰り返していたことが明らかになった。</p> <p>2005年、IAEA が NPT の義務を十分に遵守していないと判断したことから¹³¹、2006年1月31日、S/RES/1696 が採択され、イランに対して全てのウラン濃縮活動と再処理活動を停止するよう要求（demands）。</p> <p>イランが安保理決議の要求に従わなかったことから、同年12月 S/RES/1737 が採択された。</p> <p>制裁実施にもかかわらず、イランの弾道ミサイル開発は継続しており、2011年6月15日に人工衛星 Rasad、2012年2月13日に人工衛星 Navid が打ち上げられた。</p>
根拠決議	S/RES/1737（2006年12月27日） S/RES/1747（2007年3月24日） S/RES/1803（2008年3月3日） S/RES/1929（2010年6月9日）
実施期間	①核兵器禁輸：2006年－ ②武器禁輸：2007年－ ③資産凍結：2006年－ ④渡航禁止：2008年－ ⑤金融制裁：2010年－（要請） ⑥貨物検査：2010年－（要請） ⑦新しい援助の停止：2007年－（要請）
制裁内容（手段、対象）	①[Decides]核開発関連物資禁輸 ・ウラン濃縮活動・再処理・重水関連活動（heavy

¹³⁰ 外務省ウェブサイト「イランの核問題（概要及び我が国の立場）」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fukaku/iran.html>（2013年3月21日アクセス）

¹³¹ GOV/2005/67, para.4.

	<p>water-related activities)・核兵器運搬システムの提供・販売・移転の禁止 (S/RES/1737, para.3)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ S/2006/814 の INFCIRC/254/Rev.7/Part2 に掲載されるウラン濃縮活動・再処理・重水関連活動につながりうる物品の提供・販売・移転の禁止 (S/RES/1737, para.4 (a))。なお、S/2006/814 のリストは INFCIRC/254/Rev.9/Part1 と INFCIRC/254/Rev.7/Part 2 及び加盟国が濃縮関連活動、再処理活動、又は重水関連活動若しくは核兵器運搬システムの開発に寄与しうると決定した品目によって取って代わられる。また、S/2006/815 のリストは S/2010/263 に取って代わられる (S/RES/1929, para.13)。 ・ S/2006/814 及び S/2006/815 に掲載されていないが、ウラン濃縮活動・再処理・重水関連活動・核兵器運搬システムにつながりうる物品の提供・販売・移転の禁止 (S/RES/1737, para.4 (b))。 <p>② [Decides]武器禁輸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イランからの武器調達禁止 (S/RES/1747, para.5) <p>③ [Decides]資産凍結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウラン濃縮・再処理活動に関する個人または団体の資産凍結。リストは S/RES/1737 の ANNEX に掲載 (S/RES/1737, para12)。 ・ S/RES/1929 でイスラム革命防衛隊 (IRGC) の個人及び団体も資産凍結の対象に追加 (S/RES/1929, para.12) <p>④ 渡航禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [Calls upon]機微な核拡散 (proliferation sensitive) 活動または核兵器運搬開発に関連する個人の入国または通過の警戒を要請 (S/RES/1737, para.10)。 ・ [Decides]S/RES/1803 の ANNEXII で指定された個人及び機微な核拡散活動、核兵器運搬システム開発に関与・支援を提供しているとして安保理または制裁委員会により指定される個人の領域内への入国・通過の阻止 (S/RES/1803, para.5)。 ・ [Decides]イランの核関連活動に関与または支援をしている個人の自国への入国または通過を制裁委員会に通知。個人のリストは S/RES/1737 の ANNEX に掲載 (S/RES/1737, para.10)。
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ [Decides]金融制裁の対象となっている者の渡航禁止 (S/RES/1803, para.5)。 <p>⑤ [Calls upon]金融制裁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イランの機微に係る核活動の拡散または核兵器運搬システムの開発に資すると信じる合理的根拠がある情報を有する場合、自国領域内でイランの銀行の新しい支店、子会社または代表事務所の開設を禁止。また、自国の管轄権の範囲でイランの銀行が新しい合同企業を設立すること、関心を持つ銀行の所有権を持つこと、銀行との取引関係を設立または維持することを禁止するために適切な措置を講じ、金融サービスの提供を阻止することを要請 (S/RES/1929, para.23)。 ・ イランの機微に係る核活動の拡散または核兵器運搬システムの開発に資すると信じる合理的根拠を提供する情報有する場合、自国領域内で金融機関が代表事務所・支店、もしくはイランにおける銀行口座を開設することを禁止する適切な措置を講じることを求める (S/RES/1929, para.24)。 <p>⑥ [Calls upon]貨物検査 (S/RES/1803, para.12)</p> <p>⑦ [Calls upon]新たな援助の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無償援助、資金援助または緩和された条件による貸付けの新たな約束を行わないことを要請 (S/RES/1747, para.7)。
制裁リスト	<p>Consolidated list (2008/4/24 採択、2012年12月20日アップデート)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Individual and entities involved in nuclear or ballistic missiles (S/RES/1929, Annex I) ・ Entities owned, controlled, or acting on behalf of the IRGC (S/RES/1929, Annex II) ・ Entities owned, controlled, or acting on behalf of the IRISL (S/RES/1929, Annex III)
指定基準	<p>① 渡航禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イランの核拡散・核兵器開発等に直接関与する者 (S/RES/1737, para.10, S/RES/1747, para.2, S/RES/1803, para.3, 5)。 <p>② 資産凍結</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・核拡散・核兵器開発等に直接関与する個人・団体。 ・上記の者の代理または指示により活動する個人・団体。 ・上記の者が所有または支配する団体。 ・S/RES/1737、S/RES/1747、S/RES/1803 に違反して、制裁対象者を補助する個人・団体 (S/RES/1737, para.12)。
適用除外	<p>①核関連物資禁輸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽水炉である場合は S/2006/814 の INFIRC/254/Rev.8/Part1 の B.1 に掲載されたもの (S/RES/1737, para.3 (b) (i))。 ・反応炉用核燃料として組み込まれている場合には INFIRC/254/Rev.8/Part1 の A.1.2 において指定された低濃縮ウラン (S/RES/1737, para.3 (b) (ii))。 ・食糧・農業・医療その他人道的目的の物資または支援を含む、核拡散機密活動及び核兵器運搬システムの開発の支援におけるイランの技術開発へ明らかに貢献しない物資・支援に対し、委員会がケースバイケースで決定する供給・販売・譲渡には適用しない (S/RES/1737, para.9)。 <p>②資産凍結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連する国家により決定された口座その他金融資産または経済的資源 (S/RES/1737, para.13)。 ・食糧品・賃料または住宅ローン・医薬品及び医療・租税・保険料及び公共料金のための支払いを含む基礎的な経費として必要であると決定されたものまたは法的役務の提供に関連して発生する妥当な専門的手数料及び費用の払戻しまたは凍結された資金、その他金融資産及び経済資源の維持のための国内法に基づく手数料またはサービス料のためのみに充てられる支払いであると決定されたものであり、関連する国家から委員会に適当と認められる場合に、そのような資金、他の金融資産及び経済的資源へのアクセスを認める意図が通知され、かつ、委員会がそのような通知がなされてから 5 作業日以内に否定的な決定を行わない場合。 ・臨時経費として必要であると決定されたものであり、そのような決定が関連する国家から委員会に通知され、かつ、委員会によって承認された場合。 ・司法・行政または仲裁上の担保または判決の対象である

		<p>と決定され、当該資金、その他の金融資産及び経済的資源がその担保または判決を充足させるために使用されるものであり、その担保または判決が現在の決議の日以前に記録され、上記上記第 10・第 12 パラグラフに従い指定される者または安全保障理事会または委員会により指定される個人または組織の利益のためではなく、かつ、関連する国家から委員会に通知された場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ S/RES/1737 3 (b) (i)・(ii)において特定された物資に直接関係する活動に必要とみなされるものであり、かつ、関連する国家から委員会に通知された場合。 <p>③ 渡航禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制裁委員会が宗教上の義務を含む人道上の必要性に基づき当該渡航が正当化されると決定する場合、または、制裁委員会がそのような例外が、IAEA 規程の第 XV 条が関わることを含むこの決議の目的に資すると結論する場合には、適用しない。
制裁委員会	根拠決議	S/RES/1737 (2006 年 12 月 23 日)
	議長	Mr. Gary Francis Quinlan (Australia) . (~2013 年 12 月 31 日)
	副議長	Togo (2013 年)
	マンデート	<ul style="list-style-type: none"> ① 制裁監視（情報収集、違反情報の検討・対応） ② 制裁除外請求の検討 ③ 禁輸対象物追加の検討 ④ 資産凍結・渡航禁止対象者追加の検討 ⑤ ガイドラインの制定 ⑥ 安保理への報告（90 日）
	ガイドライン	<p>2011 年 8 月 19 日アップデート。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 会合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則 2 作業日前に通知され、議長が必要とみなすとき、または委員の請求により招集。 ・ 原則非公開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて加盟国、国連事務局、専門家パネル、国際組織、地域的国際組織、NGO 等を参加させることができる。 ② 意思決定

		<ul style="list-style-type: none"> ・コンセンサス。コンセンサスが不調の場合、安保理に提出。コンセンサスは”no-objection procedure”にて行われる。 ・決定案への反対は原則 10 作業日前までに提示（短縮する場合でも 2 作業日を下回らない）。 ・会合は国連安保理公用 6 カ国語に翻訳。 <p>③個人・団体のリスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人または団体のリストへの追加は公式の伝達受領後 10 作業日以内に行う。 ・追加の決定・公表後、事務局から通知を受けた国家は、自國に所在あるいは自国民たる当該個人・団体に適時にその旨を通知することが求められる。 <p>④制裁リストからの削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟国はいつでも除外申請できる。 ・被指定者はフォーカル・ポイント、あるいは居住地・国籍国経由で見直し・除外の申立てができる（ただし、国家は自国民あるいは居住者がフォーカル・ポイントを経由して申立てるべきと決定することができる）。 <p>⑤資産凍結の適用除外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的費用としての資産凍結除外通知（書面）は、5 作業日前までの到達が必要。 ・資産凍結前契約に関する支払い通知（書面）は、10 作業日前までの到達が必要。 ・委員会は、請求・通知の受領を通知し、検討ごとに委員会の結論を通知する。 <p>⑥渡航禁止の除外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡航禁止除外請求（書面）は、出立・期限の 5 作業日前までの到達が必要。 ・制裁委員会は、提出国の受領の旨を通知し、検討後に制裁委員会の結論を通知する。
専 門 家 パ ネ ル	根拠決議	S/RES/1929（2010 年 6 月 9 日）
	マンデート	<p>①安保理次 1737 のマンデート実施のため、制裁委員会を支援。</p> <p>②国及び国連機関が提出した S/RES/1737、S/RES/1747、S/RES/1803 の実施に 関する情報（特に不遵守に関する）の収集・検証・分析。</p>

	<p>③制裁の実施を改善するための提言策定。</p> <p>④パネル設立後、90日以内に中間報告、活動終了30日前までに最終報告書提出。</p>
制裁の実施状況・違反国	<p>①北朝鮮 ・弾道ミサイル計画で協力しているとされる¹³²。</p> <p>②シリア ・イランとの違法な武器取引の中心とされる¹³³。</p> <p>③周辺国 制裁違反でないが、イランと国境を接している国は、武器や関連物資の違法取引のターゲットとなりやすいと専門家パネル報告書で指摘されている¹³⁴。</p> <p>④資産凍結 専門家パネル報告書によると、安保理決議を受けて資産凍結を実施した国はわずか¹³⁵。多くの加盟国は制裁の対象となる資産が自国内に存在しないと専門家パネルに報告している。他方で、専門家パネルは、報告が少ない理由として、資産凍結のためのメカニズムを欠く国があること、資産が逃避する前に迅速な資産凍結ができない国があることを指摘している。</p>
制裁の効果	<p>専門家パネル報告書（S/2012/395）は、制裁によりイランの核燃料サイクル活動の拡大を押さえていると評価¹³⁶。</p> <p>2013年3月28日現在、イランはウラン濃縮活動や再処理活動を停止していない。</p>
制裁に係る課題・限界	<p>専門家パネル報告書（S/2012/395）は以下の課題を指摘している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制裁の不遵守や違反例を速やかに国連加盟国は報告することが重要。違反事例はイランの調達の仕方や違反行為のパターンを把握するための重要な情報となるため。 ・制裁に関する情報の共有を進めることが必要。 ・軍事関連汎用品（dual-use items）を生産する企業や業界、中小企業へのアウトリーチを強化し、当該企業・業界を通じてイランが製品を調達できないようにすること

¹³² S/2012/422, p.25.

¹³³ S/2012/395, para.120.

¹³⁴ S/2012/395, para.180.

¹³⁵ S/2012/395, paras.201-202.

¹³⁶ S/2012/395, para.69.

	<p>が必要。特にイランは、核兵器開発に要する製品の調達を中小企業から行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連加盟国は、禁輸品がイランに／から輸送されないよう、陸、海、空のいずれにおいても監視を実施することが必要。監視には、船舶検査・貨物検査を目的としたストップオーバーも含む。
その他	対イラン制裁は対北朝鮮制裁をモデルにしている ¹³⁷ 。たとえば、S/RES/1737 の禁輸リストは S/RES/1718 のリストが使用されている。

関連決議

決議	採択日	内容
S/RES/2049	2012年6月7日	専門家パネルのマンデートの延長（～2013年6月9日）
S/RES/1984	2011年6月9日	専門家パネルのマンデートの延長（～2012年6月9日）
S/RES/1929	2010年6月9日	追加的制裁措置、専門家パネル設立
S/RES/1803	2008年3月3日	追加的制裁措置
S/RES/1747	2007年3月24日	追加的制裁措置
S/RES/1737	2006年12月23日	制裁措置、制裁委員会設立
S/RES/1696	2006年7月31日	ウラン濃縮・再処理活動の停止要求 停止しない場合は制裁措置発動を警告

¹³⁷ Farrall, *United Nations Sanctions and the Rule of Law*.

2-12 エリトリア（2009－）

制裁対象	エリトリア
制裁理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジブチとの紛争地からの撤退 ・ 国境紛争の解決に関する外交努力と国連事務総長の周旋への協力 ・ ソマリアの暫定連邦政府（TFG）を不安定化させる行為の停止¹³⁸
制裁に至る事情・背景	<p>2008年夏、エリトリアは隣国ジブチと領土問題をめぐって衝突¹³⁹。</p> <p>また、隣国ソマリアには1992年より武器禁輸等の制裁措置が課されていたところ、2008年12月、ソマリア制裁モニタリング・グループの報告書が、エリトリアがソマリア国内の反政府武装勢力に政治・財政・物流支援を提供していると指摘¹⁴⁰。2009年5月20日、エリトリアの国連代表は、安保理に対して、非難への反発と、TFGをソマリアの正統政府とすることへの反対を表明¹⁴¹。</p> <p>2009年12月、安保理は決議1907前文でこれらを引用して深刻な懸念を表明、ソマリアの平和・和解を害するエリトリアの行為と、ジブチ・エリトリア間の紛争が国際平和・安全に対する脅威を構成すると決定（Determining）。同決議で、武器禁輸、渡航禁止、資産凍結を課した（Decides）。また、同決議は、すべての加盟国に、自国領域内のソマリア・エリトリアへとからの貨物に、両国に対する武器禁輸違反の物品が搭載されていると信じる合理的な理由があれば、国内法に従って貨物検査することを要請（call upon）し、発見したエリトリア禁輸物品の押収・廃棄を義務づけた。</p>
根拠決議	S/RES/1907（2009年12月23日） S/RES/2023（2011年12月5日）
実施期間	① 武器禁輸：2009年－

¹³⁸ S/RES/1907, para.3; Weiss and Burke. *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p. 57.

¹³⁹ http://www.ucdp.uu.se/gpdatabase/gpcountry.php?id=53®ionSelect=1-Northern_Africa (2013年2月26日アクセス)

¹⁴⁰ S/2008/769.

¹⁴¹ S/2009/256.

	<p>② 渡航禁止：2009年－</p> <p>③ 資産凍結：2009年－</p> <p>④ 徵税制限：2011年－</p> <p>⑤ 鉱業取引制限：2011年－</p>
制裁内容（手段、対象）	<p>① [Decides]武器禁輸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリトリアへの、自国領域からまたは自国民等による、武器及び関連物資の販売・供給、軍事関連または武器等の提供等・生産・維持・使用に関連する技術的支援・訓練・財政的その他の支援の提供の禁止（S/RES/1907, para.5）。 ・エリトリアは、直接・間接に、自国領域からまたは自国民等による、武器及び関連物資の販売・移転をしてはならない（S/RES/1907, para.6）。 ・エリトリア領域あるいはその国民等からの、直接・間接の武器及び関連物資の獲得の禁止（S/RES/1907, para.6）。 ・発見した、上記の措置に違反する物品の押収・廃棄及びそれへの協力義務（shall）（S/RES/1907, para.8）。 <p>② [Decides]渡航禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会が指定する個人が自国民である場合を除き、当該個人の加盟国領域内への入国・通過禁止（S/RES/1907, para.10）。 <p>③ [Decides]資産凍結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会が指定する個人・団体またはその代理・指示によって行為する個人・団体が、直接・間接に所有・管理する資産の凍結（shall）（S/RES/1907, para.13）。 ・[Decides] いかなる資産等も、自国民または領域内にある個人・団体によって、上記の個人・団体の利益のために使用可能とされないことの確保（shall）（S/RES/1907, para.13）。 <p>④ [Decides]徵稅制限（ディアスボラ徵稅の禁止）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリトリアは、エリトリア領域外の自国民及びその子孫から、強迫・暴力・欺罔等の不正な手段を用いて徵稅してはならない（shall）（S/RES/2023, para.11）。 ・エリトリア政府の代理として上の禁止に反して行動する自国領域内の個人に対する適切な責任追及（S/RES/2023, para.11）。 <p>⑤ [Decides]鉱業取引制限</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・エリトリアの鉱業部門の収入が決議違反に使用されるのを防ぐために、同部門と取引のある自国民及び自国の管轄圏内にある者・会社に警戒を促す (to promote the exercise of vigilance) 適切な措置をとる (S/RES/2023, para.13)。
制裁リスト	2013年2月27日現在、同じ委員会が兼轄するソマリア制裁のリストしか作成・公表されておらず、エリトリア制裁の別個のリストなし。
指定基準	<ul style="list-style-type: none"> ①エリトリアの政治的・軍事的指導者を含む諸個人、エリトリアの政治的・軍事的指導者、政府及び準政府的機関、エリトリア内外のエリトリア人に私的に支配される団体で、以下に該当するもの。 ②武器禁輸違反を犯している者または団体。 ③地域の不安定化を目的とする武装勢力へのエリトリアからの支援を提供する者または団体。 ④ジブチに関するS/RES/1862の遵守(エリトリアによる、Ras Doumeira 及び Doumeira Island からの部隊の撤退、ジブチとの国境紛争解決のための外交努力、国連事務総長による周旋への協力)を妨害する者または団体。 ⑤地域の他の国家またはその国民に対する暴力・テロ行為を行うための、個人または団体の財政支援、組織、訓練等を行う者または団体。 ⑥・モニタリング・グループの活動を妨害する者または団体 (S/RES/1907, para.15)。
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ①武器禁輸 (指定された個人・団体への武器譲渡禁止は除外なし) <ul style="list-style-type: none"> ・国連、報道、人道・開発支援従事者によって一時的に持込まれ個人的に使用される防弾チョッキ、ヘルメット等の防護用衣類 (S/RES/2060, para.11)。 ・人道・保護的用途のみを意図した非殺傷的武器等で、委員会に事前承認されたもの (S/RES/2060, para.12)。 ②渡航禁止 <ul style="list-style-type: none"> ・人道的必要 (宗教的義務を含む) があると個別に委員会が決定する渡航 (S/RES/1907, para.11 (a))。 ・地域の平和・安定の目的に資すると個別に委員会が決定する渡航 (S/RES/1907, para.11 (b))。 ③資金凍結

	<ul style="list-style-type: none"> ・関係加盟国が、被指定者の必要な基礎的経費（食糧、賃料等、医療等、租税、保険料、公共料金等）と決定したもの、妥当な法的役務の報酬または被凍結資産の保有のための手数料等のみに充てられると決定したもので、当該資産へのアクセスを認める意図が関係加盟国によって委員会に通知され、かつ、委員会が3作業日以内に否定的な決定を行わない場合（S/RES/1907, para.14 (a)）。 ・関係加盟国が必要な臨時経費と決定したもので、関係加盟国により委員会に通知され、かつ、委員会によって承認されたもの（S/RES/1907, para.14 (b)）。 ・関係加盟国が、この決議の日以前に効力を生じる、被指定者・団体の利益のためでない司法・行政・仲裁上の担保または判決の対象であると決定し、当該担保または判決の充足のために使用されるもので、かつ関係加盟国により委員会に通知されたもの（S/RES/1907, para.14 (c)）。
制裁委員会	<p>根拠決議 S/RES/751（1992年4月24日）、S/RES/1907（2009年12月23日） (S/RES/751で設置されたソマリア制裁委員会が、決議1907によってエリトリア制裁に拡大、2010年2月26日に「ソマリア及びエリトリアに関するS/RES/751（1992）及び1907（2009）のための制裁委員会」に改称)</p>
議長	Mr. Kim Sook（韓国）（～2013年12月31日）
副議長	パキスタン及びトーゴ（2013年）
マンデート (エリトリア制裁関連のみ記載)	<p>①モニタリング・グループの補佐を受けた、制裁措置の実施の監視 ②制裁対象となる個人の指定 ③制裁除外適用申請の検討 ④マンデート拡大に伴うガイドラインの更新 (S/RES/1907, para. 18)</p>
ガイドライン	<p>2010年3月30日更新</p> <p>①会合及び決定手続き ・原則非公開、コンセンサス（不調の場合は問題を安保理に提出できる）、必要に応じて特に利害関係を有する加盟国を参加させることができる。 ・決定は書面手続きによることができる。この場合、議長</p>

	<p>は各構成員に決定案を回覧し、5作業日以内 (S/RES/1844, para.4 (a) による資産凍結除外の場合には3作業日以内、緊急時には議長の定める日数以内) に異議がない場合には採択されたものとみなす。</p> <p>②制裁リストへの追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟国はいつでも追加請求をなすことができる。 ・加盟国は、申請対象がソマリア制裁か、エリトリア制裁か、または両方であるかを明示しなければならない。 ・加盟国は、制裁指定基準に該当することを示す事案の詳細な陳述を提出しなければならない。 ・加盟国は、陳述の公開可能な部分及び利害関係国の請求に応じて公開可能な部分を特定しなければならない。 ・リストへの追加請求には、個人あるいは団体の特定に必要な情報ができる限り含まれていなければならない。 ・請求が5作業日以内に承認されなかった場合には、委員会は請求国にその請求の状態を伝える。 ・国連事務局は、追加の公表後、追加後1週間以内に、被指定者・団体の居住・所在国及び個人の国籍国に通知。通知を受けた国家は、当該個人または団体に適時にその旨を通知することが求められる。 <p>③制裁リストからの除外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟国はいつでも除外請求をなすことができる。 ・制裁対象指定された個人・団体は、フォーカル・ポイントまたは居住国・国籍国政府を通して事案の見直しを請求することができる。ただし、国家は、自国の居住者または国民はフォーカル・ポイントに直接申し立てるべきものと決定することができる。 ・除外請求者は、制裁指定基準の要件に該当しない理由を説明しなければならない。 ・国連事務局は、除外から1週間以内に被除外者・団体の所在国及び個人の国籍国に通知。通知を受けた国家は当該個人・団体に適時に通知することが求められる。 <p>④制裁リスト情報の更新及び見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング・グループは、委員会が受取った情報のすべてを検討し、4週間以内に更新の要否を助言。 ・更新は加盟国に通知。
--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・更新に値しないとされた情報はモニタリング・グループがデータベースに保管、委員会はこの情報を被指定者・団体の所在・国籍国と共有することができる。 ・制裁リストの見直しは年に 1 度行われる。 ・国連事務局は、年に 1 度、被指定者の死亡情報を委員会に回覧する。 <p>⑤武器禁輸除外手続き ⑥資産凍結除外手続き ⑦渡航禁止除外手続き</p>
専門家パネル	根拠決議	<p>S/RES/1907（2009 年 12 月 23 日）</p> <p>（ソマリアに関するモニタリング・グループが上記決議でエリトリアにマンデート拡大・改称。前身のソマリアに関するモニタリング・グループは、S/RES/1425 で設置されたソマリアに関する専門家パネルの後継として S/RES/1519 で設置されたもの）</p>
	マンデート (エリトリアに関するもののみ記載)	<p>①違反情報の提供を含む、委員会の行う制裁措置実施の監視の補佐 (S/RES/2060, paras.13 (a), (d)、S/RES/1907, para.19 (a))。</p> <p>②エリトリアによる、地域の不安定化とジブチでの暴力を目的とするアル・シャバーブ al-Shabaab 等の集団等への支援禁止、渡航禁止の遵守に関する情報の検討 (S/RES/2060, para.13 (d)、S/RES/1907, para.19 (b) , 16, 17)。</p> <p>③安保理への報告書への、制裁指定関連情報の記載。</p> <p>④他の制裁委員会の専門家パネルとの連携 (S/RES/2060, para.13 (d)、S/RES/1907, para.19 (d))。</p> <p>⑤武器禁輸違反行為の資金源となった活動の調査 (S/RES/2060, para.12 (e))。</p> <p>⑥武器禁輸違反行為に関連して使用された交通経路及び施設の調査 (S/RES/2060, para.12 (f))。</p> <p>⑦将来の措置のための、制裁指定基準に該当する個人・団体及びその支援者リスト草案の作成、委員会への提供 (S/RES/2060, para.12 (h))。</p> <p>⑧調査に基づく委員会への勧告 (S/RES/2060, para.12 (i))</p> <p>⑨制裁措置の遵守増大のための追加的措置の勧告に関する</p>

	<p>る委員会との緊密な協力 (S/RES/2060, para.12 (j))。</p> <p>⑩ 制裁措置の実施を促進するために、地域諸国的能力を強化できる分野の特定の補助 (S/RES/2060, para.12 (k))。</p> <p>⑪・委員会を通して安保理に中間報告及び最終報告書を提出 (S/RES/2060, para.12 (l), (m))。</p>
制裁の実施状況・違反国	モニタリング・グループによって武器禁輸違反（個人、会社によるもの含む）の情報が報告されている国：エリトリア ¹⁴² 、ソマリア ¹⁴³ 、ケニア ¹⁴⁴ 、エチオピア ¹⁴⁵ 、ウクライナ ¹⁴⁶ 、イギリス ¹⁴⁷ 、エジプト ¹⁴⁸ 、スーダン ¹⁴⁹ 、イスラエル ¹⁵⁰ 。
制裁の効果	制裁以来、エリトリアは国際的圧力に応じるようになってきている。武器禁輸措置の効果としてエリトリア空軍の展開能力の減少が確認された。他方で、徴税制限にもかかわらず、エリトリアは依然として国外のエルトリア人からの不正な徴税によって資金を得ている ¹⁵¹ 。

関連決議

決議	採択日	内容
S/RES/2060	2012年7月25日	モニタリング・グループのマンデートの更新・延長（～2013年8月25日）
S/RES/2023	2011年12月5日	不正徴税・資金調達制限追加、モニタリング・グループのマンデート拡大
S/RES/2002	2011年7月29日	モニタリング・グループのマンデート更新・延長（12カ月）
S/RES/1916	2010年3月19日	モニタリング・グループのマンデート延長（12カ月）
S/RES/1907	2009年12月23日	エリトリア制裁開始、ソマリア制裁委員会及びモニタリング・グループのマンデートをエリトリア制裁に拡大

¹⁴² S/2012/545, pp.9, 16.

¹⁴³ Ibid, p.10.

¹⁴⁴ Ibid., p.11

¹⁴⁵ Ibid., p.11.

¹⁴⁶ Ibid., p.17.

¹⁴⁷ Ibid., pp.17-18.

¹⁴⁸ Ibid., p.20.

¹⁴⁹ Ibid., p.20.

¹⁵⁰ Ibid., p.20.

¹⁵¹ Ibid., p.5.

2-13 リビア（2011－）

制裁対象	リビア
制裁理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平和活動家の抑圧等の人権侵害 ・ 政府による戦闘行為の誘発と市民迫害
制裁に至る事情・背景	<p>2011年2月、エジプト、チュニジアでの民衆蜂起を皮切りに、リビア東部の都市及び首都トリポリにて暴動が発生。民衆による退陣要請をカダフィ大佐が拒否。反体制は勢力が政府軍への攻撃を開始し、内戦が勃発した。</p> <p>これに対し、リビア国連代表部次席大使は自国政府を非難し、国際刑事裁判所（ICC）に対し調査を要請。EUはリビアへの制裁に向けての協議を開始、スイスはカダフィと家族の資産を凍結、米国はカダフィ及びリビア政府幹部の米国内資産の凍結の制裁措置を発動するなど、国際社会が制裁への動きを見せる中、安保理は、カダフィと家族に対する渡航禁止と資産凍結の制裁決議案を全会一致で採択した。3月、リビアの人権委員会メンバー資格の剥奪を発表、市民への無差別攻撃の停止を要請。さらに、飛行禁止区域を設定し、リビアへの事実上の空爆を容認する決議を採択した。</p> <p>米、英、仏、加、伊は、安保理決議に基づくりビアへの対地攻撃「オデッセイの夜明け作戦」を開始。その後、NATO軍が対リビア軍事介入指揮権を米国より引継ぎ、「ユニファイド・プロテクター作戦」と称し、攻撃を実施。8月、反政府軍が首都トリポリを制圧、カダフィを追放し、長期独裁体制が崩壊。9月、内戦終結後の新生リビアの支援のため、北大西洋条約機構（NATO）が民主化支援策の協議を開始。米国が、反カダフィ派主軸の「国民評議会」のアブドルジャリル議長が国民評議会を正当な統治機関として承認した旨述べた¹⁵²。</p>
根拠決議	S/RES/1970（2011年2月26日） S/RES/1973（2011年3月17日）
実施期間	① 武器禁輸：2011年－

¹⁵² 福富満久「リビア内戦と『保護する責任』－コンストラクティヴィズムの射程と軍事介入－」『国際問題』（2011年）No.605、37頁、

	<p>② 渡航禁止：2011年－</p> <p>③ 航空機乗り入れ禁止：2011年－</p> <p>④ 資産凍結：2011年－</p>
制裁内容（手段、対象）	<p>① [Decides]武器禁輸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リビアへの武器及び準軍事的機器、軍事行動に関する技術的及び経済的支援等あらゆる物資の直接的または間接的な供給、販売、輸送 (S/RES/1970, para.9)。 ・武器及びあらゆる物資のリビアからの輸出とリビアからの調達 (S/RES/1970, para.10)。 ・リビア向け及びリビアからの船舶、航空機の貨物検査 (S/RES/1973 para.13)。 <p>② [Decides]渡航禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安保理委員会が指定したリビア政府高官の加盟国への渡航 (S/RES/1970, para.15)。 <p>③ [Decides]航空機乗り入れ禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リビア国籍の人及び企業が保有または運営する航空機の国外における離発着許可の取消 (S/RES/1973, para.17)。 <p>④ [Decides]資産凍結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安保理委員会が指定したカダフィとカダフィ一族及びその保有・支配する組織が直接的または間接的に保有する全資産の凍結 (S/RES/1970, para.17)。 ・リビア当局を上記資産凍結対象に追加 (S/RES/1973, para.19)。
制裁リスト	① 渡航禁止及び資産凍結：List of Individuals Subject to the Measures Imposed by Paragraph 15 of Resolution 1970 (2011) (the Travel Ban) and/or Paragraph 17 of Resolution 1970 (2011) or Paragraph 19 of Resolution 1973 (2011) (the Assets Freeze) (2013年3月20日更新)
指定基準	<p>① カダフィ及びその一族</p> <p>② 上記が保有・支配する組織</p> <p>③ リビア政府高官</p>
適用除外	<p>① 武器禁輸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安保理が定める人道保護目的のための武器、技術的支援の提供。 ・国連等の国際機関が提供する防護服。 ・安保理が承認した武器と関連物資の販売と提供

	<p>(S/RES/1970para.9)。</p> <p>② 渡航禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人道上の必要性に応じ委員会が個別に決定する場合。 ・訴訟手続に必要な入国及び乗り換え。 ・リビアの平和、和解及び安定のため委員会が個別に決定する場合。 ・リビアの平和と安定を進めるために国連加盟国が個別に決定し、48時間以内に委員会に通知する場合 <p>(S/RES/1970para.16)。</p> <p>③ 資産凍結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料、医薬品、税金、保険金、公共料金等の生活費で、関係国が委員会に通知し、委員会が通知から5営業日以内に否決しない場合。 ・特別費で、関係国または国連加盟国が委員会に通知し、委員会の承認を得る場合。 ・リストに定める個人または企業の利益目的でない、司法、行政、仲裁・裁判で、関係国または加盟国が委員会に通知する場合 (S/RES/1970para.19)。
制 裁 委 員 会	根拠決議
	S/RES/1970 (2011年2月26日)
	議長
	Mr. Eugéne-Richard Gasana (Rwanda) (~2013年12月31日)
	副議長
	韓国 (2013年)
マンデート	<p>① 武器禁輸、渡航禁止、資産凍結にかかる制裁措置実施の監視。</p> <p>② 安保理決議 (S/RES/1970 para.15 及び 17) の制裁対象者指定リストの維持・更新。</p> <p>③ ガイドラインの策定。</p> <p>④ 30日以内に委員会へ報告、及び、委員会に必要に応じ報告。</p> <p>⑤ 委員会と加盟国間の対話の奨励。</p> <p>⑥ 措置の実施のために有効な情報収集。</p> <p>⑦ 措置の実施に違反している疑義がある場合、または、非整合的な情報がある場合に調査や行動をとる</p> <p>(S/RES/1970 para.24)。</p>
	<p>① 会合及び決定手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則2作業日前に通知され、議長が必要とみなすとき、

		<p>または委員の請求により招集。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則非公開。 ・必要に応じて加盟国、国連事務局、NGO 等を参加させなければならない。 <p>② 意思決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則コンセンサス。不調の場合安保理に提出できる。 ・決定は「no-objection procedure」によることができる。異議は原則 5 作業日以内に提出されなければならない。緊急時には期間短縮可。 ・最低で月に 1 度、係属している問題を審査。 <p>③ 制裁リストへの追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟国は、追加申請の対象者・団体が制裁指定基準に該当することを示す事案の詳細な陳述書を提出。陳述書は公開可能な部分及び利害関係国の請求に応じて公開可能な部分が特定されていなければならない。 ・請求が 5 作業日以内に承認されなかった場合には、委員会は請求国にその請求の状態を伝える。 ・追加の決定・公表後、事務局から通知を受けた国家は、自國に所在あるいは自国民たる当該個人・団体に適時にその旨を通知することが求められる。 <p>④ 制裁リストからの削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟国はいつでも除外申請できる。 ・被指定者はフォーカル・ポイント、あるいは居住地・国籍国経由で見直し・除外の申立てができる（ただし、国家は自国民あるいは居住者がフォーカル・ポイントを経由して申立てるべきと決定することができる）。 <p>⑤ 制裁リストの更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会は、追加的情報につき関係国と協議できる。 <p>⑥ 渡航禁止除外請求手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急の場合を除き、渡航開始の日から 5 作業日前までに請求しなければならない。 ・48 時間以内の渡航日程の遅延・先行は即座に通知、それを超える場合は新たな除外申請をしなければならない。 <p>⑦ 資産凍結除外手続き</p> <p>⑧ 武器禁輸除外手続き</p>
専	根拠決議	S/RES/1973/ (2011 年 3 月 17 日)

専門家パネル	マンデート	<p>①委員会マンデートの補佐。</p> <p>②S/RES/1970に規定される措置に関し、実施状況との整合性につき加盟国、国連、利害関係団体等から情報収集、調査、分析を実施。</p> <p>③関連措置実施の改善に向けた委員会、加盟国への提言。</p> <p>④委員会への中間報告（90日以内）、中間報告後30日以内の最終報告。</p> <p>⑤リビア当局及びその関連組織や個人の要請に応じた利益のために、リビア当局を含む全加盟国が不正を実施しないよう措置を講じる（S/RES/1973para.24-29）。</p>
制裁の履行状況・違反国		武器禁輸違反の疑い <ul style="list-style-type: none"> Letfallah 及び IIIIntisaarという船の原産国及び船が停泊中の国に対し、委員会がレターを発出。
制裁の効果		専門家パネル報告書は、制裁は迅速に展開されてきたと評価。21ヶ月以内に、安保理の設立を始め6つの安保理が採択され、アプローチや作業に影響を及ぼしてきた。一連の措置の当初の目的は、リビア軍による市民への攻撃の阻止であったが、その後修正を伴い、リビアの移行体制の構築と再建、域内の安全保障の利益に役立ってきた（パネル報告書 S/2012/983）。
その他		制裁の効果については、下記の通り専門家パネルと異なる評価もなされている。 飛行禁止区域を始めとする経済制裁は、リビア軍の戦闘能力の低減を目的に行われ、多国籍軍との連携空爆によりリビア軍の軍事力を機能不全にさせた。他方、これらの経済制裁は、カダフィにより都市や地方で繰り返された市民への攻撃を中断させる効果はなかった ¹⁵³ 。

関連決議

決議	採択日	内容
S/RES/2095	2013年3月14日	UNSMILの延長、武器禁輸の一部解除、専門家パネルの延長
S/RES/2040	2012年3月12日	UNSMILの延長、武器禁輸の一部解除、
S/RES/2022	2011年12月2日	UNSMILの延長リビア当局に対する軍事物資の横行の阻止要請
S/RES/2017	2011年10月31日	リビア当局に対する軍事物資の横行の阻止要請

¹⁵³UPPSALA UNIVERSITET ホームページ（2013年3月19日アクセス）
http://www.ucdp.uu.se/gpdatabase/gpcountry.php?id=95®ionSelect=1-Northern_Africa#

S/RES/2016	2011年10月27日	飛行禁止区域の解除
S/RES/2009	2011年9月16日	UNSMIL の設置、武器禁輸の一部解除、資産凍結の一部解除、飛行禁止区域及び渡航禁止の一部解除
S/RES/1973	2011年3月17日	武器禁輸の施行（港・空港での貨物検査）の決定、資産凍結対象の拡大（リビア当局を追加）、専門家パネルの設置

2-14 ギニアビサウ（2012－）

制裁対象	ギニアビサウ
制裁理由	軍部によるクーデター
制裁に至る事情・背景	ギニアビサウは政治的に不安定な国であり、冷戦終結以後、内戦やクーデターの発生等政治的に不安定な状態が続く ¹⁵⁴ 。その中で、2012年4月12日、軍部によるクーデターが発生 ¹⁵⁵ 。5月18日、安保理はS/RES/2048を採択し、制裁を発動。
根拠決議	S/RES/2048（2012年5月18日）
実施期間	① 渡航禁止：2012年－
制裁内容（手段、対象）	① [Decides] 渡航禁止 ・ S/RES/2048のAnnexのリストに掲載されている個人の入国・通過の阻止（S/RES/2048, para.4）。
制裁リスト	S/RES/2048, Annex（2012年7月20日更新）
指定基準	・ ギニアビサウの立憲的秩序（constitutional order）の回復を阻害または安定を損なう行動をする個人。特に2012年4月12日のクーデターで主導的役割を果たした者（S/RES/2048, para.6 (a)） ・ S/RES/2048, para.6 (a) で特定される個人を代表または指示を受けて行動する者。またはS/RES/2048, para.6 (a) で特定される個人に支援または融資する者（S/RES/2048, para.6 (b)）。
適用除外	① 渡航禁止 ・ 宗教的義務等、人道必要性に基づくものと制裁委員会が定める場合 ・ 訴訟手続きのため必要な場合 ・ 平和及び国民和解を促進すると制裁委員会が定める場合
制裁委員会	根拠決議 S/RES/2048（2012年5月18日）
	議長 Mr. Mohammed Loulichki（モロッコ）（～2013年12月31日）
	副議長 ルクセンブルク（2013年）

¹⁵⁴ 外務省ウェブサイト、「各国・地域情勢 ギニアビサウ共和国」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/guinea_b/data.html（2013年3月21日アクセス）

¹⁵⁵ S/RES/2048, preambular.

会	マンデート	<p>①制裁措置の実施の監視。</p> <p>②制裁リストに掲載される個人の指定及び免除される個人の指定。</p> <p>③制裁の実施を促進するためのガイドラインの策定。</p> <p>④安保理に報告書を提出。最初のレポートについては30日以内、以降は制裁委員会が必要と判断したとき。</p> <p>⑤制裁の実施を議論するため、制裁委員会と関心を有する加盟国、国際機関との対話の促進。</p> <p>⑥制裁の実効的な実施のため、各国及び国際機関がとる行動に関する追加的な情報の収集。</p> <p>⑦制裁違反・不遵守に関する情報について適切な行動を検証。</p>
	ガイドライン	<p>①会合及び決定手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則2作業日前に通知され、議長が必要とみなすとき、または委員の請求により招集。 ・原則非公開。 ・必要に応じて加盟国、国連事務局、NGO等を参加させることができる。 <p>②意思決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則コンセンサス。不調の場合安保理に提出できる。 ・決定は「no-objection procedure」によることができる。異議は原則5作業日以内に提出されなければならない。緊急時には期間短縮可。 ・いかなる問題も6カ月以上係属されたままにならないことを確保。 <p>③制裁リストへの追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟国は、追加申請の対象者・団体が制裁指定基準に該当することを示す事案の詳細な陳述書を提出。陳述書は公開可能な部分及び利害関係国の請求に応じて公開可能な部分が特定されていなければならない。 ・請求が5作業日以内に承認されなかった場合には、委員会は請求国にその請求の状態を伝える。 ・追加の決定・公表後、事務局から通知を受けた国家は、自國に所在あるいは自国民たる当該個人・団体に適時にその旨を通知することが求められる。 <p>④制裁リストからの削除</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟国はいつでも除外申請できる。 ・被指定者はフォーカル・ポイント、あるいは居住地・国籍国経由で見直し・除外の申立てができる（ただし、国家は自国民あるいは居住者がフォーカル・ポイントを経由して申立てるべきと決定することができる。 <p>⑤制裁リストの更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会は、追加的情報につき関係国と協議できる。 <p>⑥渡航禁止除外請求手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急の場合を除き、渡航開始の日から 4 作業日前までに請求しなければならない。 ・48 時間以内の渡航日程の遅延・先行は即座に通知、それを超える場合は新たな除外申請をしなければならない。
専門家パネル	なし
制裁の実施状況・違反国	<p>①実施報告書の提出状況</p> <p>2013 年 3 月 1 日現在、制裁の実施に関する報告書を提出したのは、わずか 18 カ国。</p> <p>②違反国</p> <p>2013 年 1 月 2 日に公表された制裁委員会の年次報告書によると、2012 年 9 月 18 日までに 2 カ国で違反事例が報告されている¹⁵⁶。報告書では違反国の名前は明示されていない。制裁委員会は書面にて 9 月 18 日に違反事例が報告された 2 カ国に事態の解明を求める。1 カ国は事態の再発防止に努めると回答し、もう 1 カ国は、事態は入国管理の機能不全によるものであり遺憾の意を表明。</p>

関連決議

2013 年 3 月 27 日現在、関連決議は採択されていない¹⁵⁷。

¹⁵⁶ S/2012/975, p.3.

¹⁵⁷ 2013 年 2 月 22 日に採択された S/RES/2092 は、国連ギニアビサウ統合平和構築事務所 (United Nations Integrated Peace-Building Office in Guinea-Bissau: UNIOGBIS) のマンデート延長であるため、ここでは取り上げない。

3 終了した制裁

3-1 南ローデシア（1966－1979）

制裁対象	南ローデシア
制裁理由	・自決権を無視して独立した南ローデシア政府による支配の終了
制裁に至る事情・背景	<p>1964年に白人少数政権であるイアン・スミス政権が誕生¹⁵⁸。黒人に参政権を付与することに反対。南ローデシアは宗主国である英国に対して独立を要求していたが、極端な人種差別政策を探っていたことから、英国は独立要求を拒否し続けてきた。スミス政権は英国の反対を無視して、1965年11月11日に独立を宣言した。</p> <p>スミス政権の一方的な独立宣言を「反乱」とみなした英国は、武器禁輸、投資禁止、援助停止、特恵待遇の停止、南ローデシアからの砂糖・タバコの輸入禁止等の措置を探る。その後も鉱物・食料輸入の制限、南ローデシア向け送金の不許可、英國領域内の南ローデシア住民が所有する金融資産の凍結、石油輸出禁止等の措置を追加し、1966年1月には包括的な貿易禁止措置を実施した。</p> <p>単独の経済制裁に加え、英国は安保理に事態の協議を要請。これを受けて、安保理は1965年11月12日に会議を開催、S/RES/216を採択し、南ローデシアに援助を与えないことを要請した（calls upon）。</p> <p>翌1966年の12月16日には、S/RES/232を採択し、部分的制裁の実施を決定した。</p> <p>対南ローデシアの経済制裁は1979年、S/RES/460によって終了。</p>
根拠決議	S/RES/232（1966年12月16日） S/RES/253（1968年5月29日） S/ERS/277（1970年3月11日） S/RES/409（1977年5月27日）
実施期間	①物品の禁輸：1966年-1979年

¹⁵⁸ 吉村『国連非軍事的制裁の法的問題』113-121頁を参照。

	<p>② 包括的禁輸：1968年-1979年</p> <p>③ 武器禁輸：1966年-1979年</p> <p>④ 石油禁輸：1966年-1979年</p> <p>⑤ 金融制裁：1968年-1979年</p> <p>⑥ 航空機乗り入れ禁止：1968年-1979年</p> <p>⑦ 渡航禁止：1968年-1979年</p> <p>⑧ 外交関係の断絶：1968年-1979年</p> <p>⑨ 資産凍結：1977年-1979年</p>
制裁内容（手段、対象）	<p>① [Decides] 物品の禁輸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南ローデシア産の石綿、鉄鉱石、クローム、銑鉄、砂糖、タバコ、銅、肉とその加工品、原皮、皮の輸入 (S/RES/232, para.2 (a))。 ・ 航空機、自動車の製造・組立・維持のための設備・資材の供給。及びそれらの製造、組立を促進する活動 (S/RES/232, para.2 (e))。 <p>② [Decides] 包括的禁輸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南ローデシア産、及び南ローデシアから輸出される全ての物品の輸入 (S/RES/253, para.3 (a))。 ・ 南ローデシアの個人・団体に対する、物品の販売、供給の禁止 (S/RES/253, para.3 (d))。 <p>③ [Decides] 武器禁輸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 武器、弾薬、軍用航空機、武器・弾薬製造のための設備・資材の売却・輸送 (S/RES/232, para.2 (d))。 <p>④ [Decides] 石油禁輸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石油・石油製品の供給 (S/RES/232, para.2 (f))。 <p>⑤ [Decides] 金融制裁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対南ローデシア政権及び同国での商業活動、鉱業企業、公益企業に対する投資、資金提供、その他経済的資源の利用、送金の阻止 (S/RES/253, para.4)。 <p>⑥ [Decides] 航空機乗り入れ禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南ローデシアから離発着する航空便の運行禁止及び南ローデシアの航空会社と提携することの阻止 (S/RES/253, para.6)。 <p>⑦ [Decides] 渡航禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南ローデシアパスポート保有者及び居住者の入国禁止 (S/RES/253, para.5 (a), (b))。

	<ul style="list-style-type: none"> 外交関係の断絶。 [Decides]全ての外交、領事、貿易、軍事その他の関連する関係の断絶と領域内に存在する代表の終了 (S/RES/277, para.9)。 <p>⑧ [Decides]資産凍結</p> <ul style="list-style-type: none"> 南ローデシア政府の資産の凍結 (S/RES/409, para.1)。
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品、教育備品、新素材 (new material)、特別な人道的状況 (special humanitarian circumstances) に置かれている人々のための食料。 年金、医療・人道・教育目的、特別な人道的状況にある人々のための食料を目的とした支払い。 例外的な人道的理由 (Exceptional humanitarian grounds) による渡航。
制裁委員会	根拠決議
	<p>①事務総長により提出される決議の実施状況に関する報告書の審議。</p> <p>②加盟国及び国連専門機関により提出された情報の審査。</p>
専門家パネル	なし
制裁の実施状況・違反国	<p>①ポルトガル・南アフリカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ポルトガル及び南アフリカは南ローデシア政府を支援¹⁵⁹ <p>②米国</p> <ul style="list-style-type: none"> 米国は南ローデシア政府構成員 (member) の入国を認めていた¹⁶⁰。
制裁の効果	ランカスターハウス (Lancaster House) 制憲協定によって多数派支配について合意が成立。それを受け S/RES/460 (1979 年) により制裁が終了。Weiss らは、ムガベ (Robert Mugabe) が率いるジンバブエ・アフリカ人同盟 (ZAPU) の武力闘争が白人政権の譲歩を引き出したとする。しかし、一方で制裁により政権側が経済的・外交的孤立状態にあったことが交渉を促す要因になったと評価 ¹⁶¹ 。
制裁に係る課題・限界	制裁にもかかわらず多くの国が南ローデシア政府と関

¹⁵⁹ S/RES/277, preambular para.4(c)

¹⁶⁰ S/RES/437, paras.1-4.

¹⁶¹ Weiss and Burke. *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p.7.

	係を継続。特に上述のようにポルトガルと南アフリカは南ローデシア政府を支援。また、南ローデシア政府はザンビアやボツワナ、アンゴラ、モザンビークに軍事介入するなど違法行為を継続していた ¹⁶² 。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・対南ローデシア制裁は、国連安保理決議のもとで実施された初めての制裁。 ・国連憲章第50条に基づき、ザンビア、モザンビーク、ボツワナに支援を提供するよう要請¹⁶³。

¹⁶² S/RES/445.

¹⁶³ Farrall. *United Nations Sanctions and the Rule of Law*.

3-2 南アフリカ（1977—1994）

制裁対象	南アフリカ	
制裁理由	<ul style="list-style-type: none"> ・アパルトヘイト政策の終了 ・武器取得の禁止 	
制裁に至る事情・背景	<p>1960年3月21日、バス法に反対するデモ隊に警察が発砲し、68名が死亡したシャープビル事件が発生。この事件を受けて、安保理は南ア問題の審議を開始¹⁶⁴。同年4月1日、アジア・アフリカ諸国の要請を受け、安保理は南アの状況を国際紛争とし、S/RES/134によって南アにアパルトヘイト政策の放棄を要請した（calls upon）。</p> <p>1963年8月7日、S/RES/181で、対南ア武器等禁輸措置が勧告された。南アのアパルトヘイト政策に変更がなかったことから、1977年11月4日、安保理は決議418を採択し、経済制裁を決定。1994年5月26日のS/RES/919により、対南ア制裁が終了。</p>	
根拠決議	S/RES/418（1977年11月4日）	
実施期間	①武器禁輸：1977年—1994年	
制裁内容（手段、対象）	<p>① [Decides] 武器禁輸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての国家が、武器・弾薬、軍用車輛及び装備、軍事警察用装備、それらの予備部品等、あらゆる種類の武器・関連資材の南アに対する販売・移転・供給を停止。上記の物品の製造・整備のためにあらゆる種類の機材や資材の供給、ライセンスの供与を停止（S/RES/418, para.2）。 ・核兵器の製造・開発について、南アといかなる協力も差し控える（S/RES/418, para.4）。 	
制裁委員会	根拠決議	S/RES/421（1977年12月9日）
	マンデート	<p>① S/RES/418の実施に関する事務総長報告書の検証。</p> <p>② 武器禁輸措置をより有効にする手段の研究と安保理に対する提言の策定。</p> <p>③ S/RES/418の措置の効果的実施について、各国の行動に関する情報を加盟国に要求</p>
専門家パネル	なし	
制裁の実施状況・違反国	①米国	

¹⁶⁴ 吉村『国連非軍事的制裁の法的問題』121-128頁を参照。

	<ul style="list-style-type: none"> 米国産の武器等が南アに輸出されたという通報がなされる。米国の履行措置は既契約分には適用されなかつた等の理由により、安保理決議に反する取引がなされたと考えられる¹⁶⁵。
制裁の効果	制裁によって南アフリカ政府の武器へのアクセスは制限されたという意味では一定の成果 ¹⁶⁶ 。
制裁に係る課題・限界	後述のように、安保理常任理事国の反対がある場合、より強力な制裁の実施が困難となる。
その他	1987年2月に南アフリカの通貨、武器、ウラン、石炭の輸入禁止、及びコンピューター、石油、石油製品の輸出禁止、ローン提供の禁止を盛り込んだ制裁案が安保理に提出されたが、米国と英国の拒否権により否決。また、1988年3月には、上記に対南アフリカの投資禁止を盛り込んだ制裁案が安保理に提出されたが、再び米国と英国の拒否権により否決される ¹⁶⁷ 。

¹⁶⁵ 吉村『国連非軍事的制裁の法的問題』236頁。

¹⁶⁶ Farrall. *United Nations Sanctions and the Rule of Law*

¹⁶⁷ Farrall. *United Nations Sanctions and the Rule of Law*

3-3 セルビア・モンテネグロ（1991－1996）

制裁対象	セルビア・モンテネグロ、セルビア人武装勢力
制裁理由	・ 旧ユーゴにおける武力衝突及び停戦合意違反。
制裁に至る事情・背景	<p>ユーゴスラビア社会主義連邦共和国は6つの共和国によって構成される連邦国家であったが、1990年にスロベニアとクロアチアが分離・独立を宣言¹⁶⁸。1991年6月、クロアチアにて連邦維持を求めるセルビア人勢力が武力攻撃を行ったことにより内戦が勃発する。内戦勃発を受けて、安保理は1991年9月25日にS/RES/713を採択し、武器の包括的禁輸措置を発動した。</p> <p>しかし、その後も内戦は悪化、1992年5月に内戦はボスニア・ヘルツェゴビナにも拡大し、ムスリム人勢力・クロアチア人勢力対セルビア人勢力との武力衝突となった。さらにクロアチアとセルビア・モンテネグロがボスニアでの内戦に介入した。内戦は1995年12月のデイトン合意によって終結した。制裁は1996年のS/RES/1074にて終了。</p>
根拠決議	S/RES/713（1991年9月25日） S/RES/757（1992年5月30日） S/RES/820（1993年4月17日） S/RES/942（1994年9月23日）
実施期間	①武器禁輸：1991年－1996年 ②包括的禁輸：1992年－1996年 ③金融措置：1992年－1996年 ④航空機乗り入れ禁止：1992年－1996年 ⑤外交措置：1992年－1996年 ⑥スポーツ競技参加禁止：1992年－1996年 ⑦科学技術協力・文化交流の停止：1992年－1996年 ⑧川・領海上の活動の禁止：1993年－1996年 ⑨資産凍結：1993年－1996年 ⑩貨物検査：1992年－1996年（要請）
制裁内容（手段、対象）	①[Decides]武器禁輸 旧ユーゴに対する武器及び軍用装備の全面的かつ完全な禁輸（S/RES/713, para.6）。

¹⁶⁸ 横田洋三（編）『国連による平和と安全の維持—解説と資料—』（2000年、国際書院）499-501頁。

	<p>② [Decides]包括的禁輸 セルビア・モンテネグロで生産され輸出される全ての商品及び產品を自国に輸入することを阻止 (S/RES/757, para.4 (a))。 ボスニア・ヘルツェゴビナ領内のセルビア人勢力が管理する地域からの輸出及び輸入の禁止 (S/RES/820, para.12)。</p> <p>③ [Decides]金融措置 セルビア・モンテネグロの当局または同国の全ての商工・公共事業に対するあらゆる資金・金融・経済上の資源の利用、または同国国民、同国内のいかなる者に対するそのような資金の移動・利用・送金の阻止 (S/RES/757, para.5)。</p> <p>④ [Decides]航空機乗り入れ禁止 セルビア・モンテネグロから離発着する航空機の、自国領域内での離着陸または領空通過の許可の禁止 (S/RES//757, para.7 (a))。</p> <p>⑤ [Decides]外交措置 セルビア・モンテネグロの外交使節及び領事ポストの職員のレベルの引き下げ (S/RES/757, para.8 (a))。</p> <p>⑥ [Decides]スポーツ競技参加阻止 セルビア・モンテネグロを代表する個人または団体が自国領域におけるスポーツ競技の開催に参加することを阻止 (S/RES/757, para.8 (b))。</p> <p>⑦ [Decides]科学技術協力・文化交流の停止 セルビア・モンテネグロが公式に後援し、または同国を代表する個人や集団を含む科学技術協力、文化交流・訪問の停止 (S/RES/757, para.8 (c))。</p> <p>⑧ [Decides]河川・領海上の活動の禁止 ドナウ (Danube) 川上での商品と製品の積み換えの禁止 (S/RES/820, para.15)。 あらゆる商業海上輸送につき、セルビア・モンテネルグロ領海内に入ることを禁止 (S/RES/820, para.28)。</p> <p>⑨ [Decides]資産凍結 セルビア・モンテネグロ当局、商工業・公共事業、その当局もしくは当局の管理下にある団体が管理する資産がある国は、それらの資産を持つ自国領域内の個人・団体にセルビア・モンテネルグロ当局の利益にならないよう、資産</p>
--	--

		の凍結を要請することを決定 (S/RES/820, para.21)。 S/RES/942 によりボスニア内のセルビア人勢力も制裁の対象となる (S/RES/942, para.11)。 ⑩ [Calls upon]貨物検査 制裁措置の履行確保の目的で、すべての海上による輸出入用の積み出しを停止させるため、必要かつ個別の状況に応じた措置を用いることを求める (S/RES/787, para.12)。
適用除外		国連保護軍 (UNPROFOR) を含む国連の活動で使用される武器
制裁委員会	根拠決議	S/RES/724 (1991年12月15日) S/RES/757 (1992年5月30日)
	マンデート	<ul style="list-style-type: none"> ・国連事務総長が提出した報告書の検討。 ・S/RES/713 の措置に関して各国が採る行動に関する追加の情報を入手すること (S/RES/757 により S/RES/757 の措置も追加)。 ・S/RES/713 の違反に関して、各国が知る情報を考慮し、当該措置の実効性向上のため安保理に勧告を行うこと (S/RES/757 により S/RES/757 の措置も追加)。 ・S/RES/713 の違反に応じて、適切な措置を勧告し、加盟国に周知させるために定期的に国連事務総長に情報を提供 (S/RES/757 により S/RES/757 の措置も追加)。
専門家パネル		なし
制裁の効果		安保理及び制裁委員会報告書は、制裁によりボスニア内のセルビア人勢力が孤立し、内戦の終結に貢献したと評価。一方、Weiss らは、NATO の空爆がよりセルビア人勢力にとって打撃であり、内戦終結に貢献したと評価している ¹⁶⁹ 。
制裁に係る課題・限界		武器禁輸措置がかえって内戦を悪化させたとする見方が存在。ボスニア内のセルビア人勢力はセルビア・モンテネグロから武器を入手できたが、ボスニア政府は禁輸措置により武器を入手できず、ボスニア政府の自衛権行使の妨げになったとの評価がある ¹⁷⁰ 。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ、科学技術協力、文化交流に関する初の制裁¹⁷¹。

¹⁶⁹ Weiss and Burke. *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p.14.

¹⁷⁰ Farrall. *United Nations Sanctions and the Rule of Law*.

¹⁷¹ 以下、Farrall. *United Nations Sanctions and the Rule of Law* を参照。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・制裁対象に時間的猶予を与えた初の制裁。・決議の遵守を促すため、制裁対象者の一部に制裁を停止(suspend)する戦略を採用。同戦略はハイチへの制裁(S/RES/841)、リビアへの制裁(S/RES/748)でも採用される。・国連憲章第50条のもとでの行動を勧告。 |
|--|--|

3-4 リビア（1992–2003）

制裁対象	リビア
制裁理由	<ul style="list-style-type: none"> ・パンナム機爆破容疑者引渡し ・テロ支援活動の終了
制裁に至る事情・背景	<p>1988年12月21日、ロンドンからニューヨークに向かうパンアメリカン航空103便がスコットランドのロッカビー上空にて爆発、乗員・乗客259名、巻き添えとなったロッカビー村の住民11名、計270名が犠牲になるテロ事件が発生した（パンナム機爆破事件、ロッカビー事件）¹⁷²。</p> <p>リビアの情報機関に所属する、アブドゥルバーシト・マグラヒーとアル=アミーン・ハリーファ・フヒーマが容疑者であることが判明し、1991年11月14日、米国及びスコットランドは2人を起訴した。</p> <p>しかし、リビアが容疑者の引渡しを拒否したため、1992年1月21日、S/RES/731を採択し、容疑者の引渡しを要求。同年3月31日にS/RES/748を採択し、経済制裁が発動した。</p> <p>制裁は2003年9月12日のS/RES/1506にて終了。</p>
根拠決議	S/RES/748（1992年3月31日） S/RES/883（1993年11月11日）
実施期間	①航空機乗り入れ禁止：1992年–2003年 ②武器禁輸：1992年–2003年 ③石油・天然ガス関連設備供与禁止：1993年–2003年 ④外交措置：1992年–2003年 ⑤入国拒否・追放：1992年–2003年 ⑥資産凍結：1993年–2003年 ⑦リビア・アラブ航空活動阻止：1992年–2003年
制裁内容（手段、対象）	①[Decides]航空機乗り入れ禁止 リビア領域内から離発着する航空機の、自国領内からの離発着及び領空通過の禁止（S/RES/748, para.4 (a)）。 ②[Decides]武器禁輸 武器弾薬、軍事車両、準軍事警察（paramilitary police）

¹⁷² 以下、次の文献を参照。川西晶大「リビアに対する経済制裁とその帰結」『レファレンス』第682号（2007年）、109-110頁。Weiss and Burke, *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p.18.

		<p>の装備の提供禁止 (S/RES/748, para.5 (a))。</p> <p>③ [Decides]石油・天然ガス関連設備の供与禁止 原油・天然ガス輸送設備、原油輸出ターミナルで使用する設備、原油精製設備等の供与禁止 (S/RES/883, para.5, Annex)。</p> <p>④ [Decides]外交的措置 リビアの外交使節及び領事ポストの職員のレベルの引き下げ。それら職員の自国領域内の移動の制限 (S/RES/748, para.6 (a))。</p> <p>⑤ [Decides]渡航禁止 テロ行為に関わり、他国から入国拒否または追放されたリビア国民の入国拒否及び追放のために適切なあらゆる手段を探ること (S/RES/748, para.6 (c))。</p> <p>⑥ [Decides]資産凍結 リビア政府及び当局、または企業の資産が直接・間接に管理する資産や金融資源の凍結 (S/RES/883, para.3)。</p> <p>⑦ [Decides]リビア・アラブ航空活動阻止 全てのリビア・アラブ航空 (Libyan Arab Airlines) の事務所の活動の阻止 (S/RES/748, para.6 (b))。</p>
適用除外		<p>① 人道的必要性により制裁委員会が許可した航空機 (S/RES/748, para.4 (a))。</p> <p>② 非常用装備、民間航空が直接に管理する機材・サービスに対する航空機部品の提供 (S/RES/883, para.6 (d))。</p> <p>③ アオゾウ (Aouzou) 地域からのリビアの撤退監視のための国連監視団の派遣に関する航空機 (S/RES/910)。</p> <p>④ 石油・石油製品、天然ガス・天然ガス製品、農産物の販売・供給に由来する資金 (S/RES/883, paras.3-4)。</p>
制裁委員会	根拠決議 マンデート	<p>S/RES/748 (1992年3月31日)</p> <p>① 各国が事務総長に提出するレポートの検討。</p> <p>② S/RES/748 の措置に関して各国が採る行動に関する追加の情報を入手すること。</p> <p>③ S/RES/748 の違反に関して、各国が知る情報を考慮し、当該措置の実効性向上のため安保理に勧告を行うこと。</p> <p>④ S/RES/748 の違反に応じて、適切な措置を勧告し、加盟国に周知させるために定期的に国連事務総長に情報を提供。</p>

	<p>⑤ 各国から人道上の必要性に基づく航空機乗り入れ許可の申請の検討と決定。</p> <p>⑥ 国連憲章第 50 条に基づき、制裁により経済的な問題を抱える近隣諸国からの通達について特別な考慮を払う。</p>
専門家パネル	なし
制裁の効果	<p>米国国務省が 1996 年に発表した Patterns of Global Terrorism では、制裁によりリビアのテロ支援能力は大幅に減殺されたと評価されている¹⁷³。また、制裁によりリビアが外交的に孤立したことで、（制裁の直接の目的ではないが）同国の大量破壊兵器や弾道ミサイル開発計画の放棄のつながったと Weiss らは評価。</p>
その他 ¹⁷⁴	<ul style="list-style-type: none"> ・ テロ行為に対する初の制裁 ・ 制裁発動までの時間的猶予が設けられる。 ・ 国連憲章第 50 条を明示。

¹⁷³ Weiss and Burke, *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p.19.

¹⁷⁴ Farrall, *United Nations Sanctions and the Rule of Law*.

3-5 リベリア（1992—2001）

制裁対象	リベリア	
制裁理由	・ 内戦における国際人道法違反及びヤムスクロ和平合意等の違反	
制裁に至る事情・背景	<p>1989年12月、チャールズ・ティラー率いるリベリア国民愛国戦線（National Patriotic Front of Liberia: NPFL）とリベリア国軍との間で武力衝突が発生、翌1990年には内戦はリベリア全土に拡大した¹⁷⁵。1991年10月30日、ヤムスクロ（Yamoussoukro）和平合意が成立。しかし、1992年半ばになるとリベリア政府及びNPFLはともに和平合意に違反するようになる。同年10月より西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）がリベリアに武器禁輸を含む禁輸措置を発動。安保理も11月19日にS/RES/788を採択し、制裁を発動した。</p> <p>制裁は2001年3月7日のS/RES/1343により終了した。なお、同決議でシェラレオネ内戦の反政府勢力革命統一戦線（RUF）を支援しているとの理由でリベリアに対して新たな制裁が発動されている（2-4参照）。</p>	
根拠決議	S/RES/788（1992年11月19日）	
実施期間	① 武器禁輸：1992年—2001年	
制裁内容（手段、対象）	<p>① 武器禁輸 包括的かつ完全な武器及び軍事装備の提供・販売の禁止（S/RES/788, para.8）。</p>	
適用除外	西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）平和維持軍が使用する武器（S/RES/788, para.13）。	
制裁委員会	根拠決議 マンデート	<p>S/RES/985（1995年4月13日）</p> <p>① S/RES/788の措置の実施のため、各国がとる行動に関する追加的な情報の収集。</p> <p>② S/RES/788の措置の違反について各国が知る情報を考慮し、S/RES/788の措置の有効性向上のための勧告。</p> <p>③ S/RES/788の措置の違反に対する適切な措置を勧告し、各国への周知を目的として国連事務総長に定期的に情報</p>

¹⁷⁵ 以下、次の文献を参照。横田『国連による平和と安全の維持—解説と資料—』、272-274頁。吉村「アフリカの紛争と国連の経済制裁」、151-152頁

	を提供する。
専門家パネル	なし
制裁の効果	Weiss らは安保理及び ECOWAS による武器禁輸は NPFL の軍事力を減らす上でほとんど効果がなかったと評価 ¹⁷⁶ 。
その他	制裁の終了と同時に新たな制裁が発動された初の事例。

¹⁷⁶ Weiss and Burke, *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p.22.

3-6 ハイチ（1993—1994）

制裁対象	ハイチ
制裁理由	・ 民主的政府（アリストイド政権）の復帰
制裁に至る事情・背景	<p>1990年12月16日、ハイチで初の民主的選挙が実施され、「変革と民主主義戦線（FNCD）」のアリストイドが大統領に当選し、翌年の1991年2月7日に大統領に就任。しかし、同年9月30日に発生した軍部のセドラ将軍によるクーデターにより、アリストイドは亡命した¹⁷⁷。</p> <p>米州機構（OAS）はクーデターを非難し、1993年6月16日、安保理はS/RES/841を採択し制裁の発動を決定した。1993年7月3日、ガバナーズ島合意が成立、8月27日に首相が適正に選出されたことを受け、S/RES/861により制裁を停止した。</p> <p>しかし、10月11日に米軍艦艇がポルト・フランス港への接岸を妨害される等、ハイチの国内情勢が悪化、10月13日、安保理はS/RES/873で制裁を再開、翌1994年5月、安保理はS/RES/917を採択して制裁を強化した。同年10月10日にセドラ将軍が退陣し、15日にアリストイドが大統領に復帰、安保理は16日、S/RES/917を採択し、制裁が終了した。</p>
根拠決議	S/RES/841（1993年6月16日） ¹⁷⁸
実施期間	①石油禁輸：1993年—1994年 ②武器禁輸：1993年—1994年 ③包括的禁輸：1994年—1994年 ④資産凍結：1994年—1994年 ⑤貨物検査：1993年—1994年（要請） ⑥渡航禁止：1993年—1993年 ⑦航空機乗り入れ制限：1994年
制裁内容（手段、対象）	① [Decides]石油禁輸 石油及び石油製品の販売・提供の阻止（S/RES/841, para.5）。 ② [Decides]武器禁輸

¹⁷⁷ 以下、横田『国連による平和と安全の維持—解説と資料—』、752-753頁を参照。Weiss and Burke, *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p.23.

¹⁷⁸ 発動は1993年6月23日（S/RES/841, paras.3-4）

		<p>武器及び関連物資、警察装備の販売・提供の阻止 (S/RES/841, para.5)。</p> <p>③ [Decides]包括的禁輸</p> <p>ハイチで生産され輸出される全てのproduct及び製品の輸入の禁止 (S/RES/917, para.6 (a))。</p> <p>④ [Decides]資産凍結</p> <p>自国領域内にハイチ政府及び当局、もしくはそれらによって直接・間接に管理される資産がある国は、その資産を持つ個人・団体に資産の凍結を要請しなければならない (S/RES/841, para.8)。なお、S/RES/917により対象が下記⑦の者に変更 (S/RES/917, para.4)。</p> <p>⑤ [Calls upon]貨物検査</p> <p>石油・石油製品、武器・関連物資の供給禁止措置の効果的な実施のため、貨物検査のため必要な場合ハイチに向かう船舶を停止することを要請 (S/RES/875, para.1)。</p> <p>⑥ [Decides]渡航禁止</p> <p>以下の者の入国禁止 (S/RES/917, para.3 (a) - (c))。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察を含むハイチ軍の全ての士官及び直近の血縁関係の家族 (immediate family)。 ・ 1991年のクーデター及びクーデターによる違法な政府の主要な参加者及びその直近の血縁関係の家族。 ・ ハイチ軍に雇用される者もしくはハイチ軍を代表する者及びその直近の血縁関係の家族。 <p>⑦ [Decides]航空機乗り入れ禁止</p> <p>ハイチから離発着する飛行機の自国領域内への離発着の拒否 (S/RES/917, para.2)。</p>
適用除外		非商業的な数量に限り石油・石油製品、料理目的のプロパンガス・関連製品
制裁 対象	根拠決議 マンデート	<p>S/RES/841 (1993年6月16日)</p> <p>① 制裁の実施のための措置について各国が事務総長に提出する報告書の検証。</p> <p>② 制裁の効果的実施のための各国の行動に関する追加の情報の収集。</p> <p>③ 制裁違反に関して各国が知るところとなった情報を検証し、適切な措置を勧告。</p> <p>④ 人道的必要性から石油及び石油製品の輸入の承認の要</p>

	<p>請を検討し可否を決定する。</p> <p>⑤ 制裁に違反する個人・団体、船舶に関する情報を安保理に定期的に報告。</p> <p>⑥ 制裁の実施を促進するためのガイドラインの公表。</p>
専門家パネル	なし
制裁の効果	Weiss らは、安保理の経済制裁が軍事政権に与えた影響は弱く、むしろ米軍の存在のほうがより大きな影響を与えたと評価 ¹⁷⁹ 。上述のとおり、その米国にしても国連の制裁を遵守しようとする政治的意思は弱かった。
その他	制裁発動まで時間的猶予を設ける。 唯一、制裁発動後、一度解除され、再開された事例 ¹⁸⁰ 。

¹⁷⁹ Weiss and Burke. *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p.24.

¹⁸⁰ Farrall. *United Nations Sanctions and the Rule of Law*.

3-7 アンゴラ（1993—2002）

制裁対象	アンゴラ完全独立民族同盟（UNITA）
制裁理由	<ul style="list-style-type: none"> ・停戦合意の遵守 ・アンゴラ和平協定の実施 ・ルサカ合意の遵守 ・UNITA の軍事力を削減し軍事的手段による目的達成の阻止 ・和解の促進
制裁に至る事情・背景	<p>ポルトガル領アンゴラは1975年11月に独立を予定していたが、3つの民族解放団体、アンゴラ解放人民運動（MPLA）、アンゴラ解放民族戦線（FNLA）、アンゴラ完全独立民族同盟（UNITA）間の対立が激化し、内戦が勃発¹⁸¹。南アがFNLAとUNITAを支援する一方、キューバ軍がMPLAを支援。米国はUNITAを支持し、アンゴラ内戦は米ソの代理戦争となった。</p> <p>冷戦の緩和・終結に伴いアンゴラ内戦も解消に向かい、1991年5月1日、アンゴラ和平協定（ビセッセ合意、Bicesse Accords, Acordos de Paz）が締結される。1992年9月、議会選挙と大統領選挙が実施され、10月17日に選挙結果が発表された。議会選挙は政府側が勝利、大統領選挙は過半数を獲得した候補がいなかつたため、ドス・サントス大統領とUNITAのサビンビ議長との間で第2回投票が実施されることになった。しかし、UNITA側は選挙に不正があったと主張し、政府側に武力攻撃を開始、内戦が再発した。事務総長による仲介でも内戦は収まらなかつたことから、内戦再発の約1年後の1993年9月15日、安保理はS/RES/864を採択し制裁を発動した。</p> <p>2002年にサビンビが死亡したことを契機に和平が進展。2002年12月9日、安保理はS/RES/1448を採択し、制裁が終了した。</p>
根拠決議	S/RES/864（1993年9月15日） ¹⁸²

¹⁸¹ 以下、次の文献を参照。横田『国連による平和と安全の維持—解説と資料—』、64-68頁。吉村「アフリカの紛争と国連の経済制裁」、153頁

¹⁸² 制裁の発動は決議採択の10日後（S/RES/864, para.17）

	S/RES/1173（1998年6月12日）
実施期間	<p>① 武器禁輸：1993年－2002年</p> <p>② 石油製品禁輸：1993年－2002年</p> <p>③ ダイヤモンド禁輸：1998年－2002年</p> <p>④ 採鉱機器の禁輸：1998年－2002年</p> <p>⑤ 車輌・水上オートバイの禁輸：1998年－2002年</p> <p>⑥ 渡航禁止：1997年－2002年</p> <p>⑦ 航空機乗り入れ禁止：1997年－2002年</p> <p>⑧ 資産凍結：1998年－2002年</p> <p>⑨ 外交的措置：1997年－2002年</p>
制裁内容（手段、対象）	<p>① [Decides]武器禁輸 ・ 武器及び関連物資の販売・供給の阻止（S/RES/864, para.19）。</p> <p>② [Decides]石油製品禁輸 ・ 石油及び石油製品の販売・供給の阻止（S/RES/864, para.19）。</p> <p>③ [Decides]ダイヤモンド禁輸 ・ アンゴラ政府の認証のないダイヤモンドの直接・間接の輸入の禁止（S/RES/1173, para.12 (b)）。</p> <p>④ [Decides]採鉱機器の禁輸 ・ アンゴラ政府の支配が及んでいない地域への採鉱機器・サービスの販売・提供の禁止（S/RES/1173, para.12 (c)）。</p> <p>⑤ [Decides]車輌、水上オートバイ（watercraft）の禁輸 ・ アンゴラ政府の支配が及んでいない地域への車輌、水上オートバイ及びその部品、その他陸上・水上輸送サービスの販売・提供の禁止（S/RES/1173, para.12 (d)）。</p> <p>⑥ [Decides]渡航禁止 ・ UNITA 幹部及びその成人血縁家族（adult members of their immediate families）の入国・通過の阻止（S/RES/1127, para.4 (a)）。</p> <p>・ 上記の者に発行されている旅行文書（travel document）の効力停止・取り消し（S/RES/1127, para.4 (b)）。</p> <p>⑦ [Decides]航空機乗り入れ禁止</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ UNITA 航空機の離発着の禁止 (S/RES/1127, para.4 (a) (i))。 ・ アンゴラ政府の指定のない入国施設から持ち込まれる航空機・その部品をアンゴラに供給することの禁止 (S/RES/1127, para.4 (a) (ii))。 <p>⑧ [Decides]資産凍結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ UNITA、もしくは UNITA 幹部とその成人血縁家族が保有する資産の凍結 (S/RES/1173, para.11)。 <p>⑨ [Decides]外交的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ UNITA 事務所の閉鎖 (S/RES/1127, para.4 (c))。 ・ アンゴラ政府の支配が及んでいない地域において、UNITA 指導部とあらゆる公式な接触をすることの阻止 (S/RES/1173, para.12 (a))。
適用除外		<p>① アンゴラ政府に対する武器及び石油の販売・提供 (S/RES/864, para.19)。</p> <p>② 自国民の入国・通過 (S/RES/1127, para.4 (a))。</p> <p>③ 医療的緊急時、制裁委員会が事前の承認した食料・医薬品・その他人道的ニーズのための物資を運搬する航空機 (S/RES/1127, para.5)。</p> <p>④ 統一国民和解政府 (Government of Unity and National Reconciliation)、国連、オブザーバー国による UNITA との接触 (S/RES/1173, para.12 (a))。</p>
制裁委員会	根拠決議	S/RES/864 (1993年9月15日)
	マンデート	<p>① 制裁の措置について各国が提出する報告書の検討 (S/RES/864, para.22 (a))。</p> <p>② 制裁の実施のための各国の行動に関する追加的な情報の収集 (S/RES/864, para.22 (b))。</p> <p>③ 制裁の違反に関して各国が知るところとなった情報の検証及び違反に対する提言の策定 (S/RES/864, para.22 (c))。</p> <p>④ 制裁違反に関する定期的な報告 (S/RES/864, para.22 (d))。</p> <p>⑤ 制裁実施を促進するためのガイドラインの公表 (S/RES/864, para.22 (e))。</p> <p>⑥ 特に隣国2ヶ国の制裁違反に関する遵守状況の報告 (S/RES/932, para.8)。</p>

		<p>⑦ 渡航禁止の対象となる UNITA 幹部とその家族の指定に関するガイドライン策定 (S/RES/1127, para.11 (a))。</p> <p>⑧ 適用除外の要請に関する決定 (S/RES/1127, para.11 (b))。</p> <p>⑨ 医薬品・人道目的物資の除外の決定 (S/RES/1173, para.13)。</p> <p>⑩ UNITA 指導部の渡航禁止措置違反、UNITA に対する軍事的訓練・支援の提供、武器の提供といった制裁違反に関する報告書の検証 (S/RES/1202, para.14)</p> <p>⑪ 制裁違反の阻止と実施の向上に関する手段に関する報告書 (S/RES/1221, para.8)。</p> <p>⑫ 専門家パネルへの報告書提出の要請 (S/RES/1237, para.7)。</p> <p>⑬ 渡航禁止対象となる UNITA 幹部とその家族のリストの更新 (S/RES/1295, para.24)。</p> <p>⑭ モニタリング・メカニズムの報告書の再検討 (S/RES/1374, para.4)。</p>
専門 家パ ネル	根拠決議	S/RES/1237 (1999年5月7日)
	マンデート	<p>① 武器、石油、ダイヤモンド、金融制裁の違反行為に関する情報収集</p> <p>② 制裁違反に関わるまたは助長する者の特定</p> <p>③ 違反行為への対応及び制裁実施を促進するための提言策定</p>
制裁の効果		<p>制裁委員会は最終報告書で、制裁が和平プロセスの進展に直接的な役割を果たしたわけではないものの、UNITA の軍事力を低下させることに貢献したと評価¹⁸³。</p> <p>また、専門家パネルを設立したことが制裁の実効性の向上に貢献したと評価¹⁸⁴。</p>
制裁に係る課題・限界		<p>制裁委員会最終報告書は、下記の課題を指摘している¹⁸⁵。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内で制裁を実施するための法律を策定するための支援を必要とする国が存在。 ・ インターネットの使用は制裁委員会の活動の透明性維持に貢献。

¹⁸³ S/2002/1413, para.20.

¹⁸⁴ Ibid, para.21.

¹⁸⁵ Ibid, para.21

その他 ¹⁸⁶	<ul style="list-style-type: none">・天然資源（ダイヤモンド）の禁輸措置を盛り込んだ初の事例。・猶予期間（10日）を設けた事例。・専門家パネルを設置した初の事例。
--------------------	---

¹⁸⁶ Farrall, *United Nations Sanctions and the Rule of Law*.

3-8 ルワンダ（1994—2008）

制裁対象	ルワンダ
制裁理由	・全ての敵対関係の停止と停戦への合意（ジェノサイド）
制裁に至る事情・背景	<p>1962年にルワンダはベルギーから独立。植民地下では、少数派のツチ族優位の支配が行われた。独立後、多数派のフツ族とツチ族の対立が激化した。ベルギー当局は、フツへの支援に転換、ルワンダはフツ系により支配されるようになり、ツチ族が迫害されるようになる。1990年、ツチ系のルワンダ愛国戦線（RPF）が、ウガンダから侵攻、ルワンダ内戦が勃発した¹⁸⁷。1993年8月にアルーシャ協定が結ばれ、1993年10月5日には、S/RES/872が採択され、国連ルワンダ支援団（United Nations Assistance Mission for Rwanda: UNAMIR）が設置された。</p> <p>しかし、1994年4月6日、ハビヤリマナ大統領の飛行機が撃墜され、大統領が死亡。これを契機に、ルワンダでは、ツチ族及び稳健フツ族への大規模な虐殺が発生した。こうした情勢を受けて、S/RES/918が採択され、安保理による制裁が発動された。</p>
根拠決議	S/RES/918（1994年5月17日）
実施期間	①武器禁輸措置：1994年—1995年
制裁内容（手段、対象）	<p>① [Decides]武器禁輸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武器及び兵器、軍事用車両及び設備、準軍事的な設備及び交換部品を含むあらゆる種類の軍用品と関連品の販売・供給を阻止（S/RES/918, para.13）。
制裁リスト	なし
適用除外	<p>① 武器禁輸措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UNAMIR及び国連ウガンダ＝ルワンダ監視団（UNOMUR）に関する活動については、武器禁輸措置は除外される（S/RES/918, para.16）。 ・人道上の地雷除去プログラムのために使用される爆発物（S/RES/1005）。 ・ルワンダ政府へのエントリー・エントリーポイントを通

¹⁸⁷ http://www.ucdp.uu.se/gpdatabase/gpcountry.php?id=133®ionSelect=2-Southern_Africa （2013年3月13日アクセス）

		した武器の供給 (S/RES/1011, paras.7-8)。
制裁委員会	根拠決議	S/RES/918 (1994年5月17日)
	マンデート	<p>① 武器禁輸実行に関し、各国から情報収集。</p> <p>② 武器禁輸違反に関する情報の検討、実効性向上のための安保理への提案。</p> <p>③ 武器禁輸違反対策の適切な手段の提案、加盟国への一般配布の為の国連事務局への定期的情報提供。</p>
専門家パネル		なし
制裁の実施状況・違反国		<p>① セイシェル 1994年6月、セイシェルで武器の販売が行われ、前ルワンダ政権勢力向けにゴマへ搬送される¹⁸⁸。支払いはスイスの民間銀行を通して実施¹⁸⁹。</p> <p>② ザイール ザイール（現在のDRC）を経由した違法な武器の供与に対する疑い。ザイール政府は否定¹⁹⁰。</p>
制裁の効果		<p>武器禁輸措置の実施は困難であり、確たる証拠はないものの、ルワンダ前政権への継続した武器供給があることが示唆されている。</p> <p>ルワンダの情勢は安定したが、それはRPFの軍事的勝利によるものであり、制裁がそこに果たした役割については不明。また、ジェノサイドの阻止に果たした制裁の役割は限定的であり、ジェノサイドのような著しい非人道的な事態には軍事介入の必要があることを示したといえる¹⁹¹。</p>
制裁に係る課題・限界		<p>近隣諸国からの協力を得ることは極めて困難。</p> <p>UNICOI (International Commission of Inquiry) が設立され、武器密売ネットワークについてより詳細な分析が行われた。しかし、ジェノサイド後にザイールに逃亡したフツ族勢力に対する武器供与を防ぐことは出来なかった¹⁹²。</p>
その他		UNICOI が武器密輸ネットワークを発見したことは、独立の調査委員会が制裁のモニタリングに有効であることを示した ¹⁹³ 。

¹⁸⁸ S/RES/1053, 23 April 1996, p.2.

¹⁸⁹ S/1998/63, 26 January 1998, para.16-27

¹⁹⁰ S/1997/1017, 23 December 1997, para.66-70.

¹⁹¹ Weiss and Burke, *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, pp.29-30

¹⁹² Weiss and Burke, *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p.30

¹⁹³ Weiss and Burke, *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p.30

3-9 スーダン（1996—2001）

制裁対象	スーダン
制裁理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ ムバラク大統領暗殺未遂事件の容疑者 3 名の引き渡し ・ テロ支援行為の停止
制裁に至る事情・背景	<p>1995 年 6 月 26 日、エジプトのムバラク大統領はエチオピアのアディス・アベバにて暗殺未遂事件に遭遇。安保理は 1996 年 1 月 31 日、テロ行為を非難する S/RES/1044 を採択、スーダン政府に 3 名の容疑者をエチオピアに引き渡すよう要請した。スーダン政府が安保理の要請に応えなかったことから、同年 4 月 26 日、S/RES/1054 を採択して、スーダンに対して制裁を発動した。</p> <p>2001 年 9 月 28 日、安保理はスーダンが S/RES/1054 の義務を履行したとして¹⁹⁴、S/RES/1372 を採択し、制裁を終了した。</p>
根拠決議	S/RES/1054（1996 年 4 月 26 日） ¹⁹⁵ S/RES/1070（1996 年 8 月 16 日） ¹⁹⁶
実施期間	<p>① 外交的措置 1996 年—2001 年</p> <p>② 渡航禁止：1996 年—2001 年</p> <p>③ 航空機乗り入れ禁止：1996 年—2001 年</p>
制裁内容（手段、対象）	<p>① [Decides] 外交的措置 スーダンの外交使節及び領事ポストの職員のレベルの引き下げ。それら職員の自国領域内の移動の制限（S/RES/1054, para.3 (a)）。</p> <p>② [Decides] 渡航禁止 スーダンの政府職員、軍人の入国・通過の禁止（S/RES/1054, para.3 (b)）。</p> <p>③ [Decides] 航空機乗り入れ禁止 スーダン航空（Sudan Airways）及びスーダン政府が所有する航空機の離発着の禁止（S/RES/1070, para.3）。</p>
制裁リスト	なし
適用除外	なし
制裁委員会	なし

¹⁹⁴ S/RES/1372, preambular para.2.

¹⁹⁵ 制裁の発動は 5 月 10 日。

¹⁹⁶ 制裁の発動は決議採択の 90 日後

専門家パネル	なし
制裁の効果	オサマ・ビン・ラディンは S/RES/1054 発動直後にスーダンから追放されたが、米国の 9/11 Commission Report ではこの結果は制裁ではなくサウジアラビアの圧力によるものと評価されており、その意味で制裁はスーダン政府の意思決定に大きな影響を与えたとはいえない ¹⁹⁷ 。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制裁委員会を設立しなかった初の事例¹⁹⁸。代わりに各国が事務総長に報告書の提出を義務付け。ただし、報告書を提出したのはエジプト、米国、英国のみ¹⁹⁹。 ・ 時間的猶予が設けられた事例。

¹⁹⁷ Weiss and Burke. *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, pp.31-32.

¹⁹⁸ Farrall. *United Nations Sanctions and the Rule of Law*.

¹⁹⁹ Weiss and Burke. *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p.31.

3-10 シエラレオネ（1997—2010）

制裁対象	シエラレオネ
制裁理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民主的に選出された政府の回復の妨害。 ・ 1997 年の軍事政変以来継続している暴力等の人道的状況の悪化。 ・ 行政組織の再建と民主化プロセスの再構築及び和解の促進。
制裁に至る事情・背景	1991 年 3 月、革命統一戦線（RUF）が蜂起し、同国で産出されるダイヤモンドを財源に、反政府戦闘行為が断続的に継続 ²⁰⁰ 。1996 年 3 月、大統領選挙を経てカバーダー大統領が就任したが、1997 年 5 月、政府軍下級兵士による軍事クーデターによりカバーダー大統領はギニアへ脱出。その後も国内では勢力抗争が続くが、1998 年に ECOWAS 監視団（ECOMOG）によってクーデター派が駆逐され、カバーダー大統領が復帰した。カバーダー大統領の復帰により、安保理は S/RES/1156 を採択して石油禁輸措置を解除、続く S/RES/1171 で残りの制裁も解除した。しかし、RUF が依然として脅威であったことから、同決議に旧軍事政権構成員や RUF に対する新たな制裁が発動された。
根拠決議	S/RES/1132（1997 年 10 月 8 日） S/RES/1171（1998 年 6 月 5 日） S/RES/1306（2000 年 7 月 5 日）
実施期間	① 武器禁輸：1997 年—1998 年、1998 年—2010 年 ② 渡航禁止：1997 年—1998 年、1998 年—2010 年 ③ ダイヤモンド禁輸：2000 年—2003 年 ④ 石油禁輸：1997 年—1998 年
制裁内容（手段、対象）	① [Decided] 武器禁輸 <ul style="list-style-type: none"> ・ シエラレオネに対する武器等の販売・供給の禁止（S/RES/1132,para.6）。 ・ シエラレオネに対する武器等の販売・供給の禁止（ただし、シエラレオネ政府に対する販売・供給は除く）（S/RES/1171, para.2）。

²⁰⁰ SierraLeone、UPPSALA UNIVERSITET,
http://www.ucdp.uu.se/gpdatabase/gpcountry.php?id=136®ionSelect=2-Southern_Africa# (2013 年 3 月 7 日アクセス)

		<p>② [Decided] 渡航禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シエラレオネ軍事政権及びその成人家族に対する渡航禁止 (S/RES/1132, para.5)。 ・ 旧軍事政権またはRUF構成員の渡航禁止 (S/RES/1171, para.5)。 <p>③ [Decided] ダイヤモンド禁輸</p> <p>シエラレオネからのダイヤモンドの輸入禁止 (S/RES/1306, para.1)。</p> <p>④ [Decides] 石油禁輸</p> <p>シエラレオネに対する石油・石油製品の販売・供給の禁止 (S/RES/1132, para.6)。</p>
指定基準		<p>① 旧軍事政権指導者</p> <p>② 革命統一戦線 (RUF) 指導者 (S/RES/1171, para.5)</p>
適用除外		<p>① 所定ポイント経由のシエラレオネ政府への供給 (S/RES/1171, para.3)。</p> <p>② ECOMOG または国連の利用のみを目的とする武器供給 (S/RES/1171, para.4)。</p> <p>③ シエラレオネ政府及びUNAMSIL協力国への武器供給 (S/RES/1299, para.3)。</p>
制裁委員会	根拠決議 マンデート	<p>S/RES/1132 (1997年10月8日)</p> <p>① 制裁実行に関し、各国からの情報収集。</p> <p>② 制裁違反に関する情報の検討、制裁の実効性向上のための提案。</p> <p>③ 制裁違反者を特定の上、安保理に定期的に報告。</p> <p>④ ガイドラインの制定。</p> <p>⑤ 渡航禁止に服する者を指定 (制裁リストの維持更新)。</p> <p>⑥ 制裁実行に関する他機関との連携協定。</p>
専門家パネル	根拠決議 マンデート	<p>S/RES/1306 (2000年7月5日)</p> <p>① 武器禁輸措置違反事例及びダイヤモンドの取引と武器の取引との関連性に関する情報収集。</p> <p>② 武器の輸送を行っている疑いのある航空機を発見するための航空交通システム (air traffic system) の適切性の検討。</p> <p>③ シエラレオネ内戦におけるダイヤモンドの役割及びダイヤモンド取引と武器取引との関連性に関してヒアリングを実施。</p>

	④制裁委員会を通して、武器及びダイヤモンドに対する制裁の実効性強化に関する報告書を提出。
制裁の履行状況・違反国	①リベリア RUFに武器を供給 ²⁰¹
制裁の効果	<p>武器禁輸制裁については、リベリアがダイヤモンドを財源とし武器取引を行ったことを主因に、制裁の効果がほとんど挙がらなかつたとの指摘がある²⁰²。</p> <p>武器禁輸制裁は ECOWAS により監視、実施されたが、その強制力は十分でなく、隣国のギニア、国連も制裁実施のための能力が低かった。</p> <p>リベリア以外の国も武器禁輸制裁に違反しており、武器禁輸制裁はシェラレオネ政府軍や RUF の軍事的能力を減退させる効果はほとんど上げられなかつた。また、渡航禁止やダイヤモンド取引禁止にかかる制裁の効果も少なかつた。</p>

²⁰¹ S/2000/1195, paras.212-217.

²⁰² Weiss and Burke. *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p.20.

3-11 セルビア・モンテネグロ（1998－2001）

制裁対象	セルビア・モンテネグロ（以下、セルビア）
制裁理由	<ul style="list-style-type: none"> ・コソボにおける平和と安定の促進。 ・対話を通じたコソボ情勢の政治的解決の促進。 ・セルビアの治安部隊による非人道的行為の停止及びコソボからの撤退。 ・国際的な査察への協力。 ・難民・国内避難民の帰還、コソボ情勢の政治的解決。
制裁に至る事情・背景	<p>セルビア南部のコソボは、アルバニア系が多数派を占める自治州であった²⁰³。しかし、1989年にミロシェビッチ政権が憲法を改正し、コソボ自治州の自治権は大幅に縮小された。アルバニア系住民はこれに反発。ルゴバを指導者とするコソボ民主同盟を結成し、コソボ共和国の独立を決定。当初は交渉による解決努力がなされたが、交渉は行き詰まり、武力によりコソボ独立を目指すコソボ解放軍（KLA）が結成され、1997年からセルビア警察や軍と間で武力衝突が発生した。</p> <p>欧米諸国を中心とするコンタクト・グループが調停を開始。安保理は1998年3月31日にS/RES/1160を採択し、セルビアに対する武器禁輸措置を発動した。コンタクト・グループによる調停、安保理の制裁にもかかわらず事態は解決されず、セルビア系武装勢力によるアルバニア系住民迫害を防ぐことを目的に、1999年3月からセルビアに対してNATOが空爆を開始した。同年6月、和平合意が成立し、NATOの空爆が終了した。</p> <p>2000年9月のセルビア大統領選挙で、セルビア民主野党連合のコシュトニツァがミロシェビッチを破り新たな大統領に就任した。新政権はバルカン半島の和平と安定のため、国際社会と協力しているとして、2001年9月10日、S/RES/1367を採択し、制裁を終了した。</p>
根拠決議	S/RES/1160（1998年3月31日）
実施期間	① 武器禁輸：1998年－2001年

²⁰³ 以下、次の文献を参照。横田『国連による平和と安全の維持—解説と資料—』、524-527頁。Weiss and Burke, *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p.36.

制裁内容（手段、対象）		① 武器禁輸 [Decides] コソボを含むセルビアに対する武器及び関連物資の販売及び供給の阻止 (S/RES/1160, para.8)。
適用除外		OSCE 及び NATO の査察ミッションで使用する兵器 (S/RES/1203, para.15)
制裁委員会	根拠決議 マンデート	S/RES/1160 (1998年3月31日) ① 制裁の実施のための各国の行動に関する追加的な情報の収集。 ② 制裁の違反に関して各国が知るところとなった情報の検証及び違反に対する提言の策定。 ③ 制裁違反に関する定期的な報告。 ④ 制裁実施を促進するためのガイドラインの公表。 ⑤ 各国が提出する報告書の検討。
専門家パネル		なし
制裁の効果		制裁が有効に機能していないことは、S/RES/1199 でも言及されている。セルビアがコソボから撤退したことは制裁の効果というよりも NATO による空爆のほうがより大きかったと Weiss らは評価 ²⁰⁴ 。
その他		平和に対する脅威の存在を認定せずに制裁を実施した事例 ²⁰⁵ 。国連憲章第39条は、憲章第7章の措置の発動に当たっては、まず平和に対する脅威、平和の破壊、侵略の存在を認定することになっていることから、Farall は平和に対する脅威を認定しなかったことは、憲章上問題であるとしている ²⁰⁶ 。

²⁰⁴ Weiss and Burke. *Security Council Sanctions: History, Implementation, and Effectiveness*, p.36.

²⁰⁵ Farrall. *United Nations Sanctions and the Rule of Law*.

²⁰⁶ *Ibid.*

3-12 エチオピア・エリトリア（2000—2001）

制裁対象	エチオピア、エリトリア
制裁理由	<ul style="list-style-type: none"> ・エチオピア・エリトリア紛争の平和的で最終的な解決の達成。 ・両国の軍事行動を停止とさらなる武力行使の抑制、緊張を高める行為の抑制、和平交渉の再開。
制裁に至る事情・背景	<p>1993年にエリトリアがエチオピアから分離独立²⁰⁷。</p> <p>1998年5月から、国境問題をめぐり両国間で武力衝突が発生した。</p> <p>両国はアフリカ統一機構（OAU、現在のAU）サミットでOAU枠組条約実施様式に合意し、1998年5月6日以降に占領した地域からの撤退を約束した。しかし、2000年5月12日に武力衝突が再発した。この事態を受けて、安保理は5月17日にS/RES/1298を採択、制裁を発動した。</p> <p>2000年12月に締結されたアルジェ協定をもって、制裁の目的が達成されたとして、2001年5月15日、制裁期間を延長しないことが発表された（S/PRST/2001）</p>
根拠決議	S/RES/1298（2000年5月17日）
実施期間	①武器禁輸：2000年—2001年
制裁内容（手段、対象）	<p>① [Decides]武器禁輸</p> <p>自国民、自国領域内、自国船籍、自国航空機による、エリトリア及びエチオピアに対する武器及び関連物資の販売、提供の阻止（S/RES/1298, para.6）。</p>
制裁リスト	なし
適用除外	<p>①人道・保護的用途のみを意図した非殺傷的武器等で、制裁委員会の事前承認を経たもの（S/RES/1298, para.7）。</p> <p>②国連地雷対策サービス部（United Nations Mine Action Service: UNMAS）が使用する装備・関連物資（S/RES/1312, para.5）。</p> <p>③国連が使用する武器及び関連物資（S/RES/1320 (a)）。</p> <p>④UNMASの支援のもと、エチオピアもしくはエリトリア領内の地雷除去のための技術支援・訓練に含まれる装備・</p>

²⁰⁷ 以下、次の文献を参照。横田『国連による平和と安全の維持—解説と資料—』、240-241頁。吉村「アフリカの紛争と国連の経済制裁」、156頁

		関連物資（S/RES/1320 (b)）。
制裁委員会	根拠決議 マンデート	<p>S/RES/1298（2000年5月17日）</p> <p>①制裁実施のため、各国がとった行動に関する追加的な情報収集。</p> <p>②制裁違反に関して各国が知るところとなった情報の検討と、適切な処置に関する提言の策定。</p> <p>③安保理に定期的な報告。</p> <p>④ガイドラインの公表。</p> <p>⑤非殺傷的武器の除外に関する検証・決定。</p> <p>⑥各国が事務総長に提出する報告書の検討。</p> <p>⑦情報の公開。</p>
専門家パネル		なし
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ S/RES/1298は12ヶ月という期限を設ける（S/RES/1298, para.16）。 ・ アフリカに関する制裁のうち、唯一国家間紛争に適用された事例。

4 経済制裁の横断的分析

4-1 制裁手段の定式化

4-1-1 スマート・サンクションの影響と制裁手段の定式化

冷戦後の制裁はスマート・サンクションの概念に基づいて実施されていることは1-2で指摘したとおりである。スマート・サンクションの概念が浸透した結果として見られる現象に、制裁手段の定式化がある。図表3は制裁の実施手段を示している。この図表から一目瞭然であるが、1990年代後半以降に実施された制裁のほとんどは武器禁輸、資産凍結、渡航禁止によって構成されている。この3つの手段が基本となり、アフリカの内戦に対する制裁では天然資源の禁輸措置が盛り込まれたり、北朝鮮に対する制裁では奢侈品の禁輸が盛り込まれたりしている。他方、1990年代半ばまでの制裁では、対旧ユーゴ制裁のスポーツ競技参加阻止や科学技術協力・文化交流の停止など、1990年代後半以降の制裁に比べて、多様な措置が実施してきた。

反対に1990年代半ばまでに4例見られた包括的な禁輸措置は対ハイチ制裁を最後に実施されていない。1-3で指摘したように、スマート・サンクションの導入が特に対イラク制裁、対旧ユーゴスラビア制裁、対ハイチ制裁で実施された包括的な禁輸措置により、無辜の市民が多大な経済的打撃を受けたことが契機である以上、スマート・サンクションの広がりと反比例するかたちで包括的な禁輸措置が実施されなくなるのは当然といえる。スマート・サンクションの背後にある人権・人道規範が今後も衰えることが考えにくい以上、今後の制裁において包括的な禁輸措置が発動される可能性は極めて低い。

4-1-2 内戦に対する制裁における資金源の遮断

冷戦後の制裁のもう1つの特徴として、(特にアフリカ) 内戦に対する制裁で、天然資源の禁輸措置が導入されることを挙げることができる。2013年3月までに最も多く禁輸措置の対象となった天然資源はダイヤモンドである。天然資源が禁輸措置の対象に含まれるようになった背景には、天然資源が内戦の原因、ないし悪化要因になっているという認識の高まりがある。こうした認識は学界、実務家を問わず見られる現象であり、多くの研究や報告書が発表してきた²⁰⁸。2013年3月現在、禁輸対象となった天然資源は、ダイヤモンド、木材、木炭である。

²⁰⁸ たとえば、Berdal, Mats R. and David M. Malone. *Greed and Grievance: Economic Agendas in Civil Wars* (Lynne Rienner Publishers, 2000). 世界銀行『戦乱化の開発政策（世界銀行政策研究レポート）』（シュプリンガーフェアラーク東京、2004年）。また、1998年に公表された事務総長報告書「アフリカにおける紛争の原因と永続的平和及び持続的発展の促進」でアフリカにおける紛争の原因の1つとして、ダイヤモンド、木材、その他原材料(raw material)が挙げられている。Report of the Secretary-General: The causes of conflict and the promotion of durable peace and sustainable development in Africa(A/52/871-S/1998/318), 13 April, 1998, para.14.

図表 3 制裁手段比較表（注1）、（注2）

開始年	制裁対象	貿易関連措置								金融取引			資産凍結		鉱業取引	徴税制限	現金	外交関係制限	スポーツ参加	科学技術協力・文化交流	渡航禁止	航空機乗入禁止	貨物検査	新たな援助の停止			
		包括的禁輸	武器禁輸	核・大量破壊兵器・弾道ミサイル	石油関連製品	石油・天然ガス施設関連	ダイヤモンド	木材	木炭	奢侈品	商業活動・投資等の禁止	銀行事務所・支店の開設禁止	コルレス契約の禁止	資産凍結	左記うち、指導者の名前が決議中に明記されているもの												
1966	南ローデシア	○	○		○						○			○			○					○	△				
1977	南アフリカ		○	○																							
1990	イラク	○	○											○										△			
1991	旧ユーゴ	○	○								○			○				○	○	○			△				
1992	ソマリア		○							○				○								○					
1992	リビア		○			○												○		○	○						
1992	リベリア																										
1993	ハイチ	○	○		○									○								○	○	△			
1993	アンゴラ (UNITA)		○		○		○							○				○			○	○					
1994	ルワンダ		○																								
1996	スーダン																	○			○	○					
1997	シエラレオネ		○		○		○															○					
1998	セルビア・モンテネグ		○																								

開始年	制裁対象	貿易関連措置								金融取引			資産凍結			鉱業取引	徴税制限	現金	外交関係制限	スポーツ参加	科学技術協力・文化交流	渡航禁止	航空機乗入禁止	貨物検査	新たな援助の停止	
		包括的禁輸	武器禁輸	核・大量破壊兵器・弾道ミサイル	石油関連製品	石油・天然ガス施設関連	ダイヤモンド	木材	木炭	奢侈品	商業活動・投資等の禁止	銀行事務所・支店の開設禁止	コルレス契約の禁止	資産凍結	左記のうち、指導者の名前が決議に明記されているもの											
	口																									
1999	タリバン・アルカイダ	○												○						○			○	○		
2000	エチオピア・エリトリア	○																								
2001	リベリア	○				○	○						○	○(注3)								○				
2003	DRC	○											○									○				
2004	スーダン	○											○								○					
2004	コートジボワール	○				○							○								○					
2005	シリア												○								○					
2006	レバノン	○																								
2006	北朝鮮	○	○					○			△	△	○	○(注4)			○			○		○	○(注6)	△	△	
2006	イラン	○	○								△		○	○(注5)							○		△	△		

開始年	制裁対象	貿易関連措置								金融取引			資産凍結			鉱業取引	徴税制限	現金	外交関係制限	スポーツ参加	科学技術協力・文化交流	渡航禁止	航空機乗入禁止	貨物検査	新たな援助の停止
		包括的禁輸	武器禁輸	核・大量破壊兵器・弾道ミサイル	石油関連製品	石油・天然ガス施設関連	ダイヤモンド	木材	木炭	奢侈品	商業活動・投資等の禁止	銀行事務所・支店の開設禁止	コルレス契約の禁止	資産凍結	左記のうち、指導者の名前が決議中に明記されているもの										
2009	エリトリア		○										○			○	○	○				○		△	
2011	リビア		○										○	○ (注7)								○	○	△	
2012	ギニアビサウ																					○			

(注 1) ○は義務 (decides)、△は要請 (calls upon 等) を指す。

(注 2) 制裁開始から一度でも安保理決議のもとで実施されたものを本図表に掲載している。そのため、すでに解除されたもの、または制裁開始からしばらくした後に発動されたものも一律に記載している。

(注 3) チャールズ・テイラー、ジュウェル・テイラー、チャールズ・テイラーJr.。

(注 4) 核関連、弾道ミサイル、大量破壊兵器開発関連。

(注 5) ウラン濃縮・再処理活動関連。

(注 6) 領域内のみ。

(注 7) カダフィおよびカダフィ一族。

(出所) 安保理決議に基づき三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)作成。

4-2 事態の発生と安保理決議採択までの期間の関係

図表 4 から図表 7 までは、対北朝鮮、対イラン、対スーダン（ダルフール紛争）、対 DRC の 4 つの事例について、事態の発生から制裁の発動までに要した期間をまとめたものである。対北朝鮮、対イランは核兵器や大量破壊兵器に関する制裁、対スーダン、対 DRC は内戦に関する制裁の代表例として取り上げている。起点となる事態の発生をどのタイミングに設定するかが問題となるが、本報告書では、起点となり得るタイミングをいくつか取り出し、それぞれ制裁発動までの日数を計算している。たとえば、対北朝鮮制裁で 1998 年のテボドン 1 号の発射を事態発生の起点とした場合、S/RES/1718 が発動されるまでの期間は 2,966 日となる。2006 年 7 月 5 日のテボドン 2 号発射を起点とすると 101 日、同年 10 月 9 日の核実験を起点とすると 5 日となる。イラン、スーダン、DRC の事例についてもそれぞれ図表のとおりである。

対北朝鮮制裁を見ると、1998 年のテボドン 1 号発射では安保理決議が採択されず、2006 年のテボドン 2 号発射では S/RES/1695 は採択されたが制裁は要請にとどまった。しかも、S/RES/1695 を採択するまで 101 日を要している。しかし、10 月 9 日に核実験が実施されると、わずか 5 日後の 10 月 14 日に安保理は S/RES/1718 を採択し、制裁を義務化している。対北朝鮮制裁の経緯を見るに、核実験は一際重大な事態と捉えられたといえ、北朝鮮に微温的な態度をとる中国も制裁の発動を容認せざるをえなかったといえる。

他方、対イラン制裁では、IAEA が 2006 年 2 月 4 日に安保理にイランの違反を報告する決議（GOV/2006/14）を採択してから制裁発動まで 326 日を要している。また、ナタンズとアラクにおける原子力施設開発が発覚してから数えると 4 年以上の年月がかかっている。IAEA が違反と判断したとはいえ、イランの場合は核実験までには至っていなかったことが、対北朝鮮制裁に比較して、制裁発動まで時間を要した原因と考えられる。

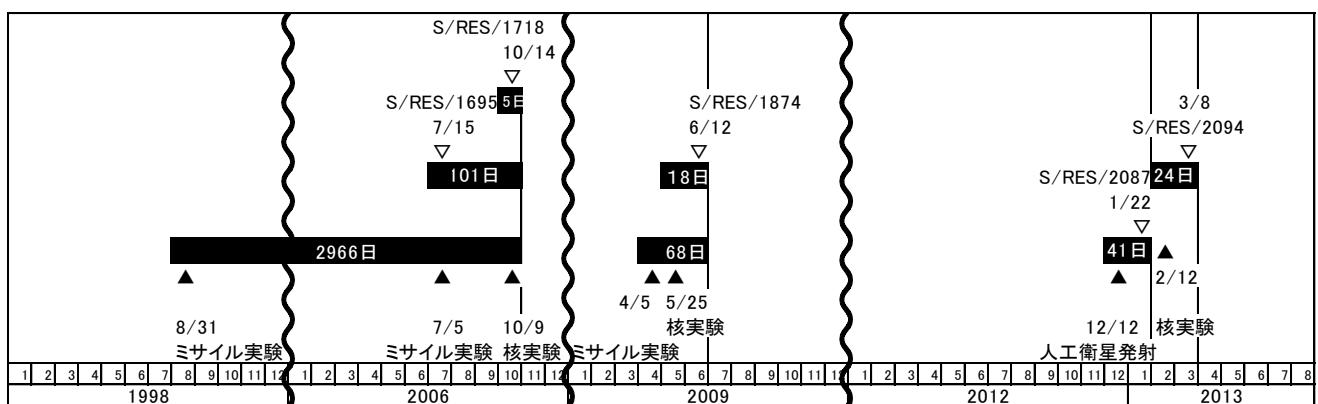
対北朝鮮制裁からもう 1 ついえることは、一度制裁が発動されると、制裁対象国に対する追加的な制裁が発動しやすいということである。1998 年のテボドン 1 号発射では安保理決議が採択されず、2006 年のテボドン 2 号の発射でも制裁は義務化されなかった。特に 1998 年のテボドン 1 号は日本列島を越え太平洋に落下したように日本の安全保障上重大な問題であったが、安保理の対応を見る限り、日本の懸念を国際社会全体で共有していたとは言い難い。

しかし、2009 年 4 月 5 日にミサイルが発射されると安保理は 48 日後に S/RES/1874 を採択し、2012 年 12 月 12 日の人工衛星（ミサイル）発射では 41 日後の 2013 年 1 月 22 日に S/RES/2087 を採択した。後者では、北朝鮮はミサイルではなく人工衛星と称し、また発射を事前通告するなど 1998 年のテボドン発射に比較すると近隣諸国に「配慮」していた。しかし、決議は 41 日と比較的短期間のうちに採択されている。また、2013 年 2 月 12 日の核実験を受けて採択された S/RES/2094 は、領域内の貨物検査を義務付けるなど、これまで実施されてきた安保理の制裁の中でも厳しい措置が盛り込まれている。北朝鮮に対する安保理の対応を見るに、北朝鮮の行為に対する国際的な関心と懸念が高まっていると評価

することができる。

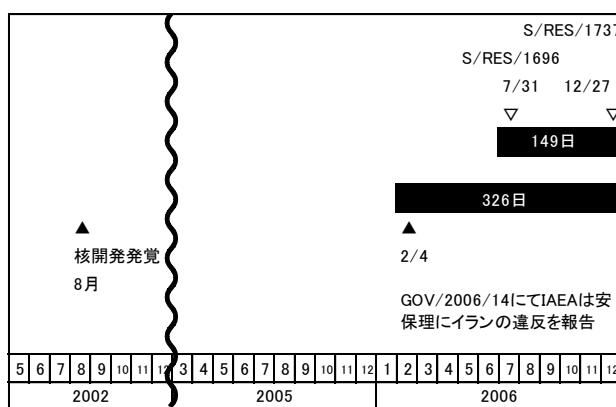
安保理決議に基づき制裁が発動されたにもかかわらず、北朝鮮は核兵器開発や弾道ミサイル、大量破壊兵器開発を止めていない。制裁の有効性は限定的といえるが、これまで安保理決議を積み重ねたことで北朝鮮に対する国際的な関心や懸念を高めることには成功している。その意味で北朝鮮の核兵器開発や大量破壊兵器開発を阻止するに至らずとも、制裁は十分意義あるものと評価することができる。

図表 4 対北朝鮮制裁における事態発生から制裁発動までの期間



(出所) 安保理決議等に基づき三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)作成

図表 5 対イラン制裁における事態発生から制裁発動までの期間

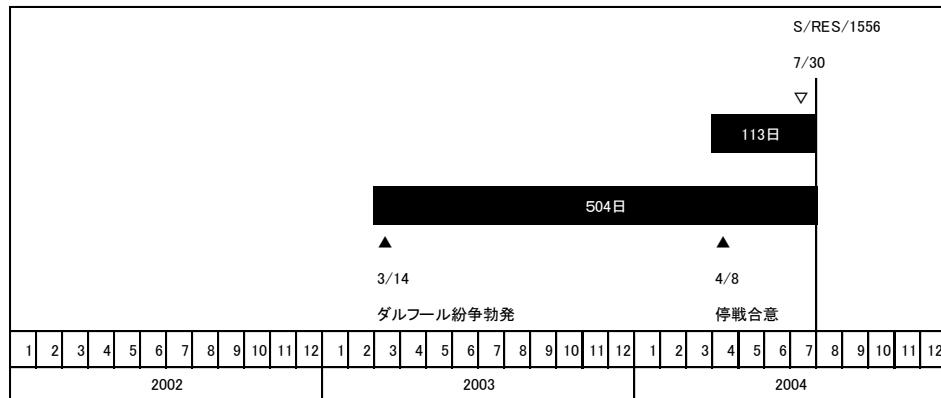


(出所) 安保理決議等に基づき三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)作成

次に、対スーダン制裁と対DRC制裁を見ると、前者は内戦勃発から制裁発動まで504日、後者は約1,792日をしており、いずれの事例も制裁発動まで長い期間を必要とした。ここでは取り上げていない対ルワンダ制裁、対シェラレオネ制裁も、内戦勃発から制裁発動まで数年の時間を要しており、安保理はアフリカの内戦に迅速に対応してきたとは言い難

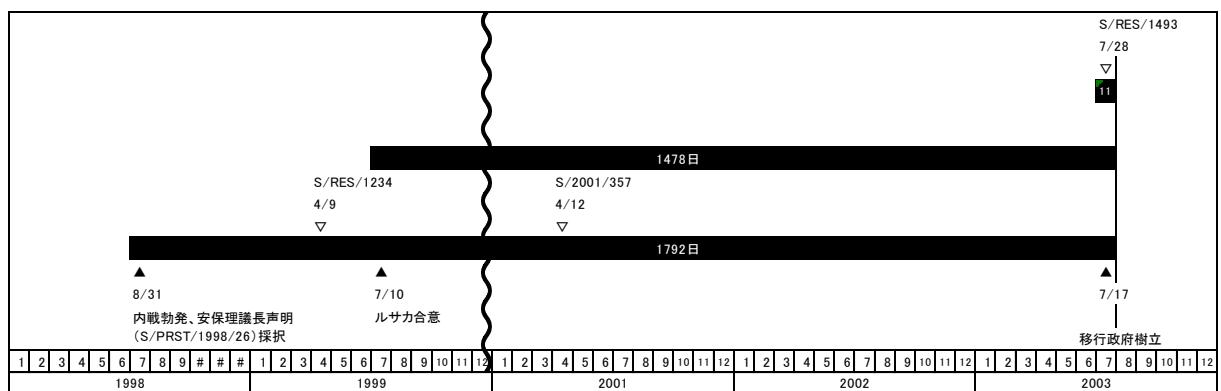
い。

図表 6 対スーダン制裁（ダルフール紛争）における事態発生から制裁発動までの期間



(出所) 安保理決議等に基づき三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)作成

図表 7 対 DRC 制裁における事態発生から制裁発動までの期間



※内戦勃発日を特定できないため、便宜上、内戦勃発を受けて採択された安保理議長声明(S/PRST/1998/26)を起点にしている。

(出所) 安保理決議等に基づき三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)作成

4-3 人権・人道規範の発展と制裁への影響

人権・人道規範の発展は、第 2 次世界大戦後、とりわけ冷戦後の国際的な潮流である。こうした国際環境の変化は制裁のあり方にも影響を与えている。

最も顕著なものとして、スマート・サンクションという概念が制裁に持ち込まれ、制裁の影響が無辜の市民に及ばないよう配慮されることになったことがあり、このことは 1-3 及び、4-1-1 すでに論じてきたとおりである。

これとは別に近年見られる傾向として、制裁対象の個人及び団体のリスト化・非リスト

化プロセスにデュー・プロセスを求める声が強まっていることがある²⁰⁹。たとえば、2008年、カディ（Kadi）事件のEC裁判所上訴審は安保理決議を履行したEC規則を無効と判断した（第1審では国連憲章103条を根拠にEC規則を有効と判決）²¹⁰。EC裁判所上訴審は、制裁委員会のリスト作成プロセスが不透明かつ基準が不明確でありデュー・プロセスに欠けること、個人の財産の保護はユス・コーベンス（強行規範）であることを根拠に挙げた²¹¹。また、サヤディ（Sayadi）事件では、自由権規約委員会は、ベルギーが制裁リストに掲載された個人の移動の自由とプライバシーを侵害したとして、自由権規約に違反したと認定した²¹²。こうした、制裁委員会のリスト作成プロセスや非リスト化プロセスが不透明であることや個人の権利侵害を根拠に安保理決議に基づく制裁の正当性を疑問視する見方が近年現れている。

こうした批判を受けて、対アルカイダ・タリバン制裁では、オンブズパーソン制度が2009年に導入された。しかし、EU裁判所におけるKadiII判決（第1審）で再び安保理決議を履行したEC規則の無効が支持された。同判決ではオンブズパーソン制度だけではデュー・プロセスを満たしたとはいえないと判断されている。カディ事件やサヤディ事件と同様の訴えは他にもあることから、今後、国連としてもデュー・プロセスの向上に配慮しなければならない可能性がある。

人権・人道規範を尊重することはそれ自体望ましいことである。しかし、制裁の実効性という観点からみた場合、高い水準の人権・人道規範の追求することは制裁の実効性を損ねるおそれがある²¹³。上記のとおり、EC裁判所は制裁委員会のリスト化プロセスがデュー・プロセスの基準を満たさないと判断したわけだが、仮に各国レベルで高度な人権・人道基準を要求した場合、途上国がその基準を満たせない可能性がある。5にて後述するように途上国は制裁の実施能力を欠いており、現状でも積極的に制裁を実施しているとはいがたい。ここにさらに高度な人権・人道基準を要求すれば、途上国の負担はさらに増加し、今以上に制裁実施が困難になる可能性がある。人権・人道基準の尊重は国際的な潮流であり、不可逆的なものであるが、今後、人権・人道規範の尊重と制裁の実効性との間の両立をどう満たすかを考える必要がある。

²⁰⁹ 以下、吉村祥子氏へのヒアリング及び吉村「国連安全保障理事会によるテロリストに対する制裁」に基づく。

²¹⁰ カディ事件については、松隈潤「制裁における国際人権法・人道法の役割」『東京外国语大学論集』第80号（2010年）93-96頁を参照。

²¹¹ なお、EC上訴審の判決は制裁委員会がリストを作成すること自体を問題視するものではなく、あくまでデュー・プロセスが欠けることを問題にしたものである。

²¹² サヤディ事件については、松隈「制裁における国際人権法・人道法の役割」96-97頁を参照。

²¹³ 中谷和弘氏へのヒアリング。

5 制裁の課題・限界に関する分析

制裁の課題・限界のうち、その最たるものは、制裁の実効性を担保することが難しいことである。ただし、この問題の原因はいくつかに分けることができる。1つは、制裁の手段が限られていることであり、特に禁輸措置の場合、貨物検査が義務でないことは大きな制約となっている。次に加盟国が制裁を実施しないことであり、この原因も実施能力が欠けるために実施できない場合と、能力はあるが実施する政治的意図がない場合に分けることができる。以下、それぞれの点について課題を検討する。

5-1 制裁手段の制限

制裁を有効なものにするためには、多様な制裁手段の中から適切なものを選択できることが望ましい。また、より制裁対象国にコスト負担を強いる手段が可能であること、制裁手段の有効性を強化する手段が採れることが望ましい。しかし、現在の制裁ではこれらの条件を満たすことは困難である。スマート・サンクションの概念が浸透し、制裁手段が定式化してきたことは先に述べたとおりである。スマート・サンクションの概念が浸透することで、一般市民に影響が及ぶ制裁手段は取りづらくなっている。また、制裁対象国がより多くのコストが発生する制裁のほうが対象国の政策変化を促しやすく、その点ではターゲットを絞った制裁よりも包括的な禁輸措置のほうが相手国により大きな打撃を与えることができる。しかし、スマート・サンクションの概念が浸透することで、仮に包括的な禁輸措置のほうが有効な場合であったとしても、その手段を採用することはできない。その意味で、現在の制裁は手段が制限された状態にあるといえる。

制裁、特に禁輸措置を実効的なものにするための手段として、貨物検査がある。これまで貨物検査が実施されたのは、南ローデシア、イラク、旧ユーゴ、ハイチ、北朝鮮、iran、リビア（2011年～）の事例があるが、基本的に貨物検査の実施は各国の判断にゆだねられており、全ての事例が「要請」にとどまっていた。ただし、2013年3月に採択された対北朝鮮安保理決議 S/RES/2094 で、自国領域内の船舶検査が義務付けられた。自国領域内にとどまるものの、貨物検査が義務付けられた初のケースであり、義務化が制裁の実効性に寄与するか、今後検証する必要がある。

5-2 制裁の不実施①：能力の欠如

対イラン制裁の制裁実施モニタリング・チームの報告書で指摘されているように、制裁を実施するための能力が欠けている国は、制裁の実施に消極的になる。特に貨物検査について、対北朝鮮制裁専門家パネルは、加盟国は禁輸品を貨物検査・押収・処分しなければならないが、それらの措置を実施するには、①貨物検査を受けた荷送り人（shipper）が当該国を法的に訴える可能性があること、②押収品を処分するためのコストがかかること、③大規模港で臨検を実施すると、他の貨物の輸送が滞る、といったコストを負担しなけれ

ばならない。こうしたコスト負担をしなければならないことから、加盟国はそれらの措置の実施に消極的になる。

5-3 制裁の不実施②：政治的意思の欠如

制裁を実施しないもう 1 つの理由として、能力はあるが制裁を実施する政治的な意思を持たない場合がある。

ただし、制裁違反国のうち、政治的意思のない違反国に対して、安保理として採り得る措置は少ない。最も強力なものでも制裁違反国に対する名指し非難決議にとどまる²¹⁴。しかし、対北朝鮮制裁における中国のように、常任理事国が制裁に違反している場合、拒否権により、名指し批判決議さえも採択できない。名指し批判が出来ない場合、安保理のもとで可能な措置はほとんどない。

名指し批判以外では、対シェラレオネ制裁違反を理由とした対リベリア制裁のように、違反国に対して制裁を発動することもあった。しかし、これも上記と同様の理由で、常任理事国に対しては実施が困難である。

²¹⁴ 吉村祥子氏へのヒアリング。

6 提言

国連安保理による非軍事的強制措置（経済制裁措置）に関連して、以下の 9 点にわたり提言を行うこととしたい。第 1 乃至第 6 の提言は、安保理に対する提言であり、日本政府が安保理に何らかの形で働きかけることを期待するものである。第 8 及び第 9 の提言は、日本政府自身に対する提言であり、今後の経済制裁措置の実効的な履行のために有益だと考えるものである。

第 1 に、一層効果的な金融制裁の手法の開発が望まれる。金融制裁は、（安保理決議に基づくものではなく国家の単独の決定に基づくものであるが）2005 年に米国が USA Patriot Act 311 条に基づきマカオのバンコ・デルタ・アジアにある北朝鮮関連の口座を凍結したことが、北朝鮮に対する大きな打撃となったように、やり方次第では高い実効性を期待できるものである。有責指導者の個人資産の凍結はスマート・サンクションの中心的措置となっており、近年の安保理決議に基づく経済制裁措置においては包含されることがむしろ普通であるが、一層効果的な手法の開発が強く望まれる所である。特に重要なのは、租税回避地（tax haven）と呼ばれる、秘密銀行口座を維持することにより莫大な資金を企業や富裕層から集めている国家・地域にある有責指導者や関連企業・ファンド・団体の秘匿口座を把握し、これらを凍結することである。近年では tax heaven も主要諸国と租税条約や租税情報交換協定を締結するようになり、国家主権を盾にとって協力を拒否することは減少してきたが、国際租税監視ネットワークと金融制裁とを有機的にリンクさせることによって、有責者（個人・団体・企業・ファンド）の金融資産を遺漏なく把握し凍結できる体制を早急に整えることが望まれる。また、一部の論者は、国際法違反国の有責者は往々にして国富（国民の富）を篡奪して、tax haven にその資金を隠匿し、当該資金は私腹を肥やしたり、民衆を弾圧したり、国際法違反の遂行のための武器の購入に充てたりしている現象を「民衆の富の篡奪」（indigenous spoliation）と呼び、民衆は返還請求権を有すると主張する。このような考え方自体は実定国際法規として結晶化に至った訳ではないが、資産凍結措置は国際法違反に対抗すると同時に「民衆の富の篡奪」の返還要請にも応え得るという、いわば二重機能を有する措置であることを認識した上で、金融資産凍結措置に真摯にとりくんでいくことが重要である。

第 2 に、（第 1 の最後の点とも関連するが）、経済制裁措置の実効性を高め、標的国への輸出・投資・資金供与を discourage するための手段として、安保理決議において、標的国が今後負う債務は憎忌債務（odious debt）であると宣言することが考えられ、安保理はこの課題について検討をすべきである。憎忌債務とは、政府指導者が私腹を肥やしたり民衆を弾圧したりするための武器購入に充てたりするために外国から負う債務であり、このような憎忌債務については革命やクーデターによって成立した新政府は承継する義務を負

わない（一国内での政府の交代の場合の債務の承継の原則に対する例外をなす）という考え方である。一部の論者によって主張されるにとどまり、慣習国際法として結晶化に至った訳ではないが、もし安保理決議において憎忌債務の認定がなされれば、標的国の経済的信用は失墜し、標的国への輸出・投資・資金供与は激減するであろう。これは、最も効果的な「劇薬」となる可能性を有するものであり、安保理として検討するに値するものである。

第3に、戦略物資や機微技術の輸出規制に関して、安全保障輸出管理レジームとのリンクをすすめることが望まれる。大量破壊兵器に転用可能な技術や資機材に関する安全保障輸出管理レジームは先進諸国を中心として分野毎に非拘束的合意のレジームとして成立してきた。具体的には、原子力関連技術・資機材に関する原子力供給国グループ（NSG）、生物・化学兵器関連技術・資機材に関するオーストラリア・グループ（AG）、ミサイル関連技術・資機材に関するミサイル関連技術レジーム（MTCR）、通常兵器及び関連汎用品・技術に関するワッセナー・アレンジメント（WA）がこれに該当する。

主要国では国内的にこれらの非拘束的合意を強制化しており、日本も外為法によって刑事罰をもって履行を担保している。経済制裁のレジームと安全保障輸出管理レジームは別個のレジームとして認識されてきた。たしかにこの2つは目的を異にするものではあるが、経済制裁の標的国は往々にして（イランや北朝鮮のように）大量破壊兵器の開発をすすめる国家であり安全保障輸出管理上の懸念国であるため、この2つのレジームをより有機的にリンクさせが必要かつ有用な場合は少なくないと解される。詳細情報の共有はその第一歩であるが、安保理は積極的にこれらの各レジームとの一層の協調・協力関係を全般的に確立すべきである。

第4に、新しい様々なサービス貿易に対する適正な規制のあり方を検討し、実行すべきである。現代国際社会においては多様な形態のサービス貿易が出現している。従来の安保理決議では考えられていなかった新しい形態のサービス貿易の規制をしないと標的国に経済制裁のぬけ穴を与え経済制裁の実効性を大きく損なう事態も出現してしまうかもしれない。そのような事態を防ぐために、安保理としては最新のサービス貿易のあり方を十分に把握した上で、その実効的な規制のあり方を検討すべきである。なお、これと関連して、インターネットをはじめとするコンピューター関連のサービス貿易の規制をどのように行うべきかについて、規制自体の適否を含めて早急に検討すべきである。また、経済制裁の範疇を超えると思われるが、サイバー手段を強制措置の一手段として用いることに可否についても検討が望まれる。

第5に、経済制裁措置の実施にあたっては、迅速かつ包括的に行うことが重要であることを安保理として再確認することが重要である。経済制裁措置は軍事的措置と比して一

般には強度の弱い措置である。さらに、資産凍結措置や送金禁止措置をはじめとする金融制裁措置は、資金の引き出しや移転はほぼ瞬時に可能であるため、迅速に実行しないと措置はおよそ実効性を欠いたものになってしまう。にもかかわらず、現実には、経済制裁措置の実施は往々にして *too little, too late* である（北朝鮮に対する安保理の対応がその典型である）。これでは、経済制裁措置によって現在進行中の国際法違反を停止させたり、同様の国際法違反の再発を防止したりする効果はおよそ期待できなくなってしまう。包括的な措置をとってしまうと標的国が違反を停止しない場合に第 2 弾としてとる措置がなくなってしまうことを考慮するあまり、中途半端な部分的措置の発動にとどめることは、これまでの苦い経験に照らすと、拙い戦術であったと評価せざるを得ない。当初の段階から迅速かつ包括的な経済制裁措置をとり、標的国の態度に改善の変化がない場合にはこれを肅々と継続することを原則にすることこそが、「国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任」を負う安保理に求められる対応であろう。

第 6 に、経済制裁の発動に限定されるものではないが、安保理決議の解釈基準を明確化することが求められる。条約の解釈については（完全なものとはほど遠いが）条約法条約 31 条乃至 33 条に条約の解釈に関する一般的なルールがあり、これは慣習国際法として結晶化している。これに対して、安保理決議についてはそのような一般的な解釈基準は存在していない。国際司法裁判所はナミビア事件に関する勧告的意見（1971 年）において、安保理決議（のパラグラフ）の拘束力の基準としては「解釈されるべき決議の文言、決議に至る討論、援用される憲章の条項、安保理決議の法的帰結を認定するのに役立つあらゆる事情」に照らしてケース・バイ・ケースで決定されるべきだと指摘したが、決議の文言の解釈自体について明確な基準を示した訳ではなかった。安保理決議の有権的解釈権は安保理自身が有する。統一的な解釈の提示を安保理に求めるることは現実には困難な場合も少なくないであろうが、解釈基準を提示すること自体は不可能ではなかろう。安保理決議の解釈基準は条約の解釈基準を準用してよいか、準用する場合にはどの点につき必要な変更を加えるか、が主な論点となろう。個々の決議の解釈については、安保理の補助機関であり事案毎に設置される制裁委員会においてなされることになろうが、S/RES/1718 において輸出禁止とされた「奢侈品」のリストは制裁委員会では決定できず、各国毎に決定したという例もある。安保理及び制裁委員会が解釈する場合並びに加盟国が解釈する場合の双方において、解釈基準の明確化は非常に重要である。

第 7 に、非軍事的強制措置（経済制裁措置）の実施によって経済的悪影響を被むる諸国家への実質的な支援の枠組を真剣に検討すべきである。国連憲章 50 条では、非軍事的強制措置（経済制裁措置）の履行から生じる特別の経済問題に直面したと考える国家は、安保理と協議をする権利を有すると規定する。現実には、このような国家（標的国と経済的な関係の強い周辺国をはじめとする国家）は協議を要請し、協議はなされるものの、安保

理としては当該国への支援を各加盟国に呼びかけるだけで、何ら現実の経済的支援の決定は行わず、一部の先進国が自発的な支援を行うにとどまっている。このような状況では、当該国は「背に腹は代えられぬ」として、経済制裁破りをしてしまうことが強く懸念される。安保理の決定に基づき経済制裁措置を実施する以上、加盟国間での負担の著しい不均衡の是正に向けて、安保理としては、補償基金の創設も視野に入れて、真摯に検討を行うべきである。また、このような第三国に生じた経済的悪影響に責任を負うのは原因行為国（標的国）であるから、安保理決議において「標的国は第三国に対して生じた経済的損害についても損害賠償義務を負う」という条項を挿入すべきである。

第8に、以上のような諸課題に対処するため、日本政府が主導して、セミナーを開催することが望まれる。かつて、金融制裁につきスイス政府が、旅行制裁と武器禁輸につきドイツ政府がセミナーを行い、影響力を発揮したことがあった。日本政府としても新しい時代にふさわしい経済制裁のあり方に関してセミナーを主催してこの分野において影響力を発揮することは、常任理事国のパスポートを獲得する上でも大いにプラスに作用するであろう。

第9に、我が国においても国連経済制裁（参加）法のような包括的な国内法を制定すべきである。我が国においては、安保理決議に基づく経済制裁措置の国内的履行は、外為法を中心とするが、外為法でカバーできない分野については各分野の業法によりパッチワーク的に対処してきた。しかしながら、既存の国内法では十分対処できなかつた場合もあり（例、旧ユーゴスラビア制裁を実施したS/RES/820では、旧ユーゴスラビアから加盟国に来る航空機・船舶・鉄道車両の没収を義務づけたが、日本ではこのような場合に没収を可能とする国内法がなかつたため、出入国管理難民認定法で対応した）、将来においては、特にサービス貿易の多様化により業法では対応できない（またそもそも規制する業法がない）分野において規制措置が安保理決議によって求められる場面も登場すると思われる。そのような場合にはかつてであれば行政指導による対処（企業・銀行・ファンドに措置に自発的に従うよう要請すること）が考えられたであろうが、行政指導は一種の超法規的措置であるという批判に加えて、今日、企業やファンドが日々行政指導に従うとは考えられないであろう（まして、外資系企業・ファンドについては尚更であろう）。米国は1945年に国連参加法（United Nations Act）、英国は1946年に国連法（United Nations Act）、シンガポールは1991年に国連法（United Nations Act）を制定し、非軍事的強制措置を履行するために必要な措置をとる権限を大統領や首相に付与し、措置が既存の国内法よりも優位することを規定している。このような国内法があれば、パッチワークの綻びがないかどうかを多大のコストをかけて常時懸念しなくとも、安保理決議を迅速かつ十分に履行できる国内法体制が整うことになる。

さらに、シンガポールの国連法では、企業や個人が契約不履行責任を問われずに安心し

て経済制裁に参加できる条項がおかれている点が注目される。企業や個人が懸念するのは、既存の契約と経済制裁の関係がどうなるか、契約の相手方から契約不履行として損害賠償責任を問われないかということであるが、国内法において経済制裁に従って取引停止をした私人が契約不履行責任を問われないことを確認する条項があれば、私人は安心して経済制裁措置に従うことができるるのである。「法律や契約の解釈から同様の結論が導かれるからそのような条項は不要」というのは私人の懸念をおよそ理解していない浅薄な態度である。私人の十分な協力なしには経済制裁措置は実効的になるえないことを肝にすえて、確認的な条項であっても法律において明示することが必要である。またこのような規定の存在は、外国の裁判所において涉外民事事件となった場合にも我が国のために少ながらぬ有利な影響をもたらすことになる。我が国においても、国連経済制裁（参加）法を制定するとともに、シンガポール国連法と同様、私人が契約不履行責任を問われずに安心して経済制裁に参加できる条項をおくべきである（新法の制定が無理な場合であっても、例えば外為法の中に当該条項をおくことが望まれる。民法改正にあわせて民法中に当該条項をおいてもよいかもしない）。